

令和7年度

北海道農業担い手育成センター事業等推進会議資料

令和7年 7月

公益財団法人北海道農業公社

Hokkaido Support Center for Prospective Farmers
(北海道農業担い手育成センター)

担い手支援部・農業経営相談室

〒060-0005

札幌市中央区北5条西6丁目1-23 北海道通信ビル6階

担い手支援部 TEL 011-271-2255

ホームページアドレス

<http://www.adhokkaido.or.jp/ninaite/>

農業経営相談室 TEL 011-522-5579

ホームページアドレス

http://www.adhokkaido.or.jp/to_keiei.html



FAX (担い手支援部・農業経営相談室共通) 011-271-3776

令和7年度北海道農業担い手育成センター事業等推進会議

【開催月日・開催時間・場所等】

- 令和7年7月16日（水）13時から
（札幌会場）公益財団法人北海道農業公社 会議室
*オンライン配信によるハイブリッド開催

【会議の内容等】

1 開会

2 挨拶

3 議題

- （1）令和6年度事業の実施状況及び令和7年度事業計画書（基本方針及び重点推進事項等）について
- （2）令和7年度（公財）北海道農業公社担い手本部各課（室）所管事業について（就農支援課・就農相談課・就農研修課・農業経営相談室）
- （3）北海道農政部技術普及課所管事業について
- （4）北海道立農業大学校所管事業について
- （5）農業研究本部花・野菜技術センター所管事業について
- （6）（一社）北海道農業会議所管事業について
- （7）北海道信用農業協同組合連合会所管事業について
- （8）日本政策金融公庫所管事業について
- （9）その他

4 閉会

【目次】

令和6年度事業の実施状況	1
令和7年度事業計画書	
Ⅰ 基本方針	17
Ⅱ 重点推進事項	18
Ⅲ 事業計画	19
第1 就農促進支援活動	19
第2 就農支援資金の適切な管理	21
第3 就農啓発基金事業	21
第4 農業青年海外派遣等事業	22
第5 農業次世代人材投資（準備型等）事業の実施	22
第6 農業経営者サポート事業・6次産業化サポート事業	22
（参考）北海道農業担い手育成センター及び地域担い手育成センターについて	23
担い手支援部（就農支援課・就農相談課・就農研修課）所管事業	
就農支援課	
就農啓発基金事業について	27
就農支援資金関係について	44
農業青年海外派遣事業について	58
就農相談課	
就農相談課所管事業の概要と対応について	61
Ⅰ 地域担い手育成センターとの連携活動	62
Ⅱ 就農相談	66
Ⅲ 就農啓発・広報活動	68
Ⅳ 新規就農者支援	69
就農研修課	
農業次世代人材投資（準備型等）事業について	77
農業経営相談室所管事業	
農業経営者サポート事業について	87
6次産業化サポート事業について	95
北海道農政部	
技術普及課担い手対策係所管事業について	103
北海道立農業大学校	
地域と農業大学校との連携による効果的な担い手の育成・確保等について	123
農業研究本部花・野菜技術センター	
北海道花き・野菜総合技術研修研修生募集について	131
北海道農業会議	
雇用就農資金について	135
北海道信連	
J Aバンク北海道の新規就農者向け資金について	143
日本政策金融公庫	
青年等就農資金等について	149
参 考	
担い手センターの設立及び変遷等	159
新規就農者優良農業経営者表彰事業歴代受賞者	161
センター職員等メールアドレス及び主な担当業務一覧	166
担い手育成会費事業会員名簿	168

令和6年度事業の実施状況

第1 就農促進支援活動

1 地域の就農活動との連携強化

センター事業等推進会議の開催

公社（北海道農業担い手育成センター）と地域担い手育成センター及び関係機関・団体との連携強化を図り、就農促進支援活動を効率的かつ効果的に実施するため、札幌市でオンラインを併用し推進会議を開催しました。

[配付資料]

令和6年度北海道農業担い手センター事業地区別推進会議資料（北海道農業公社）

〔内容：担い手センター事業計画、担い手センター所管事業、道農政部関係課所管事業、農業大学校、花・野菜センター、農業会議、北海道信連、日本政策金融公庫関係資料〕

※配布先：市町村、農業委員会、農協、中央会等農業団体、道関係機関、公社支所、北海道指導農業士・農業士

2 就農相談及び就農促進活動の実施

新規就農希望者の掘り起こしや就農への意欲を醸成し、円滑な新規就農等を促進するため、インターネットやスマートフォン等を活用し、就農相談会や地域の就農情報の発信などの広報活動を展開しました。また、オンラインによる就農相談や「新・農業人フェア」など全国規模の相談会へ参加したほか、農業系大学・専門学校の学生を対象とした就農ガイダンスを実施しました。

地域情報の提供を充実するため、地域を訪問調査する等コミュニケーションを強化し、道内各市町村の支援策や農業体験会などの情報を収集し、就農相談や「北海道新規就農フェア」を通じてタイムリーに相談者に提供を行ないました。

農業法人等への就職希望者には、職業安定法に基づく無料職業紹介事業により雇用情報の提供を行ないました。

(1) 新規就農・体験実習等の相談活動

■ R6年度相談者数の推移

(単位：人、%)

区 分	新規就農希望			体験実習希望			計			うちメールによる相談数	ホームページアクセス数
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計		
H7～ R元年度	15,561	2,967	18,528	4,214	4,523	8,737	19,775	7,490	27,265	5,745	3,315,195
2年度	387 (5)	133 (2)	520 (7)	17	7	24	404	140	544	109	165,838
3年度	373 (1)	129 (1)	502 (2)	12	3	15	385	132	517	85	155,524
4年度	413 (0)	152 (0)	565 (0)	12	10	22	425	162	587	64	136,015
5年度	312 (2)	127 (1)	439 (3)	19	14	33	331	141	472	46	118,263
6年度	349 (8)	182 (1)	531 (9)	25	19	44	374	201	575	52	150,015
前年比	111.9	143.3	121.0	131.6	135.7	133.3	104.8	142.6	121.8	113.0	126.8

※（ ）は、無料職業紹介での相談者数で内数。以下同じ。

■ R 6 年度相談者の希望作目 (単位：人、%)

区 分	酪農	稲作	畑作	野菜	花卉	軽種馬	その他	計
就農研修希望	54 (1)	37 (0)	54 (1)	219 (2)	10 (0)	1 (0)	157 (5)	531 (9)
構成比	10.2	7.0	10.2	41.2	1.9	0.2	29.6	100.0
体験実習希望	8	4	0	10	1	0	22	44
構成比	18.2	9.1	0.0	22.7	3.1	0.0	50.0	100.0
計	62 (1)	41 (0)	54 (1)	229 (2)	11 (0)	1 (0)	179 (5)	575 (9)
構成比	10.8	7.1	9.4	40.0	2.3	0.2	31.1	100.0
前年構成比	7.2	6.8	10.1	38.8	1.1	0.3	34.5	100.0

■ R 6 年度相談者の年齢 (単位：人、%)

区 分	20 歳未満	20 ～ 29 歳	30 ～ 39 歳	40 ～ 49 歳	50 歳以上	不 明	計
就農研修希望	31 (0)	132 (1)	121 (2)	131 (2)	104 (3)	12 (1)	531 (9)
構成比	5.8	24.9	22.8	24.7	20.0	2.3	100.0
体験実習希望	13	6	4	9	8	4	44
構成比	29.5	13.6	9.1	20.5	18.2	9.1	100.0
計	44 (0)	138 (1)	125 (2)	140 (2)	112 (3)	16 (1)	575 (9)
構成比	7.7	24.0	21.7	24.3	19.5	2.8	100.0
前年構成比	5.7	25.4	24.6	20.3	19.5	4.5	100.0

■ R 6 年度相談者の職業 (単位：人、%)

区 分	会社員	自営業	農業従事	学生	フリーター	公務員	無職	その他	計
就農研修希望	195 (4)	45 (1)	37 (0)	51 (0)	46 (1)	35 (0)	46 (2)	76 (1)	531 (9)
構成比	36.7	8.5	7.0	9.6	8.7	6.6	8.7	14.3	100.0
体験実習希望	8	1	0	15	5	3	4	8	44
構成比	18.2	2.3	-	34.1	11.4	6.8	9.1	18.2	100.0
計	203 (4)	46 (1)	37 (0)	66 (0)	51 (1)	38 (0)	50 (2)	84 (1)	575 (9)
構成比	35.3	8.0	6.4	11.5	8.9	6.6	8.7	14.6	100.0
前年構成比	37.1	7.4	5.9	11.0	9.6	5.1	9.3	14.6	100.0

■ R 6 年度相談者の出身地 (単位：人、件、%)

区 分	道内	東北	関東	中部	近畿	中四国	九州沖縄	その他	計
就農研修希望	214 (3)	16 (0)	75 (1)	30 (1)	45 (0)	14 (0)	18 (0)	119 (4)	531 (9)
構成比	40.3	3.0	14.1	5.6	8.5	2.6	3.4	22.4	100.0
体験実習希望	14	2	60	1	6	1	1	13	44
構成比	31.8	4.5	13.6	2.3	13.6	2.3	2.3	29.5	100.0
計	228 (3)	18 (0)	81 (1)	31 (1)	51 (0)	15 (0)	19 (0)	132 (4)	575 (9)
構成比	40.0	3.1	14.1	5.4	8.9	2.6	3.3	23.0	100.0
前年構成比	49.8	3.2	18.9	3.4	7.0	1.9	2.3	13.5	100.0

(2) 就農相談会等の開催

- ・ 公社主催の「北海道新規就農フェア」を6月と3月に開催したほか、道主催の「就農フェア」や国が主催する「新・農業人フェア」にも市町村とともに参加するなど、地域センターと連携した取組を進めました。
- ・ 「新規就農・農業体験相談」を公社事務所内で22回開催しました。(直接面談及びオンラインによる個別相談を月2回土曜日に開催)

3 農業系大学等への就農ガイダンス

農業を学ぶ大学生等に対して就農意欲の喚起を図るためのガイダンス等を実施しました。

■ R 6 年度実績：就農ガイダンス 農業系大学等 道内16校、道外8校

4 就農啓発・広報活動の実施

(1) 啓発・広報活動

新規就農の啓発や指導及び本道農業・農村の理解を深めてもらうための資料を作成し、相談者等へ配付しました。

■ R 6 年度実績：新規就農ガイドブック(2,400部)、新規就農者の横顔(1,200部)

5 新規就農者等交流会・女性農業後継者研修会の開催

(1) 新規就農者等交流会の開催

新規就農者や研修生等の情報交換会や仲間づくりを促進するため、総合振興局・普及センター等と連携し開催する指導農業士・農業士・研修生等受入農家などの関係機関との意見交換会や講習会、研究会の実施に対し、その経費の一部助成を実施しました。

■ R 6 年度実績：7回(6総合振興局・振興局) 助成額 319,000円

(2) 女性農業後継者研修会の開催

女性農業後継者を対象に、営農・生活技術習得や仲間づくりを目的とした研修会をハイブリッド方式で開催しました。

■ R 6 年度実績：令和6年12月3日～4日・参加者34名

6 グリーンパートナー活動の推進

農業後継者の配偶者の確保を図るため、優良活動事例の紹介等、グリーンアドバイザー（結婚相談員）の研修を行いました。

(1) グリーンアドバイザー研修会の開催

地域でグリーンパートナー対策の推進に取り組んでいるグリーンアドバイザーの研修会を行いました。

■ R6年度実績：令和6年11月21日・参加者57名

(2) グリーンユース交流会の開催

道内独身農業青年と道内独身女性の出会いの場として、例年「北海道ふれあい交流会」を開催してきましたが、本年度は事情により取りやめとなりました。

7 第三者農業経営継承の支援

後継者のいない移譲希望農業者が有する技術や経営ノウハウ、経営資産等の就農希望者への円滑な継承を推進するため、継承希望者の紹介、地域での移譲希望者と継承希望者とのコーディネート活動に対する支援などを実施しました。

■ R6年度実績：事業説明・地域研修会への講師派遣、ホームページでの情報提供（経営移譲物件などを記載）を行った。

■ 取組状況：移譲希望登録数20件、マッチング実施件数6件、研修受入件数3件
（R7年3月末現在）

■ 経営移譲成立件数：33件（H20年4月～R7年3月末まで）

第2 就農支援資金の管理

1 就農支援資金の貸付等の状況

就農支援資金は、平成29年度の新規貸付を最後に、現在は資金の管理を就農支援資金管理システムを活用しながら行うとともに、償還免除の承認業務を適切な現地確認等を行いながら実施しました。

■ 貸付・償還等の状況 （単位：件、千円）

区 分	貸付累計額		償還等累計額						R6 年度末 貸付残高	
			一時償還額		約定償還額等		償還免除額			
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
就農研修	6,726	6,003,408	1,549	1,316,685	2,018	1,437,837	1,895 (35,794)	2,881,833	1,264	367,053
教育研修	4,669	2,764,210	875	440,339	1,139	490,737	1,754 (28,126)	1,667,781	901	165,353
農家研修	1,929	3,001,248	652	836,425	797	866,612	123 (7,047)	1,099,262	357	198,949
海外研修	128	237,950	22	39,921	82	80,488	18 (621)	114,790	6	2,751
就農準備	613	1,145,140	144	197,251	273	357,003	68 (2,561)	500,679	128	90,207
合 計	7,339	7,148,548	1,693	1,513,936	2,291	1,794,840	1,963 (38,355)	3,382,512	1,392	457,260
	3,785								773	

注) ①合計欄下段は実者数。

②償還等累計額欄の件数は回収件数。償還免除額欄の件数（ ）は取扱年度ごとの承認累計件数。

③約定償還額等には条件変更後の分割償還額（毎月払等）及び繰上償還額を含む。

2 貸付業務の委託

就農支援資金事務委託契約書に基づく、就農支援資金の貸付に関する事務の一部を北海道信用農業協同組合連合会に委託しました。

■ R6年度事務委託料支払実績：625,529円

3 就農支援資金償還免除の実施

次代の本道農業を担う意欲あふれる青年等の就農を促進するため、知事が認定した就農計画に沿った就農を5年以上継続して行っている認定就農者に対して、就農支援資金の約定償還時点に、就農後の農業経営の負担軽減のための措置として、一定限度の範囲内で就農支援資金償還免除事業を実施しました。

■ R6年度償還免除件数及び金額

区 分	免除件数（免除対象者）	免除金額
令和6年4月30日 償還分	就農研修資金	313件
	就農準備資金	55件
	計	368件（272者）
令和6年10月31日 償還分	就農研修資金	79件
	就農準備資金	8件
	計	87件（80者）
合 計	就農研修資金	392件
	就農準備資金	63件
	計	455件（352者）

4 就農支援資金の貸倒引当金及び債権償却実績

- 貸倒引当金積立額 98,192千円
うち令和6年度貸倒引当金積立額 3,492千円
- 令和6年度末までの債権償却額 32,946千円
- 令和6年度末貸倒引当金残額 65,246千円

第3 研修教育体制の整備

1 就農研修者家賃助成事業（研修生の生活基盤の支援）

円滑な就農研修を支援するため、借家等に入居して、指導農業士など先進農家等で研修を受けている認定就農者に対し、家賃の一部助成を実施しました。

■ R6年度実績：6名 668,000円

〔家賃額の1/2以内、月額10,000円上限（3年以内）〕※次世代資金の交付者を除く。

2 就農研修者大型特殊免許取得支援事業

研修生（新規就農希望者）の資質向上を図る目的で就農研修者に対し大型特殊免許取得にかかる費用の一部助成を実施しました。

■ R6年度実績：14名 667,000円〔取得経費の1/2以内、50,000円上限〕

3 農家研修受入体制強化事業

就農研修や体験実習における事故防止や事故発生時の危機管理について、道や労働関係機関と連携し受入農家等への情報提供と普及啓発に努めるとともに、農家等で研修・実習する者の傷害保険の加入に対する掛金の一部助成を実施しました。

■ R6年度実績：38名 487,072円

共済期間内掛金の2／3以内
(研修者) 14,566円上限
(実習者) 6,555円上限

第4 農業技術研修員受入等事業

発展途上国の様々な農業振興上の課題解決に資することを目的とした独立行政法人国際協力機構（JICA）が行う農業技術研修員受入事業を受託し、来日研修を実施しました。

■ R6年度実績「2024年度農民参加による農業農村開発コース」：アフリカ圏4か国参加

第5 就農啓発基金事業

1 新規就農優良農業経営者表彰事業

(1) 新規就農者

就農青年及び就農希望青年の就農意欲の啓発と高揚を促し新規就農を促進するため、就農青年及び新規就農希望青年の模範となるような優良な農業経営を行っている新規就農者1組を、令和6年11月21日・ホテルポールスター札幌において表彰しました。

■ R6年度実績：最優秀賞1組 畑作農業者（美幌町・平成27年就農）

(2) 北海道立農業大学校卒業生

北海道立農業大学校の課程・部門を終了し、道内で直ちに就農する卒業生で、在学中、特に優秀な成績を修め他の模範となる卒業生を表彰（北海道農業公社理事長賞）しました。

■ R6年度実績：表彰者4名 畜産経営学科、畑作園芸経営学科、稲作経営専攻コース、農業経営研究科各1名を3月7日農業大学校卒業式において理事長から表彰。

2 新規就農者等育成団体支援事業

本道の農業・農村において、新規就農者や農業体験希望者など本道農業の担い手の育成・指導等や農村女性の活動支援、配偶者対策などのための活動を広域的に行っている団体等の活動を支援するため、その団体等が行う事業に要する経費について、その一部を助成しました。

■ R6年度実績：3団体 463,000円

3 研修生受入環境整備支援事業

新規就農希望者が就農に必要な農業技術又は経営方法を実地に習得するために実施する農家研修の受入環境を整備するため、地域担い手育成センター等が行う施設等の整備について、その経費の一部を助成する事業ですが、本年度は取組がありませんでした。

■ R6年度実績：取組なし

4 担い手育成確保対策調査・研究事業

担い手育成確保対策の効果的な推進を図るため、農業・農村の担い手育成確保事例の収集・分析さらには課題の洗い出しとその解決方法等の調査・研究を道内研究機関・団体等に委託しました。

- R6年度実績：テーマ「環境変化に対応した新規参入支援体制の構築に関わる調査研究」（2か年事業の2年目）
委託先 （一社）北海道地域農業研究所
委託費 1,600,000円

第6 農業次世代人材投資（準備型等）事業

就農前の研修期間中の所得を確保し、青年の就農意欲を喚起するための資金を、道が認める道立農業大学校等の教育機関や先進農家・農業法人等で研修を行っている就農予定者からの申請に基づき交付しました。

- R6年度実績：90名 1億2,725万円

- 青年就農給付金・農業次世代人材投資資金（準備型）年度別給付実績

年度	受給者数（名）	給付・交付額（千円）
平成24年度	129	243,500
25年度	193	226,125
26年度	202	269,375
27年度	201	274,375
28年度	231	315,625
29年度	237	327,000
30年度	195	274,500
令和 元年度	170	243,750
2年度	155	237,250
3年度	123	213,000
4年度	132	176,500
5年度	119	193,125
6年度	90	127,250

第7 農業経営者サポート事業

令和2年度より、公社が事業主体となり実施している農業経営者サポート事業については、担い手本部に農業経営相談室を設置し、農業者の抱える経営改善に向けた法人の設立や円滑な経営継承に対して相談及び専門家（中小企業診断士等）の派遣等による支援を行いました。

- R6年度実績：専門家派遣 109回（支援対象者117件） 相談会・研修会 9回

第8 6次産業化サポート事業

令和3年度より、北海道から6次産業サポート事業を受託するにあたり、経営相談室内6次産業化サポートセンターを開設し、6次産業化に取り組む農業法人等に対応した相談及び専門家（地域プランナー）の派遣による支援を行いました。

- R6年度実績：相談対応 210回 専門家派遣 52回（支援対象者10件）

1 調査研究の趣旨と事例の位置づけ

北海道における2022年の新規就農者（新規学卒就農者、Uターン就農者、新規参入者）数は過去最少であったが、その中でも新規参入者の存在感は高まっている。ただし、その新規参入もこの数年の間に「新型コロナ危機」、「ロシア＝ウクライナ戦争を契機とした食料・生産資材価格の高騰」、「酪農危機」の3つの危機を経験している。

本調査研究は、この3つの危機を「環境変化」として捉え、その影響が新規参入支援の現場でどのようなかたちで現れているのか、そして、環境変化に対応した新規参入支援体制の再構築は展望できるのか、そのことが新規参入者の継続的な確保に結びついていくのか、こうしたことを基本的な問題意識として共有し、道内各地を横断的に調査し、実態分析をおこなった。対象とした地域は、酪農地帯、施設園芸地区、畑作・酪農地帯、肉牛・酪農地域、水田地帯等とし、以下の事例調査結果のとおり、それぞれの特徴的な取組を確認した。

2か年にわたる調査結果で得た分析では、第1に、従来の研修牧場等での育成を経た新規就農ではなく、意外なほど第三者継承方式が広がっていることが挙げられる。しかしながら、第三者継承にはトラブル発生的一面もあり、これらの課題整理が必要であると考えられる。第2には、地方創生を背景に、行政が前面に立つパターンが支配的であることが認められた。第3には、低地価地域ほど就農支援が進めやすくなっていることから、農地バンク活用方法の検討が必要であると考えられる。

【事例調査】

2 酪農専業地帯における所得低下と新規就農支援

○ 資材価格高騰が酪農に与える影響

- ・ 収益減と費用増の二重構造による著しい所得低下が見られる。
- ・ 道東酪農地帯のクミカンを見ると「資金受入」が急激に増加している。新規就農者の営農継続に向けては資金繰りが重要視される。

○ 別海町の事例

- ・ 町・農協・乳業興社の共同出資により運営されている研修牧場では、作業全般や座学研修を実施。研修生には給与支給のほか、保険や年金も完備されており、就農に際しては各種助成措置がある。
- ・ A氏（2015年就農）は、就農時に多額の負債を抱えたが、2022年からの放牧体系の見直しや就農時の各種助成の蓄積等で経営を軌道に乗せた。

○ 浜中町の事例

- ・ 研修牧場は、町と農協により設置されたが、現在は独立した有限会社として運営されている。研修は基本的に夫婦単位で、研修期間中は従業員として雇用。リース事業は町が半額負担。
- ・ B氏（2020年就農）は、昼夜放牧を実施している。費用面では、飼料費はほぼ計画通りだが、修理費、租税公課所負担等で大きな計画超過が見られる。

○ 小括

- ・ 関係機関による就農開始時の手厚い経済支援は、極めて重要で、就農先情報を早期に提供し、就農の準備に時間を取ることも求められる。

- ・ 新規就農者は、外的環境の急速な変化に対応する能力（レジリエンス）を高める必要がある。年初めのクミカン計画は、営農関係機関の職員が徹底的にサポートをすることが必要。
- ・ 研修機関では、新規就農者の技能や経営管理能力を向上させるための、実践的トレーニングを提供する機会を提供することも重要。
- ・ 支援機関では営農面でのサポートだけではなく、新規就農者が意識的に地域コミュニティに触れる機会を提供することも必要と考えられる。

3 中山間酪農地域における新規就農者の受入動向と環境変化の動向

○ 足寄町の新規参入支援体制

- ・ 多様な酪農経営が存在している足寄町では、条件不利地において放牧酪農をしていた歴史がある。1996年の「足寄町放牧酪農研究会」を設立し、2004年には「放牧酪農推進のまち宣言」を行うなど、放牧酪農の知見を深めてきた。
- ・ 農協職員の退職者を「営農支援員」として配置し、新規就農者を研修の段階からサポート。支援員を通じて町と農協が長期継続的に連携してきたことで、支援基盤を強固なものとしている。
- ・ 離農者が多発しやすい条件不利地に入りやすいだけでなく、少ない資金でも経営を開始でき、道外の若者にとって魅力的な経営形態に映るため、酪農経営の4分の1弱が放牧酪農の新規参入者（19戸）となっている。

○ 酪農部門における環境変化の影響

- ・ 足寄町の放牧酪農経営では、飼料に象徴される資材価格の高騰に対して、より低投入
- ・ 低コストを追求し、経営の維持を図ってきた。
- ・ 直近の飼料や燃料価格の高騰は、酪農経営に深刻な影響を与えており、足寄町も独自の経営継続支援事業を行っているが、いつまで続けられるか不透明な状況。
- ・ 乳価は高単価になったものの、飼料や資材価格の高騰等の厳しい状況が継続し、それが農業所得を押し下げていることは明白。

○ 事例から見た放牧酪農の現状と課題

- ・ A氏（2010年就農）は東京出身で、アメリカやニュージーランドでの研修を経て新規就農。就農時の投資は大きかったが、物価高騰の影響が深刻化する前に借入金返済のピークが過ぎていたことが有利に働いている。
- ・ 埼玉県出身のB氏は、アメリカでの農業研修後、会社員を経て足寄町で研修し家族を伴って就農した。借入金返済が大きくなるのは2024年以降。
- ・ C氏は共済組合の獣医師として12年間の勤務を経て就農。居抜きで譲受した農場の譲渡者とは良い関係が続いている。
- ・ D氏は元自衛官で、実家が黒毛和牛の肥育経営で、妻の実家も酪農経営だったこと、マイペース酪農（絵本）から影響を受けたこと等により放牧酪農で就農。
- ・ 居抜き形態は初期費用が安く済み、技術継承の面からも早期に経営の安定化を実現する可能性が高いが、譲渡者と新規参入者の間でのトラブル発生も垣間見られる。

○ おわりに

- ・ 近年の資材価格高騰などで、新規参入のハードルは高くなってきており、受入れ支援のためには激変緩和措置が必要だが、飼料購入のための費用補助では不公平感が生まれやすく、乳価の上昇とその維持が期待される。
- ・ 小規模な放牧酪農経営維持のためには、地域全体での生乳生産が維持されることも重要であり、その為には一般酪農経営の存在が欠かせない。

- ・ 新規就農者の受入と、コントラクターや酪農ヘルパー等の地域の支援組織の担い手確保を連動させながら、一体的に多様な人材を受け入れていく方向も検討する必要がある。

4 新規就農応援隊とＪＡ、自治体が連携した新規就農対策

- 新規参入支援において、自治体やＪＡによるサポートは重要であるが、新規参入者を受け入れる地域の農業者の理解やサポートも重要な要素。
- 雄武町の事例
 - ・ 雄武町はＪＡ北オホーツク管内であり、ＪＡでは直営の研修牧場を設立している。
 - ・ 新規就農応援隊は、２０２３年に担い手対策協議会にて制定された制度で、「新規就農者が安心して就農できる体制を作ること」を目的とし、就農予定地区の農家が応援隊「委員」となる。
 - ・ Ａ氏（２０２３年就農）は、他町の牧場の従業員であったが、雄武町の当該牧場主の離農により、ＪＡの研修牧場での研修や指導農業士の下での研修などを経て、第三者継承。
 - ・ 就農にあたっては、新規就農応援隊の会長であるＢ氏のリーダーシップが大きく寄与し、ＪＡとともに諸事を進めていった。就農にあたっては、町の助成、ＪＡのリース事業を活用。
 - ・ 就農後の応援隊としての関わりは、自治会長などが定期的に牧場に行き、飼料の給餌方法などアドバイスを行う。本人には放牧意向があり、牧柵の準備なども地域の人がサポート。
- 本事例は、経営不振による離農者が急遽決まり、地域において農地の受け手がいない、という状況の中で、地域の農業委員会会長（Ｂ氏）がリーダーシップを取り、かつ、受入地区の自治会長の協力のもとで、短期間での就農にまで結びついた事例。
- 既存農家による離農跡地の引き受けというこれまでのやり方では地域の農地を維持できないという実態と、農地維持したいという地域の意欲がベースにあり、それを「新規就農応援隊」という形で、組織・形式を整備することで、「公式化」したといえる。
- 農協リースは、様々な面で融通が利き、投資額が増加している現在、事業費の節減は喫緊の課題であるため、農協リース事業を核として地域の実態に応じた支援体制を構築することが必要。

5 地域計画下における新規参入者の育成

- 人・農地プラン策定と地域計画策定
 - ・ 人・農地プランにおける中心経営体は、地域計画において「農地の受け手」というニュアンスが消失
 - ・ 全国に比して高い、北海道の人・農地プラン策定と実質化割合
 - ・ 人・農地プランの実質化後でも、地域計画の策定には真摯に臨む必要がある
- 鷹栖町の地域計画策定
 - ・ 政策要求に応えることが主目的ではなく、２０１９年度作成の農業ビジョンの実現性を高めるために、人・農地プランの実質化を活用していった
 - ・ 地域計画で求められている「目標地図」の作成を、人・農地プラン実質化の段階で実施している
 - ・ 地域計画策定後の政策環境の変化に応じ、新技術（きゅうりの溶液栽培）による、新たな担い手の創出が模索されている

○ 鷹栖町の事例

- ・ 鷹栖町では、研修施設（あったかファーム）を設置し、年2～3名の受入で2年間、研修を実施。研修1年目の栽培品目は主にきゅうりで、2023年度から全て養液栽培で行われている。研修2年目は農家の指導の下、主にきゅうり栽培に関する研修が行われるが、ここでは土耕摘芯栽培を学ぶのが一般的。
- ・ 調査農家①（就農4年目）は、離農跡地に投資して土耕きゅうりを栽培するという、一般的な就農で、物価高騰の影響は、それほど苦しい状況ではない。
- ・ 調査農家②（就農3年目）では、移譲農家との関係が良好で、貴重な基幹労働力として移譲農家が従事している。ここでは就農後に施設修繕を行っており、経営開始資金の給付がなくなる就農4年目からは投資を控える計画。
- ・ 調査農家③（就農3年目）は、土耕栽培から養液栽培への転換組。支出面では土耕栽培と養液栽培の経営に差はないように見受けられるが、収益性を考慮すると、土耕栽培のほうが養液栽培よりも低いという計算
- ・ 調査農家④（就農3年目）は、就農してから継続して養液つる下ろし栽培。新品ハウス購入のため、他の調査農家より投資総額が圧倒的に高い。
- ・ 鷹栖町における土耕栽培での新規参入は、一般的には第三者継承と関係している。養液栽培での参入は、地域計画で受け手のいない農地など、利用する上では何らかの問題がある農地に参入し、各種工事などで割高な投資になる傾向がある。
- ・ 物価高騰の影響は、肥料やハウス部材、ビニールで指摘されていたが、経営開始資金を受給するために新たな投資が出来るということは特段困窮してはいないということ。

○ おわりに

- ・ 地域計画は、人・農地プランを継承しつつも、より綿密に策定する必要がある、地域計画の策定は人・農地プランを継承とするというより、改めて地域農業を見直す契機になると考えられる
- ・ 鷹栖町では、既存の農業者が引き受けなかった農地で高い収量を確保できるきゅうりの養液栽培で新規参入を達成する育成システムを実施。養液栽培は、土耕栽培より出費が嵩む形態となっているが、補助金や融資が充実している上、高値のきゅうり相場によって、新たな営農形態として位置付いているとすることができる。その一方で、土耕栽培においても第三者継承で持続できるよう取り組まれている。ただし、リース期間中のトラブルで就農地が変更になった事案があるなど、第三者継承の仕様については検討する余地が残されている。

6 自治体为主导する施設園芸の新規参入支援

○ 富良野市における新規就農

- ・ 2014年に新規事業「担い手育成センター整備事業」として計画策定し、翌15年に拠点施設を整備し就農支援をスタートさせた。2016年には、「富良野市農業担い手育成センター」の事業運営は、新設された「一般社団法人 富良野農業担い手育成機構」となる。
- ・ 就農支援で想定する品目はミニトマトとメロン。育成(研修)プログラムは、農作業研修、農家研修、模擬経営研修の3つのステップから成る。
- ・ 研修生募集時の要件は、①夫婦要件、②年齢要件、③自己資金要件の3つで、安価な就農支援住宅に入居。
- ・ 就農に際して、農地はすぐに売り渡さずに5年間、機構が就農者に一時貸付けする。ハウスについても就農5年目までは無償リース。

- 富良野市の基本方針では、機構の会員は新規参入者が富良野農業の「重要な担い手」であることを認識し、その育成・確保にかかわるコストを「人的及び金銭負担」をすることとしている。富良野市の場合は、自治体が担い手の育成・確保に必要な相応のコストを負担し続ける「覚悟」をもって、この取り組みを始めている。

○ 富良野市における新規参入実績

- 2024年までの10年間で、独立就農はミニトマト5組、メロン3組の実績。
- 機構の支援対象は、新規参入者に加えて親元就農者、雇用就農者も含まれる。
- 新規参入で研修を終了（断念）したケースもあった。富良野市における経過を見ると、コロナ禍による募集活動の停滞と、資材価格高騰という環境変化が重なり、新規参入支援の取り組みを前に進められない時期があった。
- N氏は酪農ヘルパーを経て就農。資材価格が高騰している実感あるものの、少なくともN氏の場合、新規参入の「障壁」とはなっていない。

○ 今後の課題

- 富良野も事例農家（ミニトマト）に見るように、収益の面では好調であるように見受けられるが、新たな研修生の確保の面では苦戦が続いており、募集活動にはあらゆるアイデアを動員して、出来るだけのことをやるしかない。
- 施設園芸の新規参入支援は、収益面が好調に推移しているのとは裏腹に、募集活動で苦戦しているのは全道共通の状況と思われる。

7 基礎自治体における就農支援体制の構築

○ 遠軽町の概況

- 2005年に旧遠軽町と旧生田原町、旧丸瀬布町、旧白滝村が対等合併した自治体である。比較的市街地が形成されていた旧遠軽町の人口が8割を占めており減少率も低い、残りの旧3町村で減少が激しい。過疎への対応が重要課題とされた。
- 農家は6割酪農経営、4割が畑作経営。ここ30年の間に5分の1に縮小した。特に、蔬菜生産で栄えた旧遠軽町は農家戸数が多かったが、販売先の90年代卸売会社の破綻を機に離農が加速した。次いで減少率の高い旧生田原町では堅実な農家が多かったことから、躊躇なく離農が進んだ。
- 人口減少対策と基幹産業維持のため、農業の担い手対策の必要性が高まっていた。
- その中で、旧白滝村は減少率が抑えられている。2010年頃、廉価な農地を大量に購入できることで新規参入希望者が相次いで参入したため、代表的なのが2012年に就農したA経営であり、後に続く新規参入者や移住者の契機ともなっている。

○ 遠軽町における新規参入支援体制

- 2008年に「農業研修生実習生受入協議会」が設立されていたが、これが発展解消し、町独自の担い手対策推進組織として2017年に「遠軽町担い手対策協議会」が設立され、担い手対策が本格化。
- 町と農業委員会、農協、普及センターの連携による運営。
- 広報活動や、農業体験希望者の受け入れ、第三者経営継承を前提とした新規参入者の受け入れ、農業法人の設立と運営支援、研修会の開催に当たる。

○ 遠軽町における新規参入者の実績

- 旧町村別にみると、旧白滝村が1件、旧生田原町が4件の計5件に実績だが、旧生田原町の4件は2023年からの2年間に集中し、経営形態は、畑作経営3戸、酪農経営1戸、肉牛・畑作複合経営1戸とバラエティに富んでいる。
- 畑作経営b（2023年就農）は、札幌市内開催の就農フェアで遠軽町を選択し、2

年間の研修を経て就農。担い手協議会の協力で経営継承後に経営規模拡大。

- ・ 酪農経営 c（2023年就農）は、夫婦ともに獣医師で、放牧酪農に興味があった。十分な技術と知識を有していることから研修期間を1年免除。
- ・ 研修生 f は、北海道で就農することに憧れ、遠軽町へ移住・就職したが、就職先が解散。それを見かねた旧生田原町の農家の尽力・斡旋により、新たな研修先を特例として確保。

○ 遠軽町における支援体制の特徴

- ・ 遠軽町担い手協議会による就農支援の特徴は、事情があれば特例の認定は回避しないなど、柔軟な対応を可能にしていることである。
- ・ このような参入者の状況を踏まえた臨機応変な対応の実行は、適宜、効果的なサポートを提供する体制が整備されていることを意味し、こうした実態が広く知れわたれば、就農希望者の間で遠軽町の支援体制の注目度が高まっていく。

8 道南地域における新規就農体制の実態 一 せたな町（酪農）・松前町（肉牛） —

○ せたな町の新規参入支援体制

- ・ 2016年から「せたな町農業担い手受入協議会」を設立し、就農前後の支援として「就農支援チーム」を設置している。
- ・ 研修生には住宅が用意され、生活面では、国の支援に加え町が助成金の支援をおこなっている。
- ・ 研修生受け入れは年間一組で、受入れ期間は原則2年間。受入農家は農業研修生の指導はもとより、地域活動などに積極的に参加させ地域との交流が広がるよう努めている。
- ・ 就農後には、作業支援や経営相談のサポートを行うなど、アフターフォロー体制が協議会組織を中心として構築されている。

○ せたな町の調査事例

- ・ A氏はせたな町の酪農ヘルパーを経て、2020年に就農。負債農家の離農跡地を購入したため、5千万円と大きい金額であった。
- ・ 現時点では、借入金の償還に備え、放牧とはいえ配合飼料を給餌し乳量を高め、利益額を優先する経営としている。
- ・ 2021年2月から搾乳を始め、初年度の収支はマイナスであったが、3年目では乳量も安定した中で収入も増加している。現在、育成舎を建設中。
- ・ 放牧可能期間が比較的長い地域条件を生かした放牧酪農経営の事例であるとともに、小規模家族経営を守る施策として新規就農者の受入れが地域合意の下で行われている事例。

○ 松前町の新規参入支援体制

- ・ 松前町では、公共牧場が地域の飼料基盤を担うことで地域振興が行われており、2019年に町営牧場内に「肉牛改良センター」が新設された。センターでは、新規就農者支援、既存農家への支援、農業高校との連携（実習生受入）の3つの事業を担っている。
- ・ センターによる就農前研修は、大別すると飼養管理、経営、技術の3つに分けられ、費用はセンターが負担する。また、研修生への支援として、町が安価で住居を提供し、研修生は町の会計年度職員として雇用される。
- ・ センターによる就農後の支援は、牛舎の貸出、乾牧草の無償提供、牧野使用料の免除、就農後の収入の確保等がある。
- ・ 牛舎リースによる就農や研修中、就農後の生活費補助など町による全面バックアップ

の仕組みを「松前方式」と呼ぶ。

- これまでに7名の研修生を受け入れており、うち5名就農（うち1名はリタイア）、2名研修中である。

○ 松前町の調査事例

- A氏とC氏の経営状況をみると、「松前方式」による町などの手厚い支援によって初年度の時点で運転資金が十分にあるため、強固な経営基盤を築くことが可能。
- 「松前方式」による就農後の補償支援は、新規就農の障壁である初期投資の負担を取り除くだけでなく、生産資材高騰の影響を小さくしており、行政による支援体制のもと、担い手の確保と育成を進めていくことが注目すべき支援形態である。
- 「松前方式」の課題は、研修生の受け入れがいつまで可能かという点と、牛舎貸出終了後の土地と施設の確保の点。一方、町としての利点は、若者が町外に流出するのを防ぐ点や町全体の活性化に繋がる点である。

○ おわりに

- 道南地域で行われている就農支援は、行政が全面的にバックアップし資金的な支援だけでなく、技術的な支援や就農後の生活支援を範囲としている。
- 肉牛繁殖経営の就農者確保及び育成は、経営が成り立つまでの期間の所得を確保するシステムが必要であり、松前町のように行政による支援が必要。
- 農協や行政が、新規就農者などの多様な担い手の確保を優先する路線へと方向転換するためには、せたな町にみるような地域合意が必要不可欠となる。

9 水田作の新規就農農家の状況 ―鷹栖町・長沼町・留萌地区―

○鷹栖町の事例

- 東京出身の会社員であったが、自分が作った農産物を自分で販売し、結果としてお客さんに喜んでもらうことができ、子供を自然の中で伸び伸びと育てることができる水田農家にあこがれ、反対する妻を説得し転身
- 就農にあたっては、「新規就農フェア」に参加し、北海道農業公社の就農コーディネーターと相談。技術は研修先農家より習得
- ニュースレターの作成やSNSへの投稿などの情報を発信。減農薬・減化学肥料による米を直接販売。鷹栖町の米のブランド化など「地域ブランディング」に力を入れる考えを持ち、鷹栖町や鷹栖町の農業をもっと未了的にしたいと考えている。

○ 長沼町の事例

- 札幌出身だが、会社勤務で神奈川在住時の東日本大震災での経験、持病の悪化等により農村部への移住、農業への関心が高まっていき、人間らしい暮らしを求めて地元の北海道で米農家になることを決意
- 就農にあたっては、自らポータルサイト等を活用し、農家のネットワークにより就農支援を受ける
- 減農薬・減化学肥料による米はネット販売、ブロッコリーは農協出荷。資材価格高騰の影響は、ブロッコリー用の化学肥料

○ 留萌地方の事例

- 地元の漁協勤務を経て、父からの経営移譲を受け就農。技術面は父の指導や集落農家のアドバイスにより習得。
- 米の販売は農協出荷と地元消費者向けの直売。地元消費者へは自ら配達。
- 経費抑制のために「自家土」に拘った育苗を实践するが、反収が安定せず米からの収入が十分に確保されていない。資材価格高騰の影響は大きく、今後はハウスイチゴ

の導入を検討。

○ 留萌地方（Uターン就農）の事例

- 札幌出身で、会社勤務を経て地域おこし協力隊として活動し、新規参入として就農。個人経営を行うほか、研修先であった農事組合法人の構成員でもある。
- 収入としては、個人の農業経営からの所得とそれ以外の比率は7：3となっている。
- 農事組合法人の構成員となる利点として、新規参入の際に初期投資が少なくて済んだこと、複数の方と共同作業をすることで、技術習得をすることができたことが挙げられる。

○ 事例からは、「米の生産・販売に対して強い思いをもって就農」、「米の直接販売は、人的な関係によって販売先を確保し有利販売」などの共通点があり、「新規就農の受入窓口は広くしておくことが重要」であることがわかる。

○ また、資材価格高騰に対する影響や対応は多様であると考えられ、技術習得にあたっては営農指導の体制整備を行う必要がある点や、能力を生かした兼業先を確保することも有効な支援策である。

令和7年度 事業計画書

I 基本方針

我が国全体で人口の減少や少子高齢化が進む中、農村部においても農家戸数や農業就業人口の減少が続いており、また、経済のグローバル化の進展、激甚化し頻発する自然災害など様々な課題や大きな構造変化のもとで、農業生産や農村社会を取り巻く情勢は一層厳しさを増しています。

さらに、世界的な穀物需要の増加やウクライナ戦争などを背景として、肥料や飼料などの生産資材価格が高止まりし、気候変動等の影響が懸念される中、離農が高い水準で推移するなど、農業経営をめぐる環境は予断を許さない状況が続いています。

こうした状況のもと、国では、食料安全保障の確保や環境との調和のとれた食料システムの確立などを基本理念として、「食料・農業・農村基本法」が昨年6月に改正され、法に基づく各般の施策を計画的推進する新たな基本計画においては、北海道が主要穀物や生乳などの主産地として位置付けられるなど、本道農業が果たす役割や期待が益々高まっています。

本道農業を取り巻く環境が、こうした状況にある中、食料生産とともに、活力ある農村の形成と社会を支える基幹産業として、さらにはコミュニティ形成の場としても地域農業の発展が何よりも大切です。また、本道の豊富な土地資源など優れた農業生産基盤が持つ力を最大限に発揮し、本道農業・農村が持続的に発展していくためには、意欲に溢れた優れた担い手の育成・確保が重要な課題となっています。

多様な就農希望者を地域に迎え入れ、地域農業の担い手として育成するためには、就農支援体制の拡充・強化が重要となっており、これまで積み重ねてきている就農希望者等への相談対応をはじめ、技術習得・就農準備など、定着に至る各段階に応じた支援活動を一層きめ細かく推進することが必要となっています。

こうしたことから、令和7年度の事業執行にあたっては、公社は、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営・就農支援センターと連携した北海道農業担い手育成センター（以下「センター」）として、地域担い手育成センター（以下、「地域センター」）、関係機関・団体、振興局及び農業改良普及センター（以下、「普及センター」）等と密接な連携を図りながら、就農希望者などへの相談業務のほか農業系大学生などに対する農業参入への意欲喚起のための取組みや就農相談会等の開催、地域の就農支援策の情報提供、就農を目指し地域で研修に取り組む者への支援施策である農業次世代人材投資（準備型等）事業の円滑な実施に向け、地域センター等への事業制度の周知や適切な事業運営指導などを行い、就農希望者の研修を支援するほか、JAグループ北海道とも連携し取り組んでまいります。

また、道の「北海道農業・農村振興推進計画」における年間の新規就農者数670人の目標達成に向け、就農希望者と地域を結ぶ役割を発揮するとともに、地域センターやJAに対し、センターがこれまで培ってきた新規就農支援のノウハウを提供するなど、地域活動に対する支援を積極的に進めてまいります。

なお、担い手本部の「農業経営相談室」では、新規就農者などを含む地域の農業者が抱える農業経営の法人化、規模拡大、地域への定着促進、円滑な経営継承などの経営課題に関する相談や経営診断のための専門家の派遣・巡回指導などを行う農業経営者サポート事業や6次産業化に取り組む農業者等の取組をサポートするための各種相談等に対応する相談窓口の設置や経営・組織運営の改善方策等について、地域プランナーの派遣などにより農業者等を支援する北海道6次産業化サポート事業の業務を北海道から受託し、新規就農支援と一体的な担い手の育成・確保対策を進めてまいります。

Ⅱ 重点推進事項

1 就農希望者への支援活動の強化

就農希望者等に対し、地域情報の提供を積極的に行い就農の啓発に努めるとともに地域センターとの連携のもと、研修・体験実習地域等の紹介をはじめ、就農後のフォローアップに至る一貫した支援活動の強化を図ります。

また、農業法人等への就職を希望する者に対応するため、職安法に基づく無料職業紹介事業により相談者に雇用情報を速やかに提供します。

2 就農支援資金の適正な管理

新規参入者及び農家後継者の円滑な就農促進に向け貸付した就農支援資金について、資金回収や償還免除事業の実施など、引き続き適正な管理に努めます。

3 地域受入体制づくりの支援

地域センターと連携して就農関連情報の収集・提供を進めるとともに、振興局、普及センター等の協力を得ながら受入体制づくりの推進や第三者経営継承方式を支援するマニュアル等の活用促進など、地域における研修・実習者等の受入から就農に至る担い手育成体制の強化を支援します。

4 関係機関・団体との連携強化

道やＪＡグループ北海道、北海道農業会議など関係機関・団体との連携・協力を一層強化し、就農啓発や就農支援策の協調発信を行うほか、全国新規就農相談センター（全国農業会議所）等の活動と連携した幅広い担い手育成・確保対策の推進を図ります。

5 業務のＩＴ化の推進

ＩＴの活用により地域センターと各種情報の共有化を図るとともに、ホームページなどによる就農希望者への情報発信、Ｗｅｂ広告を活用した就農相談会開催日程などの各種情報の周知を図るとともに、就農希望者との「オンライン面談」による就農相談活動に引き続き取り組み、就農相談体制の充実を図ります。

6 農業青年海外派遣事業等の推進

海外の先進農業技術等を習得しようとする農家後継者等に対する海外研修の支援や、ＪＩＣＡが本道の農業現場等で実施する発展途上国からの農業技術研修員の受入事業の受託等を通じて国際交流・技術習得支援を推進します。

7 農業次世代人材投資（準備型等）事業の推進

就農前研修期間中の就農希望者の所得を確保するための農業次世代人材投資（準備型等）事業を推進します。

当該事業は、新規就農の重要な支援策であることから、就農相談や進路ガイダンスなどでの情報提供のほか、地域センター等への制度周知を図りながら事業を推進します。

Ⅲ 事業計画

第1 就農促進支援活動

1 地域の就農活動との連携強化

担い手育成・確保事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、事業推進会議の開催などにより、地域センターや関係機関・団体との一層の連携強化を図ります。

7年度は、地域センターが就農希望者と直接面談する機会として、公社主催の北海道新規就農フェア（札幌開催）を2回開催するほか、農業体験・新規就農相談会を新たに3月に東京で開催します。

また、農林水産省の補助事業による「新・農業人フェア」（東京、大阪）の開催が予定されており、地域センター等と連携した就農相談活動を実施します。

☐ 北海道新規就農フェア等

・北海道新規就農フェアの開催

日 程	場 所
7月5日（土）・6日（日）	北海道自治労会館
2月28日（土）	ポールスター札幌

・新・農業人フェアへの参加

開催地	開催数（開催月）
東京	2回（9月・11月）
大阪	1回（11月）

☐ 北海道移住・交流フェアへの参加 大阪（9月） 東京（10月）

☐ 農業体験・新規就農相談会の開催 東京（3月）

2 就農相談及び就農促進活動の実施

新規就農希望者の掘り起こしや、就農意欲の醸成を通じた円滑な新規就農等を促進するため、インターネットを積極的に活用して就農情報の発信や広報活動を展開するとともに、通常の面談による就農相談に加えて、オンライン面談やメール相談を活用し、社会環境の変化に柔軟に対応しながら相談者の利便性に配慮した相談体制を構築します。

農業系大学等の学生を対象とした就農ガイダンスなどによる就農意欲喚起の取組みを、引き続き実施します。

また、農業法人等への就職希望者に対応するため、職業安定法に基づく無料職業紹介事業により、雇用情報の提供を推進します。

☐ 北海道新規就農・農業体験相談等開催計画

・北海道新規就農・農業体験相談（土曜開催）

開催地	開催日数	備 考
札幌・オンライン	19	農業公社内で直接面談・オンライン対応

☐ R7計画：就農ガイダンス 農業系大学等 道内10校、道外8校

3 新規就農者等交流会・研修会への支援・参加及び女性農業後継者研修会の開催

(1) 農業研修生や体験実習者、後継者や経営を開始した新規参入者に対し、知識・技術の向上や情報交換、仲間づくり、地域農業者や地元消費者、地場産業関係者等との交流を促進するため、道、振興局、普及センター並びに指導農業士協会・農業士協会等と連携した各種交流会・研修会の開催を支援します。

また、新規参入者の就農後のフォローアップを図るため、振興局管内を範囲とする広域的な新規参入者のネットワークづくりを推進し、技術力や経営管理方法、付加価値の向上に結びつくような情報の提供を行うなど、新規参入者間のつながりや関係機関との結びつきを強めるための取組みを支援します。

☐ R7計画：10回

(2) 全道女性農業担い手研修会の開催

女性農業後継者を対象に、経営参画の促進、技術力や経営管理方法、生産物の付加価値の向上などの技術習得や女性農業者のネットワークづくりを目的とした研修会を関係機関等の協力を得ながら開催します。

☐ R7計画：開催場所・月日 札幌市 12月上旬（予定）

4 グリーンパートナー活動の推進

担い手の配偶者の確保を図るため、結婚相談員や市町村等の担当者の研修会を開催し優良活動事例の紹介や各地域の研修会等への就農コーディネーターの派遣などを行います。

また、農業青年と都市女性の出会いを支援する場として「北海道ふれあい交流会」を開催します。

(1) 全道グリーンアドバイザー研修会の開催

☐ R7計画：開催場所・月日 札幌市 11月18日（火）

(2) 北海道ふれあい交流会の開催

☐ R7計画：※内容を含め検討中

5 農業経営の第三者継承

後継者のいない経営移譲希望農業者が有する技術や経営ノウハウなどを含めた経営資産について、就農を希望する第三者へ円滑に継承するため、継承希望者の紹介や円滑な継承合意に向けた関係者のコーディネート活動などに対する支援を行います。また、円滑な経営継承の推進のための地域研修会への講師の派遣を行うほか、これまでの推進経過や実績をまとめた第三者継承マニュアルを活用しながら、実施地域へのフォローアップを行います。

☐ R7計画：事例調査、地域の研修会への講師派遣など

6 研修教育体制の整備支援

(1) 研修生活基盤の支援（家賃助成）

円滑な就農研修を支援するため、借家等に入居して指導農業士など先進農家等の研修を受けている者に対し、家賃の一部を助成する就農研修者家賃助成事業を実施します。（農業次世代人材投資資金受給者は、対象者から除きます。）

☐ R7計画：15名 1,500千円

(2) 農家研修受入体制強化（傷害保険加入助成）の推進

就農研修や体験実習における事故防止や事故発生時の危機管理について、受入農家等への情報提供や普及啓発を行うとともに、研修生の実習生傷害保険加入を促進するため、保険料の一部を助成するなど研修体制の整備を支援します。

☐ R7計画：25名 201千円

(3) 就農円滑化の支援（就農研修者大型特殊免許取得支援）

先進農家等で研修を受けている新規就農希望者（認定就農者）の資質向上を図るため、大型特殊自動車免許を取得する場合の経費の一部を助成する支援事業を実施します。

☐ R7計画：30名 1,500千円（取得経費の1／2以内、50千円上限）

第2 就農支援資金の適切な管理

1 資金管理

資金借受者の就農計画に基づく研修から就農に至る一連の経緯及び貸付額、貸付条件等の情報について、就農支援資金管理システム等により適正な管理を行います。

2 貸付業務の委託

就農支援資金の償還・回収に関する事務について、その一部を北海道信用農業協同組合連合会に委託します。

3 就農支援資金償還免除事業の実施

意欲ある青年等の就農を促進するため、市町村長が認定した就農計画に沿って5年以上継続して就農している者に対して、就農後の農業経営の負担軽減のための措置として、就農支援資金の約定償還時点において、一定限度の範囲で償還金を免除する北海道就農支援資金償還免除事業を実施します。

☐ 令和7年度支払期日別免除計画

[4 / 30期日] 269件 24,463千円

[10 / 31期日] 44件 2,721千円

計 313件 27,184千円

第3 就農啓発基金事業

1 新規就農優良農業経営者の表彰

就農青年及び就農希望青年の就農に対する意識の啓発と高揚を促し、新規就農を促進するため、新規就農者（新規参入者又は農業後継者）であって、就農青年及び就農希望青年の模範となる優良な農業経営を行っている者を広く紹介する新規就農優良農業経営者表彰事業を実施します。

また、北海道立農業大学校の課程・コースを終了し、道内で直ちに就農する卒業生で、在学中特に優秀な成績を修め他の模範となる者への表彰を行います。

2 研修生受入環境整備への支援

現地における効果的な研修と円滑な就農の促進を図るため、既存住宅の改修等による長期研修生の滞在場所の整備や研修農場などへの機械・施設整備を行う場合に、その必要経費の一部を助成する研修生受入環境整備支援事業を実施します。

☐ R7計画：1件 2,000千円（必要経費の1/2以内、2,000千円上限）

3 新規就農者等育成団体への支援

新規就農者、新規就農希望者、農業・農村体験希望者などを対象に、本道農業の担い手の育成・指導、農業・農村への理解の醸成のための広域的な活動を行っている団体並びに農村女性の活動促進のための広域的な活動を行っている団体等に対して、その活動経費の一部を助成する新規就農者等育成団体支援事業を実施します。

☐ R7計画：3件 600千円（必要経費の1/2以内、200千円上限）

4 調査・研究事業の実施

担い手育成確保対策の効果的な推進を図るため、農業・農村の担い手育成確保事例の収集・分析さらには課題の洗い出しとその解決方法等の調査・研究を道内研究機関・団体等に委託して、その成果の普及を図ります。

☐ R7計画：1,600千円

テーマ：「新時代を迎えた第三者継承の推進方策に関わる調査研究」

第4 農業青年海外派遣等事業

1 農業青年海外派遣事業の推進

本道農業の将来を担う人材の育成に資するため、農家後継者等が海外において行う先進的な生産技術や経営管理能力の習得及び国際的感覚等の取得・向上のための研修を支援します。

□ R7計画：2名（派遣国 ニュージーランド）

参考：派遣可能国 ニュージーランド、カナダ、オランダ、アメリカ、デンマーク、オーストラリア

2 農業技術研修員受入事業の推進

独立行政法人国際協力機構（JICA）が行う農業技術研修員受入事業を受託し、国際協力・交流を通じて国際感覚を有する農業人の育成に寄与するとともに、発展途上国の様々な農業振興上の課題解決を関係機関・団体の協力を得ながら支援します。

□ R7計画：1コース（アフリカ圏）を8～9月に来日研修

第5 農業次世代人材投資（準備型等）事業の実施

就農に向けて、道立農業大学校等の農業経営者育成教育機関等において、研修を受ける者に対し、研修期間中の所得を確保するために資金を交付する本事業について、地域センターとの連携の下、適切に取り進めます。

□ R7計画：交付対象者数 149名（新規80名、継続69名）

資金交付額 216,750千円（150万円／年・人、最長2年）

第6 農業経営相談室所管事業

○ 農業経営者サポート事業（北海道委託事業）

農業者からの多様な経営相談に対し、専門家派遣・助言指導などによる個別経営支援の取組を行います。また、R7より新たな取組として、円滑な経営継承を一層進めるために、「継承コーディネーター」を新設し、地域関係機関に対する支援を強化します。

□ R7計画：経営戦略会議の開催 12回、経営診断の実施 110件、（個人90、法人20）、専門家派遣 100件（個人80、法人20）、支援対象者 120者、地域農業経営相談会 6回、その他農業経営相談会 3回

○ 6次産業化サポート事業（北海道委託事業）

農業者等の各種相談に対応するための相談窓口を設置し、6次産業化の取組を含む経営全体の付加価値額（経常利益＋人件費＋減価償却費の合計金額）を増加させるため経営改善が必要となる支援対象者に対して、改善方策の策定や実践等を指導・支援するため、専門家（地域プランナー）等を派遣するなどにより、経営全体の付加価値額増加のための改善支援を行います。

□ R7計画：相談窓口開設 令和7年4月15日（火）～令和8年3月19日（木）
地域支援検証委員会の開催 8回、企画推進員（委嘱）の設置4名、
支援対象者選定 9件、地域プランナー派遣 55回

<参考> 北海道農業担い手育成センター及び地域担い手育成センターについて

■ 北海道農業経営基盤強化促進基本方針（北海道R5.4）から抜粋

第4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

2 農業経営・就農支援センターの体制及び育成の考え方

北海道は、農業経営基盤強化促進法第11条の11の規定に基づき、北海道農業経営・就農支援センター（以下、「支援センター」という。）を設置し、公益財団法人北海道農業公社（以下、「農業公社」という。）を支援センターの業務を行う拠点として位置付け、次のとおり業務を推進することとする。

(2) 農業公社

農業公社は、支援センターの業務を行う拠点として次の業務を行う。このうち、経営支援業務は北海道農業経営相談所、就農支援業務は北海道農業担い手育成センター（以下、「担い手センター」という。）が行い、それぞれ情報発信等を行うとともに、両業務の結びつきを強め、関係機関と連携することにより、就農から定着、経営発展までの一貫した支援を行う。

ア 経営支援

経営管理の合理化等の農業経営の改善、農業経営の計画的な継承、農業経営の法人化及び委託を受けて農作業を行う組織の設立等に関する相談対応と専門家の派遣を行う。

イ 就農支援

新たに農業経営の開始又は農業への就業をしようとする者（以下、「就農等希望者」という。）などの農業を担う者及びその他関係者からの相談対応、必要となる情報の提供、希望に応じた就農先の紹介・調整を行う。

ウ 情報発信等

上記ア及びイに係る情報発信及び広報活動を行う。

4 関係機関の連携・役割分担の考え方

農業を担う者の育成・確保に向け、支援センターが中心となり、関係機関・団体が連携して本道における取組を推進するとともに、地域においては、市町村、農業委員会、農業協同組合、又はこれらの機関及び団体等から構成される機関及び団体のいずれかを地域担い手育成センターとして定め、地域における取組を総合的に推進する。（以下略）

5 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

農業公社（担い手センター）と地域センターは、次のとおり就農等希望者が必要とする情報収集・提供、相談対応、マッチング等を行う。

(1) 情報収集・提供

地域センターは、区域内における作付品目ごとの就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ、経営の移譲を希望する農業者など就農等希望者が必要とする情報を整理し、担い手センターに提供する。

担い手センターは、地域センターから提供された情報について、ホームページや就農イベント等を通じて就農等希望者にわかりやすく提供する。

(2) 相談対応及びマッチング

担い手センターは、就農等希望者の要望に応じ、必要とする情報を提供するとともに、相談対応を行い、その結果や雇用人材を求める農業者等からのニーズを踏まえ、希望に添った研修又は就農先が所在する区域の地域センターを紹介する。

地域センターは、担い手センターから紹介を受けた就農等希望者と面談等を行い、受入の可否を決定する。

なお、第三者による経営継承については、担い手センターと地域センターが連携、移譲希望者と継承希望者とのマッチングを支援する。

(3) フォローアップ

地域センターは、受入を決定した就農等希望者に対し、関係機関と連携し、受入から定着まで必要となる支援を行う。

担い手センターは、地域センター等と連携し、就農等希望者の研修・就職・定着に向けた助言・指導を行うとともに、研修又は就農先の変更が必要になった場合には、状況に応じて再度マッチングを行う。

■ 法制度上における位置付けの推移

平成 7 年 2 月 青年就農促進法制定

9 月 同法に基づく「北海道における青年等の就農促進に関する方針」に定める都道府県青年農業者育成センターとして、(社)北海道農業担い手育成センター(以下、「担い手センター」)が設立

平成 21 年 4 月 担い手センターが北海道農業開発公社に統合

平成 24 年 4 月 公益財団法人北海道農業公社(以下、「農業公社」)に移行

平成 26 年 4 月 青年就農促進法が廃止、農業経営基盤強化促進法に組み込まれたため、同時に改定された北海道農業経営基盤強化促進基本方針の中で、「青年農業者等育成センター」として農業公社を位置付け。

令和 5 年 4 月 基盤強化法の改正に伴い、改定した基本方針の中で、「青年農業者等育成センター」に代わり、「農業経営・就農支援センター」の業務を行う拠点として農業公社を位置付け。(担い手センターの名称は存続)

就農支援課資料

I 就農啓発基金事業について

- 1 就農啓発基金は、平成9年に個人からの寄付により基金造成し、その用途は、本道農業の担い手の育成・確保を図るため、就農希望青年及び就農青年の就農に対する意識の啓発と高揚を促すための必要な事業並びに能率的な農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修を円滑に行うために必要な事業に充当することとし、現在、以下の4事業を実施しています。

(1) 新規就農優良農業経営者表彰事業（平成9年度から）

（事業の目的）

次代の就農青年及び就農希望青年の模範となる優良な農業経営を行っている新規就農者を表彰するもので、地域担い手育成センターから候補者の推薦が必要となります。また、北海道立農業大学校の課程・コースを修了し、道内で直ちに就農する卒業生で、在学中特に優秀な成績を修め他の模範となる者への表彰を行います。

(2) 研修生受入環境整備支援事業（平成12年度から）

（事業の目的）

新規就農希望者が就農に必要な農業の技術又は経営方法を実地に習得するために実施する先進農家研修等に関する受入環境の整備等を地域担い手育成センター等が行う場合、その経費の一部を助成するもので、助成を希望する者は、事業計画を作成して公社理事長に提出します。

(3) 新規就農者等育成団体支援事業（平成20年度から）

（事業の目的）

本道農業の担い手の育成・指導及び農業・農村への理解の醸成のための啓蒙・普及や受入活動、農村女性の活動支援及び農村未婚青年の配偶者対策のための活動を広域的に行っている団体等の活動経費の一部を支援します。

なお、道内全域を活動対象とする団体等にあっては、直接公社理事長に、本道の一部地域を活動対象とする団体等にあっては、代表者が所在する市町村の地域担い手育成センターを経由して公社理事長に助成申請書を提出します。

(4) 担い手育成確保対策に係る調査・研究事業（平成 23 年度から）

（事業の目的）

本道各地域における担い手育成確保事例の収集・分析や各地域の課題解決方法等を調査・研究し、その成果を地域担い手育成センター等に広く周知することにより、担い手育成確保対策の効果的な推進・普及を図ります。

- 2 （1）新規就農優良農業経営者表彰事業、（2）研修生受入環境整備支援事業については、申請、推薦応募の受付期間を設定しています。令和 7 年度は 10 月 6 日（月）までを上記事業の受付期間としていますので留意してください。

事業の実施、表彰者の推薦等、就農支援課にご連絡・相談をお願いします。

- 3 各事業の実施要領、様式類は、公社ホームページに掲載しています。

北海道農業担い手育成センター北海道 DE 農業をはじめのサイト→関係機関の皆様へ→関係者専用サイト→関係者専用ページ→ID、パスワードを入力（ともに「ninaite」です）→業務支援サイト→2 各種事業要領等

令和7年6月18日

各地域担い手育成センター 様

公益財団法人 北海道農業公社
(北海道農業担い手育成センター)

第三者継承に係るアンケート調査へのご協力について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、当公社の業務運営に格段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年、担い手不足を背景に、後継者以外の第三者に経営を移譲する「第三者経営継承」が各地で取り組まれており、関心が高まっています。

こうした道内の状況を踏まえ、各地で取り組まれている第三者継承方式による新規参入に焦点を当て、その実情を詳細に把握し、関係機関の関わりや有効な支援方策のあり方を示すため、今年度、当公社は「新時代を迎えた第三者継承の推進方策に関わる調査研究」と題した調査研究を実施することといたしました。

調査研究に当たり、全体像を把握するため、地域担い手育成センター様のご協力を得て、「第三者継承に係るアンケート調査」を実施することとし、本調査研究の受託者である一般社団法人北海道地域農業研究所からアンケート調査のご依頼をさせていただいております。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、地域担い手育成センター様にとりましても有益な調査としたいと考えておりますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

(担い手支援部 担当：竹内)

令和 7 年 6 月 1 8 日

地域担い手育成センター 様

第三者継承に係るアンケート調査へのご協力をお願い

拝啓

時下、貴センターにおかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、北海道地域農業研究所は、北海道農業の振興に関わる諸問題を研究する実践的研究機関として平成 2 年に設立され、道、市町村、農業団体が行う地域農業振興に関わる各種の計画樹立や診断業務などの支援や調査研究を行っております。

今般、公益財団法人 北海道農業公社（北海道農業担い手育成センター）様から、「新時代を迎えた第三者継承の推進方策に関わる調査研究」の委託を受け、北海道大学農学部をはじめとした関係大学の諸先生のご指導を仰ぎながら、調査研究を進めることとなりました。

この度、調査研究の一環として、道内の地域担い手育成センター様に第三者継承の実態等をお聞きし、現状把握に基づく課題抽出を行なうことといたしました。

突然のお願いで恐縮ですが、貴センターにおける実態等をご教示いただきたく、業務ご多端の折、誠に申し訳ございませんが、別添アンケート調査様式にご回答いただき、当研究所までご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬具

一般社団法人 北海道地域農業研究所

記

- | | | |
|---------|-------------|-----|
| 1. 同封書類 | ・ アンケート調査様式 | 1 部 |
| | ・ 返信用封筒 | 1 部 |

2. ご回答をお願いする期日 **令和 7 年 7 月 3 1 日（木）**

3. 本件に関する照会先

一般社団法人 北海道地域農業研究所

住所：〒060-0806 北海道札幌市北区北 6 条西 1 丁目 4 番地 2
ファーストプラザビル 7 階

TEL：011-757-0022 FAX：011-757-3111

担当：研究部（吉田、星野）

HP：<https://www.chiikinouken.or.jp>

新時代を迎えた第三者継承の推進方策に関わる調査研究

アンケート調査票

令和 7 年 6 月

【記入にあたって】

1. この調査は、第三者継承の実態把握を目的として、公益財団法人 北海道農業公社（北海道農業担い手育成センター）からの委託事業の一環として実施するものです。
2. この調査において第三者継承とは、移譲者（譲るひと）と第三者の継承者（継ぐひと）が一定期間、併走（就農前研修）し、継承者が資産の譲渡を受けて独立就農する方式を指します。
3. 記載の個人情報は、同意なしに第三者へ提供することはありません。

アンケートは記入後、7月31日までに返信用封筒に入れて返送してください

一般社団法人 北海道地域農業研究所

最初に、担い手育成センター名（又は事務局名）と、記入者の部署名と氏名をご記入下さい。

担い手育成センター名	記入者	
	部署名	氏名

問 1 第三者継承の事例はありますか。第三者継承方式は必要かどうかについて、次のうち当てはまる番号を1つ選択して、□の中に記入してください。

1. すでに第三者継承方式で就農した事例がある〔事例あり〕
2. 事例はないが、現在、第三者継承方式で就農を進めている事例がある〔着手あり〕
3. 事例はないが、第三者継承方式で就農支援を進める必要性を感じている〔必要あり〕
4. 第三者継承方式で就農支援を進める必要性を感じていない〔必要なし〕
5. その他（具体的に）

⇒ **裏面**に続きます。

問2 問1で「就農した事例がある」と回答された場合、以下のことを教えて下さい。

1. 今までどれくらいの事例がありますか _____ 件
2. 直近の事例について教えて下さい
①就農年次 _____ 年
②経営形態（以下から選択し、☒を入れてください）
☐ 水田作（稲作＋転作） ☐ 畑作・露地野菜 ☐ 酪農
☐ 肉用牛 ☐ 施設園芸 ☐ 果樹
☐ その他（具体的に： _____ ）

問3 問1で「事例あり」「着手あり」「必要あり」と回答された場合、地域で第三者継承を支援する体制はどのようになっていますか。次のうち当てはまる番号を1つ選択して、口の中に記入してください。

1. 関係機関が連携しサポートチーム等で支援する体制が整っている〔連携支援〕
2. 連携した体制はないが、就農支援を担当する関係機関が単独で支援する体制がある〔単独支援〕
3. 第三者継承は当事者同士で進めるのが基本であり、関係機関はあまり関与しない〔関与なし〕
4. その他（具体的に） _____

問4 第三者継承を進めるうえで重要と思われることを選択し☒を入れてください（複数回答可です）

- ☐ 第三者継承方式のメリット周知〔制度周知〕
- ☐ 移譲者の引退計画の作成〔計画的引退〕
- ☐ 併走期間中の研修プログラムの整備〔研修プログラム〕
- ☐ 関係機関、地域の農業者も含めたサポートチームの体制づくり〔サポートチーム〕
- ☐ 譲渡する資産価格の適正な評価〔適正評価〕
- ☐ 継承者の支払能力に応じた譲渡価格の調整〔価格調整〕
- ☐ 継承者の資金対応の充実〔資金対応〕
- ☐ 独立就農後の継承者の経営安定へのサポート〔経営安定支援〕
- ☐ その他（具体的に） _____

問5 第三者継承を円滑に進めるうえで、関係機関が必要とするサポートがあれば、その具体的な内容をご記入ください（例：専門家の派遣など）

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

(1) 新規就農優良農業経営者表彰事業実施要領

平成 10 年 1 月 6 日制定

改正 平成 12 年 11 月 6 日 平成 21 年 1 月 30 日 平成 21 年 4 月 1 日 平成 24 年 4 月 1 日

(目 的)

第 1 条 この要領は、就農啓発基金規程（以下「規程」という。）第 2 条に基づき実施する新規就農優良農業経営者表彰事業の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第 2 条 公益財団法人北海道農業公社（以下「公社」という。）は、新規参入者又は農業後継者（以下「新規就農者」という。）が、就農青年及び就農希望青年の模範となる次に掲げる優良な農業経営を行っている場合に、その新規就農者に対し表彰を行うものとする。

(1) 特別な飼育あるいは作物管理などにより、品質等に大きな評価を得ていること。

(2) 新たな経営部門に取り組み、収益の増大等で大きな評価を得ていること。

(3) 多角的な経営を実践し、経営の安定等で大きな評価を得ていること。

(4) その他、特に意欲的な取り組みを行い、地域において大きな評価を得ていること。

第 2 条の 2 公社は、前条で定める新規就農者のほか、北海道立農業大学校（以下「農業大学校」という。）の課程・部門を終了し、道内で直ちに就農する卒業生で、在学中特に優秀な成績を修め、他の模範となるものに対して表彰を行うものとする。

(地域センターの推薦)

第 3 条 地域担い手育成センター（以下「地域センター」という。）の長は、関係機関・団体と協議の上、第 2 条に該当すると認められる新規就農者について、新規就農優良農業経営者推薦書に当該市町村を所管する農業改良普及センターの意見書を添えて、公社理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

(選 考)

第 4 条 理事長は、前条により地域センターから推薦のあった者について、新規就農優良農業経営者選考委員会（就農支援企画会議）に被表彰者の選考を付託するものとする。

(表 彰)

第 5 条 理事長は、選考委員会の選考結果に基づき、賞状の授与及び金一封を贈呈し、表彰するものとする。

(農業大学校卒業生に対する表彰)

第 5 条の 2 第 2 条の 2 で定める農業大学校の卒業生に対する表彰の手続きについては、第 3 条から第 5 条までによらず、当該大学校の定めにより選考し、理事長は、その選考結果に基づき、賞状を授与し、表彰するものとする。

(委 任)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則 ～ 略 ～

○ 新規就農優良農業経営者表彰事業事務取扱

平成 10 年 1 月 6 日制定

改正 平成 11 年 1 月 6 日 平成 11 年 12 月 13 日 平成 12 年 11 月 6 日 平成 18 年 5 月 19 日

平成 21 年 4 月 1 日 平成 24 年 4 月 1 日 令和 4 年 11 月 25 日

(目 的)

第 1 この取扱は、新規就農優良農業経営者表彰事業実施要領（以下「要領」という。）に基づく細部事務について、必要な事項を定めるものとする。

(新規就農者の定義)

第 2 要領第 2 条に規定する「新規就農者」とは、就農してから概ね 10 年以内の者とする。

(推薦書等の様式等)

第 3 要領第 3 条に規定する地域担い手育成センターから公益財団法人北海道農業公社（以下

「公社」という。)への推薦書の提出期限は、理事長が別に定める日とする。

2 推薦書等の様式は、次のとおりとする。

(1) 新規就農優良農業経営者推薦書(別記第1号様式)

(2) 新規就農優良農業経営者推薦に関する意見書(別記第2号様式)

(被表彰者の選考)

第4 要領第4条の規定による被表彰者の選考は、原則として次によるものとする。

(1) 最優秀賞 1名

(2) 優秀賞 概ね4名

(3) 奨励賞 若干名

(表彰)

第5 要領第5条の規定による表彰は、理事長が別に定める日に行うものとする。

(優良事例の紹介等)

第6 公社は推薦のあった優良事例を就農啓発に必要な資料として適宜使用することができるものとする。

(委任)

第7 この取扱に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則 ～ 略 ～

別記第1号様式

令和 年度新規就農優良農業経営者推薦書

令和 年 月 日

公益財団法人 北海道農業公社
理事長 様

地域担い手育成センター
(市(町村)長
市(町村)農業委員会会長
市(町村)農業協同組合長) 印

次の者は、公益財団法人北海道農業公社が定める就農啓発基金規程に基づく、新規就農優良農業経営者と認められますので、推薦いたします。

記

1 対象者

(ふりがな) 氏 名		生年月日	年 月 日 (歳)	
住 所	(〒 —)		電 話	
就農地			経 営 形 態	
就 農 時 期	平成 年 月 日	就 農 区 分	新 規 参 入 農 業 後 継	個 人 経 営 法 人 経 営

2 添付資料

- ・ 新規就農者の経営状況（別添様式）
- ・ 農業改良普及センターからの意見書（別記第2号様式）

(別添様式)

執筆者所属職氏名

標題

【就農の特徴、本人の農業にかかせる夢、経営の特色等を表す簡潔な表題をつけること】

氏 名

年齢

歳

1 就農の動機・理由

2 農業経営の概要

	就農前の経営 (平成 年)	就農時の経営 (平成 年)	現在の経営 (令和 年)	将来の経営構想 (令和 年)
家 族				
労働力				
経営耕地				
経営内容				

注1) 就農前の欄には、新規学卒、Uターン者の場合の親の経営状況を記載すること。
新規参入者は記入を要しない。

2) 就農時の欄には、本人を含めた経営状況を記載すること。

3 農業経営の特徴

4 就農に至るまでの取組み

(技術・経営能力の習得、資金の確保等について具体的に記載すること)

5 現在の課題と将来の目標

(課題)

(目標)

6 地域との関係

※必要に応じ、本人の写真を添付すること。

(参考様式)

新規就農優良農業経営者の推薦に係る経営概要調書

(令和 年 月 日時点)

対 象 者 氏 名							
生 産 等 の 状 況	作 目	面積(a)	単位収量(kg/10 a)	施設・機械の状況	施設・機械	規格等	数量
	家畜名	頭数(頭)	生産性 (kg/頭)	負債等の状況	借入資金	残高	償還年数
					計		
経 営 収 支 の 状 況 (令 和 年 度)	収 入			支 出 (千円)			
	区分(品目)	単価(円)	粗収入(千円)	物 材 費	肥 ・ 飼 料 費		
					農 業 薬 剤 費		
					種 苗 素 畜 費		
					農 機 具 費		
					そ の 他 物 材 費		
					販 売 等 費 用		
					雇 用 労 賃		
					賃 料 ・ 料 金		
					支 払 利 息		
	農業雑収入				そ の 他 支 出		
	収 入 計 (A)				(B)		
農業所得(A－B)		千円 (所得率 %)					

※ 本様式はあくまでも参考様式ですので、既存資料等で経営概要がわかる資料がある場合は当該資料の添付でかまいません。

別記第2号様式

新規就農優良農業経営者推薦に関する意見書

令和 年 月 日

公益財団法人 北海道農業公社
理事長 様

農業改良普及センター所長

〇〇市（町村）地域担い手育成センターが、貴センターに対し、優良農業経営者として推薦する〇〇〇〇（新規就農者氏名）に関する意見は、次のとおりです。

記

区 分	意 見	備 考
経 営 内 容 に 対 す る 意 見		
地 域 活 動 に 対 す る 意 見		
地 域 に 対 す る 波 及 効 果 等		
総 合 意 見		

(2) 研修生受入環境整備支援事業実施要領

平成 12 年 11 月 6 日制定

改正 平成 17 年 4 月 1 日 平成 21 年 4 月 1 日 平成 24 年 4 月 1 日 平成 26 年 4 月 1 日
令和 6 年 4 月 1 日

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、就農啓発基金規程第 2 条に基づき、就農希望青年が就農に必要な能率的な農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修を円滑に行うために実施する研修生受入環境整備支援事業に係る公募方法及び事業の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第 2 条 公益財団法人北海道農業公社（以下「公社」という。）は、新規就農希望者が就農に必要な能率的な農業の技術又は経営方法を実地に習得するために実施する先進農家研修の受入環境の整備を促進するため、地域担い手育成センター（「北海道農業経営基盤強化促進基本方針」（平成 26 年 4 月 1 日付け経営第 2098 号農政部長通知）第 5 の 4 の（2）に規定する地域担い手育成センターをいう。以下「地域センター」という。）等が行う施設等の整備について予算の範囲内でその経費の一部を助成するものとする。

(事業の応募資格)

第 3 条 本事業の助成対象者となる応募資格は、農外から新たに就農を目指して道内で実践的な研修を行う研修生を受入れて指導を行う次に該当する機関・団体等とする。

- (1) 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者）となることが確実な新規就農希望者（以下「新規就農希望者」という。）を、継続的に受け入れて指導している機関・団体等
- (2) 新規就農希望者等を本事業による施設等の整備後、継続的に受け入れて指導することが確実と見込まれる機関・団体等
- (3) その他公社理事長が特に必要と認めた機関・団体等

(公募方法及び事業計画の選定)

第 4 条 前条で定める応募者は、別記第 1 号様式により事業計画を作成して、別に定める日までに公社理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

2 理事長は、前項で提出された事業計画について、次の審査基準に基づき、事業計画を選定し、助成対象者として選定した者と、それ以外の者に、審査結果をそれぞれ通知するものとする。

- (1) 事業の趣旨との整合性
- (2) 事業内容の妥当性
- (3) 事業実施方法の妥当性
- (4) 事業遂行の効率性
- (5) 事業実施主体の適格性

(助成の内容)

第 5 条 前条で選定された事業計画に基づく施設等整備に係る経費に対する助成は、整備に係る合計額の 2 分の 1 以内とし、助成額は原則 200 万円を限度とする。

(助成の申請)

第 6 条 第 4 条第 4 項により助成対象者として通知を受けた者は、別記第 2 号様式の研修生受入環境整備支援事業助成申請書に次に掲げる関係書類を添えて、助成対象者が地域センターの場合にあっては直接、それ以外の者の場合にあっては、地域センターを経由して、理事長に提出するものとする。

- (1) 研修生の受け入れ等に関する確約書（別添参考様式を参照して作成）
- (2) 納税対応状況申出書（別記第 3 号様式）

2 助成対象者は、前項の助成申請書の提出に当たっては、当該助成金の経費について仕入れ

に係わる消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係わる消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合にはこれを助成申請額から減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合には、この限りではない。

- 3 地域センターは、第 1 項の助成申請書を受理した場合は、内容を確認の上、理事長に提出するものとする。

（助成の決定）

第 7 条 理事長は、前条の申請書及び添付書類の内容を審査し、適当と認めたときは、別記第 4 号様式の研修生受入環境整備支援事業助成決定通知書により、直接又は地域センターを経由して、助成対象者に通知するものとする。

（事業計画の変更等）

第 8 条 助成対象者は、前条の助成決定があった後において、次に掲げる事業計画の変更を行うおうとする場合は、あらかじめ別記第 5 号様式の研修生受入環境整備支援事業変更申請書を、直接又は地域センターを経由して理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 施工箇所又は設置場所の変更
- (3) 事業種目の変更又は工事内容（構造又は工法、間取り等）の大幅な変更
- (4) 事業費又は助成金の 30% を超える変更

- 2 理事長は、前項による申請があった場合、その変更が事業計画の内容に本質的な内容の変更と認められる場合にあっては、その承認に際して、担い手育成委員会の承認を受けるものとする。

（事業の完了報告）

第 9 条 助成対象者は、助成対象事業が完了したときは別記第 6 号様式の研修生受入環境整備支援事業完了報告書に、工事が伴う場合にあっては、工事完成報告書（別記第 7 号様式）等関係書類を添えて、直接又は地域センターを経由して理事長に提出するものとする。

- 2 助成対象者は、第 6 条第 2 項のただし書きにより助成申請を行った場合において、前項の実績報告書の提出に当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを助成金額から減額して報告するものとする。

- 3 助成対象者は、第 6 条第 2 項のただし書きにより助成申請を行った場合において、第 1 項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の確定申告により当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、その金額（第 2 項の規定により減額した場合については、減じた金額を上回る部分の金額）を別記第 8 号様式の消費税仕入れ控除額報告書により、直接又は地域センターを経由して理事長に報告するとともに、公社に返還しなければならない。

（助成金の交付）

第 10 条 理事長は、前条の実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成対象事業が適正に行われたと認めたときは、交付する助成額を確定し、別記第 9 号様式の研修生受入環境整備支援事業助成金確定通知書により、直接又は地域センターを経由して助成対象者に通知するとともに、助成金を助成対象者指定の金融機関口座に口座振替払いにより交付する。

（事業完了後の報告等）

第 11 条 助成対象者は、本事業による施設等の整備が完了した年度の翌年度から起算して 10 年が経過するまでの間に次に掲げる変更等をしようとする場合は、あらかじめ別記第 10 号

様式の研修生受入環境整備支援事業変更報告書により、直接又は地域センターを経由して理事長に報告し、理事長の指示に従わなければならない。

- (1) 認定就農者等の研修の受け入れを中止する場合
- (2) 認定就農者等の受け入れを1年以上実施できない場合
- (3) 本事業により整備した施設等を処分する場合
- (4) 施工箇所について大幅な改修等を行う場合
- (5) 施設の設置場所を変更する場合

(助成金の返還等)

第12条 理事長は、助成対象者が虚偽の事業計画その他不正の行為を行った場合、又は第7条の決定通知に際して附した条件その他法令等に違反した場合、第7条の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができるものとする。

2 理事長は、助成対象者が正当な理由がなく前条第1号から第3号の変更等を生じた場合、本事業により取得した施設等を理事長が指定する者に理事長が認める適正な価格で譲渡すること、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができるものとする。

(帳簿等の整備保管)

第13条 助成対象者は、この事業に係る経理については、他の経理と明確に区分して整理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類並びに整備に係る仕様書、図面及び写真等の関係書類を整備保管するものとし、その保管期間は事業が完了した年度の翌年度から起算して10年間とする。

(その他の必要事項)

第14条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に当たって必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成12年11月6日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日）

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

なお、改正前の要領に基づいて事業を実施した者に対する規定は、改正前の規定による。

別記第1～10号様式 ～略～

(3) 新規就農者等育成団体支援事業実施要領

平成 20 年 3 月 31 日制定

改正 平成 21 年 4 月 1 日 平成 21 年 8 月 10 日 平成 24 年 4 月 1 日 平成 25 年 4 月 1 日
令和 5 年 11 月 21 日 令和 6 年 4 月 1 日

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、就農啓発基金規程（以下「規程」という。）に基づき実施する本道の農業・農村において新規就農者等農業の担い手の指導・育成、並びに地域農業・農村の振興を通じて担い手の育成に努めている団体等の活動を支援するために行う新規就農者等育成団体支援事業に係る公募方法及び事業の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第 2 条 公益財団法人北海道農業公社（以下「公社」という。）は、本道の農業・農村において、新規就農者、新規就農希望者、農業・農村体験希望者など本道農業の担い手の育成・指導、及び農業・農村への理解の醸成のための啓蒙・普及や受入活動などを広域的に行っている団体等、並びに農村女性の活動支援及び農村未婚青年の配偶者対策のための活動を広域的に行っている団体等の活動を支援するため、団体等が行う事業に要する経費について予算の範囲内で、その一部を助成するものとする。

(助成対象団体の要件)

第 3 条 本事業に応募できる助成対象団体は、代表者の定めがあつて、営利を目的とせず本事業要領第 2 条に掲げる事業を行なう組織体とする。

(助成対象経費)

第 4 条 本事業による助成の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 団体等の構成員の資質向上及び情報交換のために開催する研修会、情報交換会等の開催に要する経費
- (2) その他本事業の趣旨に沿った事業を行なうのに必要な経費

(助成の内容)

第 4 条の 2 前条で定める経費に対する助成は、その合計額の 2 分の 1 以内とし、助成額は原則 20 万円を限度とする。

(公募方法及び事業計画の選定)

第 4 条の 3 第 3 条で定める応募者は、別記第 1 号様式により事業計画を作成して、別に定める日までに公社理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

2 理事長は、前項で提出された事業計画について、次の審査基準に基づき、事業計画を選定し、助成対象団体として選定した者と、それ以外の者に、審査結果をそれぞれ通知するものとする。

- (1) 事業の趣旨との整合性
- (2) 事業内容の妥当性
- (3) 事業実施方法の妥当性
- (4) 事業遂行の効率性
- (5) 事業実施主体の適格性

(助成の申請)

第 5 条 前条第 4 項により助成対象団体として通知を受けた者は、別記第 2 号様式の助成申請書を理事長に提出するものとする。この場合、北海道全域を活動対象とする団体等にあつては、直接理事長に、北海道の一部地域を活動対象とする団体等にあつては、代表者が所在する市町村の地域担い手育成センター（以下「地域センター」という。）を経由して理事長に提出するものとする。

(助成の決定)

第 6 条 理事長は、前条の助成申請書及び添付書類等の内容を審査して適当と認めたときは、別記第 3 号の助成決定通知書により、助成しようと金額等を直接若しくは地域担い手センターを経由して助成申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更等)

第7条 助成交付決定後、次に掲げる事業計画の変更を行おうとする場合は、予め別記第4号様式の変更申請書を直接若しくは地域担い手センターを経由して理事長に提出し、承認を受けるものとする。

(1) 助成対象事業の中止または廃止

(2) 助成対象事業費の20パーセントを超える減

2 理事長は、前項による申請があった場合、その変更が事業計画の内容に本質的な内容の変更と認められる場合にあっては、その承認に際して、担い手育成委員会の承認を受けるものとする。

(助成金の交付)

第8条 助成対象団体は、事業が完了した場合は、速やかに別記第6号様式の事業完了報告書を理事長に提出するものとする。理事長は、事業完了報告書及び添付書類を確認のうえ、助成金額を確定して、直接若しくは地域センターを経由して助成申請者に通知するとともに、助成金を助成希望者が指定する団体名義の金融機関口座に払い込むものとする。

なお、必要に応じて助成金の概算払いを行うことができるものとし、概算払いを希望する助成申請者は、別記第5号様式の概算払申請書を助成申請書と併せて提出するものとする。この場合理事長は、概算払いを要する事由等を審査のうえ、必要と認めたときは助成金の概算払いを行うものとする。

(助成金の返還等)

第9条 理事長は、助成申請者が虚偽の申請その他不正な行為を行った場合、若しくは第6条の交付決定に際し付した条件その他法令等に違反した場合、第6条で決定した助成金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は、第8条で交付した助成金の全部または一部の返還を命じることができるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に当たって必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年3月31日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年8月10日)

この要領は、平成21年8月10日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年11月21日)

この要領は、令和5年11月21日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別記第1～6号様式 ～略～

Ⅱ 就農支援資金関係について

1. 償還免除事業について

償還免除事業とは、公社が新規就農者（以下「借受者」という。）へ貸付した就農支援資金の約定償還金について「償還免除の上限額」に達するまで免除する事業です。

なお、公社は、償還免除した額と同額を北海道から助成金（補助金の交付）を受けて、借受者の就農支援資金の償還に充てています。

(1) 償還免除の上限額

就農区分	新規参入（新たに資本を整備し、農業経営を行う個人・法人）		農家後継法人の構成員
就農計画認定申請時の年齢	15～39歳	40～45歳	15～45歳
償還免除の上限額	200万円	100万円	50万円 ※農家後継はH23年6月計画認定者まで
	同一経営で借受者が二人以上の場合は合算		
	※H23年7月以降に就農計画の認定を受けた借受者は、①上記の金額と②対象資金の借入合計額の3分の1の <u>いずれか低い額</u>		

(2) 実施スケジュールと償還免除申請書類

償還免除は、約定償還日の都度、借受者から公社へ償還免除申請を行い、公社は申請書類の内容が「償還免除の要件」を満たしているかどうかを確認（審査）しています。

約定償還日	日程	償還免除申請書類
4月30日	2月上旬	〈公社⇒地域センター〉 ア. 公社は、就農状況確認報告書、償還免除申請書、及び農業所得基準確認基礎表の様式を免除対象地域センターへ送付する。
10月31日	7月上旬	
4月30日	3月中旬	〈借受者・地域センター・農協⇒公社〉 イ. 地域センター及び農協は、就農状況確認報告書、償還免除申請書、及び農業所得基準確認基礎表を作成し、公社へ提出する。（農業所得基準が未達成の場合は、決算報告書直近2年分添付）
10月31日	8月中旬	
4月30日	4月中旬	〈公社⇒地域センター・農協・借受者〉 ウ. 公社は、就農状況確認報告書等の内容と償還免除要件を確認（審査）し、審査結果を地域センター・農協・借受者へ連絡する。 また、借受者宛の「償還免除承認通知書」は、地域センター経由で送付する。
10月31日	10月中旬	
4月30日	5～6月	〈現地調査〉 エ. 農業所得基準等の償還免除要件に達していない場合、必要に応じて現地調査を実施し、その結果を踏まえて再審査する。 ※現地調査の日程調整は、地域センターに依頼している。 〈参集者〉借受者、地域センター、農協、農業改良普及センター等 〈調査者〉公社、北海道（農政部）
10月31日	9～10月	

(3) 償還免除の要件

	償 還 免 除 要 件
ア	・償還免除事業を実施する年度において5年以上継続して就農しており、かつ、新たに資本装備し農業経営を行なっていること。 ・または、農業生産法人に出資し、当該法人の構成員として5年以上従事していること。
イ	・実際の営農部門と就農地が、就農計画の記載内容と一致していること。
ウ	・借受者本人が、農業に年間150日以上従事していること。
エ	・直近年の農業所得が、農業経営基盤強化促進法に基づく市町村基本構想の基本的指標のおおむね5割達成（40％以上）していること。〔農業所得基準〕

[留意事項]

前記エの農業所得基準の達成率が40％未満の場合、就農状況確認報告書の備考欄に「別紙のとおり」と記入し、別紙（様式任意）に次の項目について、農協等関係機関と連携して具体的に記入する。

- ① 目標達成に向けて、経営改善に意欲的に取り組んでいる事について
- ② J A等関係機関の指導・支援状況について
- ③ 目標達成見込の時期について

2 約定償還開始案内について

- (1) 償還免除額が「償還免除の上限額」に達した場合、又は据置期限が終了した場合は、約定償還が開始になりますが、「就農支援資金 約定償還開始のご案内」を約定償還日の約2か月前に借受者、地域センター、及び農協に送付して事前にお知らせしています。
- (2) 償還免除が終了して約定償還が開始になる場合、次の2つケースがあります。
 - Ⓐ 前年度に償還免除額が丁度償還免除の上限額に達した場合（約定償還のみ発生）
 - Ⓑ 当年度に償還免除額が償還免除の上限額に達したが、当年度の償還免除額が約定償還額より少ない場合（償還免除と約定償還の両方が発生）

《参考例（償還免除上限額 1,200 千円）》

		約定償還額	償還免除額	実償還額	償還免除 累 計 額	償還免除 余 裕 枠
Ⓐ の ケース	前年度	328 千円	328 千円	0 円	1,200 千円	0 千円
	当年度	328 千円	0 円	328 千円	1,200 千円	0 千円
Ⓑ の ケース	前年度	328 千円	328 千円	0 円	1,000 千円	200 千円
	当年度	328 千円	200 千円	128 千円	1,200 千円	0 千円
	来年度	328 千円	0 円	328 千円	1,200 千円	0 千円

[補足説明]

先に償還免除承認を行い、実償還額が資金不足等により延滞となった場合、償還免除承認が取消しになりますので留意願います。（Ⓑのケース）

就農支援資金約定償還開始のご案内

就農支援第〇〇〇号
令和××年 8 月 27 日

〒060-0005
〇〇郡〇〇町字〇〇番地 1
公社 太郎 様

公益財団法人 北海道農業公社理事長
(取扱店 △△△ 農業協同組合)

毎々格別のお引立をいただき、誠にありがとうございます。

さて、あなた様にお貸ししております下記内容の就農支援資金につきましては、償還免除又は据置期限が終了し、次回支払期日より約定償還が開始されますことをご案内いたします。償還に係るご通知は取扱 J A から約定償還日までに償還案内通知書を送付いたします。

つきましては、支払期日の前営業日までに、当資金返済口座にご入金いただきますようお願い申し上げます。なお、返済期日までにご入金がなく、延滞となった場合には借用証書特約条項により支払期日の翌日から返済となられた日までについて、年 12.25% の違約金をいただくこととなりますのでご留意願います。

記

1. 就農支援資金の内容

認定番号：H20-0180

貸付決定番号	資金種類	貸付実行日	当初貸付金額	お支払前残元金
H20 2-045	農家研修	平成 24 年 7 月 15 日	1,800,000 円	826,000 円
H20 2-051	就農準備	平成 25 年 7 月 15 日	1,800,000 円	826,000 円
合 計			3,600,000 円	1,652,000 円

2. 次回以降の約定償還額

支払年月日	償還金額
令和 7 年 10 月 31 日	128,000 円
令和 8 年 10 月 31 日	328,000 円
令和 9 年 10 月 31 日	328,000 円
令和 10 年 10 月 31 日	328,000 円
令和 11 年 10 月 31 日	340,000 円

支払年月日	償還金額
	円
	円
	円
	円
合 計	1,452,000 円

※ 支払年月日毎の約定償還額(複数借入の場合は合算金額)です。

3. 令和 7 年 10 月 31 日約定期日の償還免除額(複数借入の場合は合算金額) 200,000 円

以 上

3 各種変更届出について

就農支援資金の借受者、連帯債務者、及び連帯保証人が、下記の変更項目に該当する場合は、貸付取扱要領および借用証書特約条項により公社宛届出または承認が必要です。

【変更項目と届出様式】

変 更 項 目	様 式（様式番号）	添付書類・留意事項
ア 償還口座の変更 （同一農協内）	口座振替依頼書の写し （別記第 8 号様式）	• 原本は J A で保管し、写しを公社へ送付
イ 氏名、法人の名称 代表者又は住所、 所在地の変更	氏名・住所等変更届出 （別記第 10 号様式）	• （個人）住民票、（法人）商業登記簿謄本 • 住民票は、3 ヶ月以内に交付したもの。 • 変更届出の対象者は、借受者、連帯債務者、及び連帯保証人。
ウ 償還金の支払場所 の変更 （他の農協に変更）	支払場所変更届出書 （別記第 11 号様式） 口座振替依頼書の写し （別記第 8 号様式）	• 借受者、連帯債務者、連帯保証人等の印鑑登録証明書（3 ヶ月以内に交付したもの） • 原本は、JA 保管
エ 連帯債務者、連帯 保証人の変更	就農支援資金連帯債務 加入及び免除申込書 （別記第 16 号様式） 就農支援資金連帯保証 加入及び免除申込書 （別記第 17 号様式）	• 加入申込者の前年度の所得証明書 • 連帯債務者、連帯保証人等が死亡した場合は相続手続を取進める。
オ 借受者の就農状況 に著しい変動	就農状況報告書 （別記第 40 号様式） ➤ 地域センターが作成	• 借受者が、1 か月超休業したとき、又は営農を中止したとき、またそのおそれがあるとき。
カ 約定償還金の延滞	就農支援資金延滞報告書 （別記第 2 号様式） ➤ 事務委託農協が作成	• 北海道信連経由公社に報告。

※上記様式が無い場合は、当公社までお問い合わせ願います。

(参考資料)

北海道就農支援資金償還免除事業実施要領

制定 平成 13 年 9 月 18 日付け農改第 897 号農政部長通知
改正 平成 16 年 4 月 1 日付け農改第 10976 号農政部長通知
改正 平成 23 年 4 月 1 日付け農改第 1336 号農政部長通知
改正 平成 27 年 3 月 30 日付け経営第 2027 号農政部長通知
改正 平成 30 年 4 月 2 日付け経営第 1811 号農政部長通知
改正 平成 31 年 3 月 14 日付け経営第 1588 号農政部長通知

第1 趣 旨

本道において、基幹産業である農業が今後とも職業として選択するに十分な魅力とやりがいのあるものとなるような施策を積極的に展開し、新たな担い手の育成・確保を図る必要がある。そのため、平成7年9月に「北海道の就農促進に関する方針」（以下、「就農方針」という。）を策定し、青年等の就農促進に関する施策の基本的な考え方を明らかにしたところである。この就農方針に基づく具体的施策の一つとして、新規就農者を対象とした就農支援資金の貸付けに対し、次により償還免除事業を実施するものとする。

第2 事業実施主体

この事業の実施主体は、公益財団法人北海道農業公社（以下「公社」という。）とする。

第3 事業の内容

この事業は、公社が融資している就農支援資金について、より一層円滑な就農促進を推進するため、次の要件に基づき公社が実施する資金の償還免除措置について、その実施に必要な財源の助成を行うものとする。

1 償還免除の対象資金

公社が融資している就農支援資金（以下、「資金」という。）のうち、次に掲げる資金を対象とする。ただし、3の（1）のイに該当する者については、（1）のみを対象とする。

（1）就農研修資金（指導研修を除く。）

（2）就農準備資金

2 償還免除の対象者

資金を公社から借り受けた認定就農者（就農方針3の（1）に規定する認定就農者。以下「借受者」という。）のうち、就農計画認定申請時の年齢が15歳以上46歳未満の者とする。

3 償還免除の要件

（1）借受者が、北海道知事の認定した就農計画に基づき、本事業を実施する年度において5年以上継続して就農しており、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合について、償還免除を実施することができる。

ア 新たに資本装備し、農業経営を行っているとき

イ 農業生産法人に出資し、当該法人の構成員として5年以上従事しているとき（親等が法人経営である場合の農家子弟については、当該法人に就農した場合を除く。）

（2）償還免除を実施する際には、公社は、償還免除対象借受者について（1）の要件を満

たしていることを確認しなければならない。

4 償還免除限度額

毎年の償還免除限度額は、当該年度に係る借受者の約定償還額とし、過年度実施分を含めた通算の償還免除の限度額は、次のとおりとする。ただし、二人以上の借受者について同一の農業経営を営んでいると認められる場合については、該当する借受者の通算償還免除額を合わせた額は次の（１）から（３）の限度額とし、二人以上の借受者が次の（１）及び（２）のそれぞれに該当する場合には、（１）の限度額を適用する。

（１）３の（１）のＡに該当する者で、２による年齢が１５歳以上４０歳未満の者

対象資金の借入合計額の３分の１の額又は２００万円のいずれか低い額

（２）３の（１）のＡに該当する者で、２による年齢が４０歳以上４６歳未満の者

対象資金の借入合計額の３分の１の額又は１００万円のいずれか低い額

（３）３の（１）のイに該当する者

対象資金の借入合計額の３分の１の額又は５０万円のいずれか低い額

第４ 事業の実施手続

1 事業実施計画書の提出

公社が、第３の要件を満たす借受者に対して資金の償還免除を行おうとする場合は、別記第１号様式の事業実施計画承認申請書に別記第２号様式の事業実施計画書を添えて知事に提出するものとする。

2 事業計画の承認

知事は、提出された実施計画の内容が適当であると認めたときは、承認を行うものとする。

3 事業実施計画の変更

公社が、実施計画について重要な変更を行おうとするときは、１及び２に準じて行うものとする。

第５ 助成の内容

道は、毎年度、予算の範囲内において、次に掲げる経費に対し、北海道補助金等交付規則（昭和４７年北海道規則第３４号。以下「規則」という。）及び北海道補助金等交付規則の運用について（昭和４７年４月１日付け局総第３０３号。以下「運用通達」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより、この事業を実施する公社に補助金を交付するものとする。

1 助成の内容

補助対象経費及び補助額は、次のとおりとする。

事業名	補助対象経費	補助率
北海道就農支援資金償還免除事業	就農支援資金の償還免除措置の実施に要する経費	10分の10以内

2 補助金の交付申請

公社は、規則第３条に基づく補助金の交付を受けようとするときは共通第１号様式（昭和４９年北海道告示第８０２号による告示様式。以下「共通様式」と同じ。）の補助金等交付申請書に、運用通達に基づく補助金等を交付する事業、補助対象経費、補助率の告示（以

下「事業告示」という。)に定める関係書類を添えて、知事の定める日までに知事に申請しなければならない。

3 補助金の交付の決定

知事は、2の補助金等交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、規則第4条の規定に基づき「補助金等に係る標準様式の設定について（昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達）」第1号様式に定める交付の条件のほか、次に掲げる条件を付して速やかに補助金の交付の決定を行うものとする。

(1) 次に掲げる補助対象事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

ア 償還免除対象者

イ 償還免除の額

(2) 補助対象事業に係る収支及び支出に関する帳簿及び書類を備え、これを整理し、かつ、これを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

4 事業計画の変更等

規則第6条の補助金の交付決定を受けた公社が、規則第5条及び3の(1)に定める内容の変更をしようとするときは、共通第21号様式の補助金等変更承認申請書に關係書類を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

5 補助金の概算払

公社が、規則第9条第2項の規定に基づく補助金の概算払の申請をしようとするときは、共通第26号様式の補助金等概算払申請書により行うものとする。

6 実績報告

公社は、補助事業が完了したときは、速やかに共通第28号様式の補助事業等実績報告書に、事業告示に定める関係資料を添えて、知事に提出しなければならない。

7 補助金の額の確定

知事は、6の補助事業等実績報告書を受理したときは、当該書類の審査及び必要に応じ現地調査を実施し、補助事業に適合すると認めたときは、規則第15条の規定に基づき補助金の額を確定し、その旨を公社に通知するものとする。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に基づき必要な事項については、別に定めるものとする。

北海道就農支援資金償還免除事業実施要領の運用について

制定 平成 13 年 9 月 18 日農改第 793 号農政部長通知
改正 平成 16 年 12 月 3 日農改第 1446 号農政部長通知
改正 平成 21 年 4 月 1 日経営第 1306 号農政部長通知
改正 平成 24 年 4 月 2 日経営第 1357 号農政部長通知

第 1 償還免除の要件について

- 1 要領第 3 の 3 の (1) に定める北海道知事の認定した就農計画に基づき就農していることの判断は、次によることとする。
 - (1) 実際の営農部門及び就農地が就農計画の 1 の (2) の記載内容と一致していること。
 - (2) 実際の就農年月日と就農計画の 1 の (2) に記載されている就農時期との差が、原則 1 年以内であること。
 - (3) 借受者本人が農業（自らの農業に関連する製造・加工事業等を含む）に年間 150 日以上従事していること。
 - (4) 直近年の農業所得が、農業経営基盤強化促進法に基づく市町村基本構想の基本的指標（新規参入者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者についてはそのおおむね 5 割）をおおむね達成していること。
ただし、(4) については、単年度の所得が基準に達していない場合であっても、目標達成に向けて関係機関の指導を受けながら意欲的に取り組んでおり、近い将来目標達成が確実と見込まれる場合は、償還免除の対象として判断することができるものとする。
- 2 要領第 3 の 3 の (1) のアに定める新たに資本装備し農業経営を行っているものとは、具体的には次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 農業以外の他産業に従事していた者などが、農外から参入し、新たに本格的な農業経営を開始している者
 - (2) 農家子弟であるが親や親類縁者以外の第三者から農地等一切の資本装備を新たに取得し、親の農業経営等から独立して本格的な農業経営を開始している者
 - (3) 前 2 項に該当する者のみを構成員として法人を設立し、農地等一切の資本装備を新たに取得して本格的な農業経営を開始している場合のそれぞれの構成員（農業生産活動に常時従事している者に限る。）
- 3 平成 23 年 5 月 26 日付け経営第 1336 号による改正前の要領第 3 の 3 の (1) のイの要件に該当する者については、次に掲げる条件をいずれも満たしている必要があるものとする。
 - (1) 経営的役割や位置づけ及び自らの将来の農業経営の構想が明確であること
 - (2) 野菜、花き等の戦略部門を担当するなど主体的に経営に参画していること

第 2 償還免除要件の確認について

要領第 3 の 3 の (2) に定める北海道農業公社（以下、「公社」という。）の償還免除要件の確認については、次により行うこととする。

- 1 公社は、償還免除の対象となる借受者について、「北海道における青年等の就農促進に関する方針」の 4 の (1) に定める地域農業担い手育成センター（以下、「地域センター」という。）に対し、別紙様式により就農状況確認報告書の提出を求めることとする。
- 2 公社は、地域センターから提出のあった就農状況等確認報告書の内容を審査し、必要に応じ現地調査を実施するものとする。
- 3 公社は、2 の審査が終了したときは、就農状況等確認報告書の写しとともに、その旨を北海道に報告するものとする。

第3 通算償還免除限度額について

要領第3の4に定める同一の農業経営を営んでいると認められる場合とは、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合とする。

- 1 同一の農業経営を営み、生計を一にしている夫婦等
- 2 同一の農業生産法人の構成員となり、生計を一にしている夫婦等

第4 事業実施計画の重要な変更

要領第4の3に定める重要な変更とは、償還免除実施予定額の30パーセントを超える変更とする。

就 農 状 況 確 認 報 告 書

市町村名：

上段：就農計画の記載内容、下段：現況（ 年 月 日現在）

番号 (同一経営)	借受者氏名 (認定番号)	営農部門	就農地	就農時期	就農区分	就農年数	経営規模	主な作目	年間農業 従事日数		農業所得の状況		備考 (目標達成の場合における 目標達成に向けた取組み状況)
									本人	家族等	認定時目標 (直近所得)	市町村指標 (A/B)	
1 ()	()					年	ha		日	日	万円	B ()	万円
2 ()	()					年	ha		日	日	A ()	()	()
3 ()	()					年	ha		日	日	万円	B ()	万円
4 ()	()					年	ha		日	日	A ()	()	()
5 ()	()					年	ha		日	日	万円	B ()	万円

上記の者については、令和 年 月 日 現在において、営農を継続していることを証明します。

令和 年 月 日

(地域担い手育成センター)

印

税務署長 令和 06 年分の 所得 税 及 び 復興 特別 所得 税 の 申告 書

納税地	〒					個人番号 (マイナンバー)	※ 個人番号は複写されません				生年 月										
現在の住所又は居所事業所等											フリガナ										
令和7年1月1日の住所											氏名										
振替継続希望	種類	青色	分離	国出	損失	修正	特農の表示	特農	整理番号					電話番号	自宅・勤務先・携帯						
収入金額等	事業	営業等	区分	ア																	
	業	農業	区分	イ																	
	不動産	区分	ウ																		
	配当	区分	エ																		
	給与	区分	オ																		
	公的年金等	区分	カ																		
	雑業	区分	キ																		
	その他	区分	ク																		
	総合譲渡	区分	ケ																		
	長期	区分	コ																		
一時	区分	サ																			
所得金額等	事業	営業等	区分	①																	
	業	農業	区分	②																	
	不動産	区分	③																		
	利子	区分	④																		
	配当	区分	⑤																		
	給与	区分	⑥																		
	公的年金等	区分	⑦																		
	雑業	区分	⑧																		
	その他	区分	⑨																		
	⑦から⑨までの計	区分	⑩																		
総合譲渡・一時	区分	⑪																			
⑦+⑩+⑪×1/2	区分	⑫																			
①から⑫までの計+⑩+⑪	区分	⑬																			
社会保険料控除	区分	⑭																			
小規模企業共済等掛金控除	区分	⑮																			
生命保険料控除	区分	⑯																			
地震保険料控除	区分	⑰																			
寡婦・ひとり親控除	区分	⑱																			
勤労学生・障害者控除	区分	⑲																			
配偶者(特別)控除	区分	⑳																			
扶養控除	区分	㉑																			
基礎控除	区分	㉒																			
⑬から㉒までの計	区分	㉓																			
雑損控除	区分	㉔																			
医療費控除	区分	㉕																			
寄附金控除	区分	㉖																			
合計	区分	㉗																			
②+⑤+⑥+⑦+⑧	区分	㉘																			
税の計算	課税される所得金額	区分	㉙																		
	(12-29)又は第三表上の30に対する税額又は第三表の30	区分	㉚																		
	配当控除	区分	㉛																		
	特定増減等(住宅借入金等特別控除)	区分	㉜																		
	政党等寄附金等特別控除	区分	㉝																		
	住宅耐震改修特別控除等	区分	㉞																		
	差引所得税額	区分	㉟																		
	(㉙-㉚-㉛-㉜-㉝-㉞)	区分	㊱																		
	災害減免額	区分	㊲																		
	再差引所得税額	区分	㊳																		
(㊱-㊲)	区分	㊴																			
令和6年分特別税額控除(3万円×人数)	区分	㊵																			
再々差引所得税額(基準所得税額)	区分	㊶																			
(㊴-㊵)(赤字のときは0)	区分	㊷																			
復興特別所得税額	区分	㊸																			
(㊷×2.1%)	区分	㊹																			
所得税及び復興特別所得税の額	区分	㊺																			
(㊸+㊹)	区分	㊻																			
外国税額控除等	区分	㊼																			
源泉徴収税額	区分	㊽																			
申告納税額	区分	㊾																			
(㊼-㊽-㊾-㊿)	区分	㊿																			
予定納税額(第1期分・第2期分)	区分	㊿																			
第3期分納める税金の税額	区分	㊿																			
(㊿-㊿)	区分	㊿																			
還付される税金	区分	㊿																			
修正申告	区分	㊿																			
修正前の第3期分の税額(還付の場合は頭に△を記載)	区分	㊿																			
第3期分の税額の増加額	区分	㊿																			
その他の	公的年金等以外の合計所得金額	区分	㊿																		
	配偶者の合計所得金額	区分	㊿																		
	専従者給与(控除)額の合計額	区分	㊿																		
	青色申告特別控除額	区分	㊿																		
	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	区分	㊿																		
	未納付の源泉徴収税額	区分	㊿																		
	本年分で差し引く繰越損失額	区分	㊿																		
	平均課税対象金額	区分	㊿																		
	変動・臨時所得金額	区分	㊿																		
	延届納の出	区分	㊿																		
申告期限までに納付する金額	区分	㊿																			
延届納の出	区分	㊿																			
還付される税金の所	区分	㊿																			
郵便局名等	区分	㊿																			
口座番号	区分	㊿																			
記号番号	区分	㊿																			
公金受取口座登録の同意	区分	㊿																			
公金受取口座の利用	区分	㊿																			

第一表 ○この用紙は控用です。

定額減税実施済額は、㉙と㉚のいずれか少ない方の金額です。

○ この申告書を提出される方は、住民税・事業税の申告書を提出する必要がありません。

○ 所得金額の証明が必要な方は、納税証明書をご利用ください。

整理番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

第二表 ○この用紙は控用です。

	住所	_____
	フリガナ氏名	_____

所得の種類	種 目	給与などの支払者の「名称」 及び「法人番号又は所在地」等	収 入 金 額	源泉徴収税額
			円	円
			50 源泉徴収税額の合計額	円

所得の種類	収 入 金 額	必要経費等	差 引 金 額
	円	円	円

氏 名	個 人 番 号	続柄	生 年 月 日	障 害 者	国外居住	住宅	住 民 税	その他
	※ 個人番号は複写されません	配偶者	明大昭平 . .	障 特障	国外	年調 特個	同一 別居	
	※ 個人番号は複写されません		明大昭平・令 . .	障 特障		年調 特個	(16) 別居	
	※ 個人番号は複写されません		明大昭平・令 . .	障 特障		年調 特個	(16) 別居	
	※ 個人番号は複写されません		明大昭平・令 . .	障 特障		年調 特個	(16) 別居	
	※ 個人番号は複写されません		明大昭平・令 . .	障 特障		年調 特個	(16) 別居	

事業専従者の氏名	個 人 番 号	続柄	生 年 月 日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
	※ 個人番号は複写されません		明・大 昭・平 .		円
	※ 個人番号は複写されません		明・大 昭・平 .		

住民税	非上場株式の 少額配当等	非居住者の 特例	配当割額 控除額	株式等譲渡 所得割額控除額	給与、公的年金等以外の 所得に係る住民税の徴収方法 特別徴収	自分で納付	都道府県、市区町村 への寄附 (特例控除対象)	共同募金、日赤 その他の寄附	都道府県 条例指定寄附	市区町村 条例指定寄附
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
退職所得のある配偶者・親族の氏名	個人番号				続柄	生年月日	退職所得を除く所得金額	障害者	その他寡婦・ひとり親	
	※ 個人番号は複写されません				明・大 昭・平	・	円	障 障 障	寡婦 ひとり親	
事業税	非課税所得など	番号	所得 金額	円	損益通算の特例適用前 の不 動 産 所 得	円	前年中の 開(度)業	開始・廃止	月日	
	不動産所得から差し引いた 青色申告特別控除額				事業用資産の譲渡損失など		他都道府県の事務所等			
上記の配偶者・親族・事業専従者の うち別居の者の氏名・住所		氏名	住所	国外	所得税で控除対象配偶者 などとした専従者	氏名	円	給与		

税理士法書面提出	
30条	33条の2
☐	☐

税理士署名・電話番号

農業青年海外派遣事業について

平成21年に北海道国際農業交流協会から引き継いで事業を実施し、同協会から通算しおよそ30年間で800余人の研修生を派遣しており、帰国研修生は北海道農業・農村をけん引する担い手として活躍しています。

海外派遣は、農業研修希望者からの所定様式による申込みに基づき、個別面接や語学テスト等により派遣の可否を決定し、希望する研修条件等を確認しつつ受入先を選定します。受入先確定後、必要となる諸手続（旅券申請、健康診断、航空手配等）を進めます。

派遣対象は下記5か国で、各国とも現地受入機関との連携により研修全般を支援します。

なお、問い合わせ・申込みから出国までには、およそ6カ月の期間を要します。

令和6年度はカナダとニュージーランドへ各1名派遣し、今年度はニュージーランドへ1名派遣しました。

区 分	ニュージーランド	オーストラリア	ア メ リ カ	カ ナ ダ	デ ン マ ー ク
研 修 分 野	野菜、果樹、酪農等	酪農、羊、畑作、野菜、果樹、切花等	酪農、肉牛、養豚、畑作、野菜、果樹、ワイン等	酪農、肉牛、養豚、畑作、野菜等	酪農、養豚、養鶏、ミンク、畑作、野菜、果樹等
研 修 期 間	原則6～12カ月間で任意の期日を設定可能。	原則6～12カ月間。開始月は原則3月、7月、9月。	原則6～12カ月間で任意の期日を設定可能。	原則6～12カ月間で任意の期日を設定可能。	原則6～12カ月間で任意の期日を設定可能。
ビ ザ 等	ワーキングホリデービザ	ワーキングホリデービザ	J1ビザ	ワーキングホリデービザ	居住許可・労働許可
年 齢	18～30歳	18～30歳	18～原則28歳	18～35歳	19～28歳（24歳までが望ましい） 独身者
農 業 経 験 等	農業実習経験者（期間は問いません）または農業系学校の在校生・卒業生。	農業実習経験者（2年以上）または農業系学校の在校生・卒業生。	①農業系大学・短大で学位や資格を取得し1年以上就農経験がある、または5年以上就農経験がある。 ②農業系大学・短大に在学中または卒業後研修開始日まで1年以内。	農業実習経験者（1年以上）。農業機械の経験があること。	農業系大学の在校生または卒業後6か月以内。 研修分野と専攻科目が同じであること。
語 学 力	英語で簡単な意思疎通ができること。 語学学校通学可能（1カ月間）。	英語で意思疎通ができること。	英語の自己紹介ビデオまたはオンライン英語面接が必須。	英語で意思疎通ができること。	IELTS、TOEFL 等英語試験2年以内のスコア。CEFR（英語国際基準）でB1以上。英語の自己紹介ビデオ。
自動車運転免許等（大型特殊取得推奨）	運転免許取得者が望ましい。	運転免許取得者であること。	運転免許取得者であること。	運転免許取得者であること。	運転免許取得者であること。
推 薦 書 に つ い て	市町村、JA、学校等からの推薦書。	学校または農業雇用主等からの推薦書2通。	学校、市町村、JA等からの推薦書（元雇用主または大学講師が望ましい）。	農業雇用主及び2年以上知り合いの知人からの推薦書2通。	2人の推薦者からの推薦書。
費用のめやす	約150万円（語学学校・ホームステイ費含む）	約110万円	約125万円	約115万円	約125万円
そ の 他	場合によっては指定病院（札幌）で健康診断が必要。	場合によっては指定病院（札幌）で健康診断が必要。	領事館（札幌）で英語による個人面接。	ビザ申請センター（東京または大阪）で生体認証登録。	ビザ申請センター（東京）で生体認証登録。

※研修にかかる費用の補助として、要件を満たせば農林水産省の補助金（最大60万円）を申請することができます。
※研修中、多くは研修手当が支給されますが、宿泊・食事提供で無給の場合もあります（ニュージーランド）。

※ 詳細は、農業公社 HP 内 ➡ <https://www.adhokkaido.or.jp/ninaite/dispatch/>

就農相談課資料

就農相談課所管事業の概要と対応について

本年度事業の就農促進支援活動の概要と重点取組は次のとおりです。業務の推進につきまして、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

就農促進支援活動関係

項目	事業内容等	本年度の重点取組
I 地域担い手育成センターとの連携活動	1 就農相談に活用する就農関連情報の収集・提供 2 体験・就農研修受入情報の共有 3 地域担い手育成センターの活動及び新規就農者の事例調査 4 新規就農者（新規参入者）実態調査	「北海道 DE 農業体験」の内容充実 - 求人情報の収集強化
II 就農相談	1 新規就農フェア 2 各種相談	就農者拡充に向け「1/24 オンラインセミナー」「3/14 農業体験&就農相談（東京）」の開催
III 就農啓発・広報活動	1 農業系学校への就農ガイダンスの実施 2 ホームページによる広報活動 3 新規就農者向けの資料作成・配布 4 全国に向けての情報発信	- 学校訪問の拡充 「新規就農者の横顔」冊子のリニューアル 「農業をはじめる.JP」への情報掲載
IV 新規就農者支援	1 新規就農者・研修生等交流会活動 2 研修教育体制整備関係 3 無料職業紹介 4 グリーンパートナー活動 5 第三者農業経営継承支援	助成事業利用推進 新規就農者・研修者等の交流会 傷害保険等掛金 就農研修者家賃 大型特殊免許取得

I 地域担い手育成センターとの連携活動

就農相談課では、就農相談を通じ会員の皆様の担い手確保・育成をサポートさせていただくとともに、北海道農業に対しさまざまな希望をお持ちの相談者に幅広く情報提供を行います。総合相談窓口として今後も地域担い手育成センターとの連携を密に行います。

1 就農相談に活用する就農関連情報の収集・提供

ステップ	就農相談		農業体験
窓口	北海道農業公社	連携	地域担い手
概要	■ 農業を始めるイメージを描くための情報提供（どんな形で、どんな農業を、どこでやるか。資金や支援制度などは？） ■ 農業体験などの紹介（各市町村の特色や作目、体験期間、条件など提供） ■ 希望市町村や作物が決まっていれば、該当情報の提供や紹介 ■ 農業法人や酪農ヘルパーの紹介（無料職業紹介所） ■ その他農業に関すること	■ 市町村等の具体的な農業情勢や生活環境 ■ 市町村等の具体的な農業体験の内容や条件 ■ 市町村等の具体的な新規就農希望者のサポート体制や支援制度 ● 市町村の受入条件に適合しているか確認が必要	■ 農村生活や農作業などを体験し、農業に適しているか見極め ■ 地域の生活環境を確認 ■ 農業を始める覚悟が決まれば、独立就農か雇用就農を選択 ■ 独立就農の場合は、地域担い手育成センターと相談し、合意すれば就農研修開始に向けた打合せ ■ 雇用就農の場合は、求人している農業法人等へ



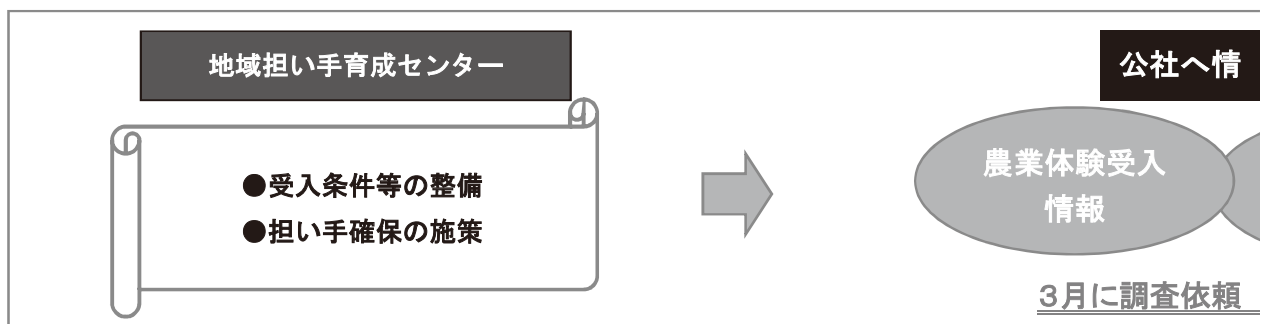
「新規就農ガイドブック」



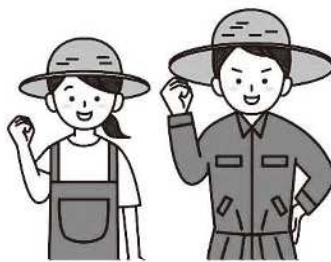
「北海道 DE 農業体験」
農業体験受入票データ



農業法人求人情報



相談者へ
幅広く情報を提供！



就農	研修	就農準備	営農開始
育成センター	(市町村等)		
- 農業技術を能力を身に研修や雇用 - 地域農家やコミュニケ - 園芸の例修ハウスな - 酪農の例法人従業員、修牧場など) - 経営継承のに書面で譲	- 習得し経営者着けるための - 関係機関とのーション (農家研修、研ど) (酪農ヘルパー、農家研修、研 - 場合は研修前渡方法等を合意	- 就農が確実となった段階で青年等就農計画を作成し市町村に申請 ⇒ 認定新規就農者へ - 営農基盤（住宅、農地、施設機械、家畜、資材等）の確保 - 資金の確保 - 事業・制度の利用 - 経営継承の場合は資産等の譲渡準備	- 生産計画と実績チェック - 作業計画、実践、記録 - 家族の役割分担、決め事 - パート確保と作業依頼 - 技術と経営情報の入手 - 農業簿記の記帳 - 各種組織への加入 - 農村社会への参加



- 地域の新規就農や農業体験の資料
- 就農関連イベント情報



北海道農業公社 HP「北海道 DE 農業はじめるサイト」で
「市町村支援情報」を掲載



就農研修の資料



農業体験の資料

報提供

※農業体験イベント等チラシ・パンフレット（随意）

新規参入受入
情報



- 希望者の面談
- 受入決定
- 定着支援

・4月発行

2 体験・就農研修受入情報の共有

公社で毎年実施している「地域担い手育成センター活動状況調査」の農業体験、就農研修に関わる相談件数と受入実績では、コロナ禍後、回復の傾向と見られます（図1）。

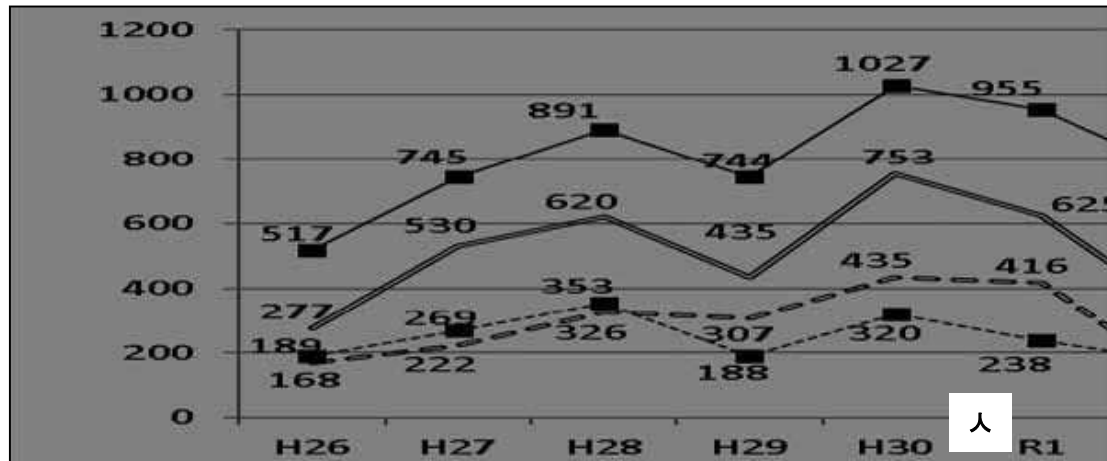


図1. 北海道の農産・畜産の体験実習、就農研修受入人数の推移 ※受入人数（体験＋就農研修）
「令和6年度地域担い手育成センター活動状況調査結果（令和6年10月）」



各地域担い手育成センターで受入の「新規就農研修」、「農業体験研修」について「受入決定通知」の情報提供（送付）をお願いいたします。

就農希望者へ研修受入状況の参考情報とさせていただきます。

【様式・ファイル】

- ① 「地域担い手育成センター活動状況調査」実施の際、送付いたします。
- ② 「新規就農フェア」への出展自治体へ再送付いたします。
- ③ 公社HP、関係者専用サイトに掲載
※実習生、研修生、受入により随時送付をお願いいたします。

3 地域担い手育成センターの活動及び新規就農者の事例調査

地域担い手育成センターを対象に現地に赴き、その体制や地域における取組、支援体制等について現地調査するとともに、あわせて新規参入者並びに就農研修者を訪問し、事例調査並びにフォローアップを実施します。

(1) 調査内容

- ① 新規就農者に対する関係機関の支援体制について
 - ア 就農時の支援：地域の関係機関との連携の状況
 - イ 資金の調達方法：就農施設等資金及びその他の資金の活用状況
 - ウ 市町村段階における支援体制：就農地の確保・資金支援・技術的支援の状況等

(2) 調査対象数等

- ① 地域センター活動状況（シーズ調査） 10 か所程度
- ② 新規就農並びに就農研修者訪問調査 10 名程度

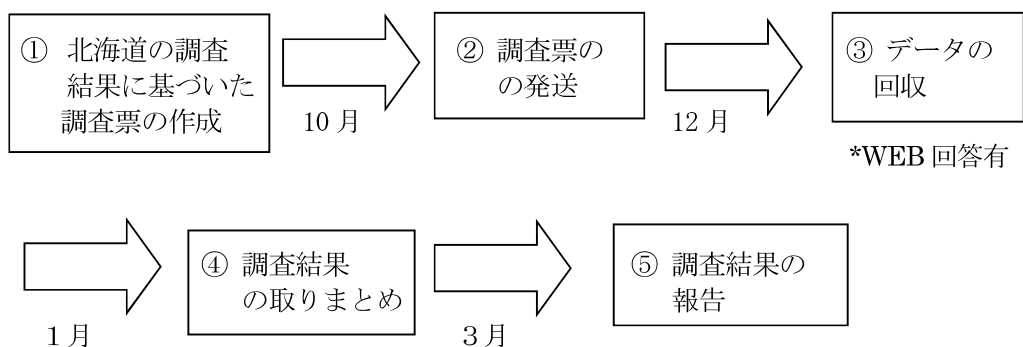
4 新規就農者（新規参入者）実態調査（3年に1度）

農業の担い手確保に向けた就農希望者の相談業務並びに、市町村・地域担い手育成センターと連携した受入体制充実などに活用するため実施する。

(1) 調査内容

- ① 地域担い手育成センターから報告を受けた新規就農（参入）者
- ② 調査期間は令和3年から令和5年の3か年での就農者

(2) 調査方法



(3) 主な調査内容

- ① 就農時形態
- ② 就農者の状況
- ③ 就農にあたっての取り組み、経緯
- ④ 現在の経営状況
- ⑤ 新規就農希望者へのアドバイス

(4) 調査結果

調査結果は、回答していただいた新規就農者、地域担い手育成センターへ報告します。

Ⅱ 就 農 相 談

1 新規就農フェア



2025
北海道で農業ははじめませんか?

北海道の市町村・農業法人などが参加して、
あなたの相談にお応えします。

新規就農フェア

会場	開催年	開催日	時間	会場	住所	備考
札幌	令和7年	7月5日(土) 6日(日)	10:30~16:00	北海道 自治労会館	札幌市北区北6条西7丁目5-3	
	令和7年	11月8日(土)	10:30~17:00	ジョブキタフラザ	札幌市中央区南1条西6丁目20-1	事前申込不要 入場無料
	令和8年	2月28日(土)	10:30~16:00	ホテル ポールスター 札幌	札幌市中央区北4条西6丁目2	
新・農業人フェア						
東京	令和7年	9月15日(月・祝)	10:30~16:00	東京国際 フォーラム	東京都千代田区丸の内3丁目5-1	
	令和7年	11月23日(日)	10:30~16:00	東京ビッグ サイト	東京都江東区有明3丁目11-1	
大阪	令和7年	11月9日(日)	10:30~16:00	グランキューブ 大阪	大阪府大阪市北区中之島5丁目3-51	

公益財団法人 北海道農業公社 担い手支援部
 <北海道農業担い手育成センター> 〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目1-23 北海道通信ビル6階
 TEL.011-271-2255 ホームページ <http://www.adn.hokkaido.or.jp/ninatu/>

お問い
合わせ

WEBサイトは
こちらから

農業をはじめるサイト

検索

2 各種相談

北海道で農業 はじめませんか？



北海道農業担い手育成センターでは、
北海道内すべての「農業のまち」の就農受入情報を、
一元的に集約しています。
北海道で農業をはじめたいとお考えの皆様、まずは
わたくしたちにご相談ください。



**専門の「就農
コーディネーター」が
皆様のご相談に個別にお応えします。**

**札幌会場
でのご相談**

**オンライン
でのご相談**

**平日
毎日開催**



札幌

**平日は毎日相談が可能。
月曜～金曜／10:00～16:00**

札幌の専用ブースでのご相談とオンラインでのご相談があります。ご希望の時間で調整します。

**土曜
開催**



午前 ① 9:30～ ② 10:45～						午後 ① 13:00～ ② 14:15～ ③ 15:30～					
4月	12日(土)・26日(土)	8月	2日(土)・23日(土)	12月	6日(土)・20日(土)	4月	12日(土)・26日(土)	8月	2日(土)・23日(土)	12月	6日(土)・20日(土)
5月	10日(土)・24日(土)	9月	6日(土)・20日(土)	2026年 1月	10日(土)	5月	10日(土)・24日(土)	9月	6日(土)・20日(土)	2026年 1月	10日(土)
6月	7日(土)・21日(土)	10月	4日(土)・25日(土)	2月	14日(土)	6月	7日(土)・21日(土)	10月	4日(土)・25日(土)	2月	14日(土)
7月	19日(土)	11月	15日(土)	3月	28日(土)	7月	19日(土)	11月	15日(土)	3月	28日(土)

**オンラインセミナー
令和8年1月24日(土)
13:30～15:00**

**農業体験・就農相談会
令和8年3月14日(土)予定
13:30～16:30
東京・ふるさと園陽センター**

北海道移住・交流フェア

東京	令和7年 10月17日(金) 10月18日(土) 18:00～20:00 10:30～17:00 産業貿易センター台東館 東京都台東区花川戸2丁目6-5	大阪	令和7年 9月26日(金) 9月27日(土) 18:00～20:00 10:30～17:00 大阪OMMビル 大阪府大阪市中央区大手前1丁目7-31

札幌

雇用フェア
11月9日(日)
12:00～17:00
ジョブキタプラザ
札幌市中央区南1条西6丁目20-1

まずはWebで  **農業をはじめるサイト** で **検索**

Ⅲ 就農啓発・広報活動

1 農業系学校への就農ガイダンスの実施

道内外の農業系学校を訪問し、北海道の新規就農状況や就農までのステップ等、学生対象にガイダンスを行っています。

2 ホームページによる広報活動

当センターのホームページでは、地域担い手育成センター等からの情報を積極的に発信していきます。ぜひご利用ください。

<https://www.adhokkaido.or.jp/ninaite/>



(1) 情報発信のための窓口について

メールによる簡単な投げ込みにより当センターにお知らせいただいた情報を、ホームページで広く就農希望者等にお知らせいたします。

就農相談課メールアドレス：ninasen@adhokkaido.or.jp

※いただいた内容は当センターで審査し掲載いたします。
内容によっては掲載できない場合もありますので予めご了承ください。

(2) 関係者専用ページについて

当センターでは円滑な運営を図るために、関係者専用ページを設置しております。関係者のみがアクセスできます。設置場所・利用方法は次の通りです。

設置場所：トップページ → 関係機関の皆様へ → 関係者専用ページへ

利用方法：「関係者専用ページへ」のリンクをクリックすると、小画面が表示されますので下記のIDとパスワードを入力してください。

ID : ninaite

パスワード : ninaite

3 新規就農者向けの資料作成・配布

(1) 「新規就農者の横顔」

各地域で活躍している新規就農者を紹介する冊子「新規就農者の横顔」を本年度リニューアルします。

(2) 「頑張ってます！新規就農者」

各地域で活躍している新規就農者をホームページで紹介しています。

<https://www.adhokkaido.or.jp/ninaite/new-farmer/>



4 全国に向けての情報発信

農業をはじめるJP（全国新規就農相談センター）の「就農希望者向けNEWS」へ情報を掲載し、常にタイムリーな情報を発信しています。

<https://www.be-farmer.jp/>



Ⅳ 新規就農者支援

1 新規就農者・研修者等交流会活動

(対象)

交流会実行委員会（指導機関：振興局・農業改良普及センター）

(目的)

新規就農者・就農研修者・体験実習者等と地域の農業後継者及び配偶者に対し、知識・技術の向上や情報交換・仲間づくり及び地域農業者や消費者、地場産業関係者等との広域的な交流を促進するため、道・総合振興局（振興局）・農業改良普及センター並びに指導農業者・農業士会等と連携しながら交流会を開催する。

(1) 事業の概要

対象とする 交流会活動	(1) 知識・技術の向上や情報交換・仲間づくり及び地域農業者や消費者、地場産業関係者との 広域的な交流を促進する交流会 であること。
	(2) 新規就農者等による 実行委員会が組織 されていること。
	(3) 総合振興局（振興局）又は農業改良普及センター（支所のみは除く。）（以下、「指導機関」という。）が指導・助言等を行い、 新規就農者等を主な対象として開催される研修会・セミナー・見学会等 であること。
	(4) 北海道農業公社を後援とし開催する 交流会 であること。
支援内容	1 開催当たりの助成額の上限を5万円とし、1 総合振興局（振興局）単位原則2回までとする。ただし、予算の範囲内。
申請期間	6／6～随時
助成金交付	助成決定通知後、翌月末

(2) 留意点

- レクリエーションのみの交流会等については本事業の対象としません。
- 既存4Hクラブやヤングミズの組織活動は本事業の対象としません。
- 交流会開催の原則1か月前までに実施計画申請書等を揃えて指導機関を経由し申請してください。
- 交流会活動終了後は速やかに関係書類を作成し、報告及び助成金交付願を提出してください。

(3) 令和7年度予算

（金額単位：千円）

事業名	令和7年度		令和6年度	
	予算額	件数	予算額	件数
新規就農者・研修者等交流会活動事業	500	10	500	10

2 研修教育体制整備関係について

(1) センター各種支援事業の概要

	就農研修者 家賃助成事業	農家研修受入 体制強化事業		就農研修者 大型特殊免許 取得支援事業
事業目的	生活基盤支援	研修等の補償担保		就農円滑化支援
対象者 要件	〔研修者〕 1年以上の研修を行 う認定新規就農者へ の認定が見込まれる 者で月額家賃が1万 円以上の借家等に居 住する者 ※就農準備資金受給 者、地域おこし協 力隊員は対象外	〔研修者〕 1年以上の研修 を行う認定新規 就農者への認定 が見込まれる者	〔実習者〕 1か月以上1年 未満の農業体験 を行う者	〔研修者〕 農外から新たに就 農を目指して先進 農家などで研修を 行っている者で青 年等就農計画の認 定が見込まれる 者。かつ申請年度 内に完了できる者
		〔補償内容〕 J A 共済の普通傷害共済A型の補償 内容を満たすもの（又は同等）		
支援内容	家賃額の1／2以内 とし1万円／月を限 度で3年以内	研修及び実習期間で、かつ加入した 共済期間内掛金の2／3以内		大型特殊免許取得 に係わる経費に対 し1／2以内で 5万円を上限
		14,566円／1契約 を限度	6,555円／年1回 限りを限度	
		複数年度にわたる場合は、合計金額 が助成限度額を超えない		
申請受付	6／2 ～ 11／28			4／1～随時
助成金交付	R 8／4／10	R 8／4／15		随時

※多年度にわたり事業を実施する際には年度毎の申請が必要です。

※申請期間を超えての申請は、一部の事業（大型特殊免許取得）を除き受付けておりませんので予めご了承ください。

※各様式は既に一斉メール送信でご案内していますが、当公社HPからもダウンロードできますのでお使いください。

(2) 令和7年度予算

(金額単位：千円)

事業名	令和7年度		令和6年度	
	予算額	件数	予算額	件数
就農研修者家賃助成事業	1,000	10	1,500	15
大型特殊免許取得支援事業	1,500	30	1,500	30
農家研修受入体制強化事業	701	50	201	25

(3) 個人情報の取扱い

○申請にあたっては、別添の「個人情報利用目的説明書」を申請者に配布の上、申請者から個人情報の利用についての同意（署名）を得ていただき申請書に添付してください。

○複数の事業を申請する場合は1部のみで省略可です。

3 無料職業紹介

- 『無料職業紹介事業』の認可を取得し、相談者に対して農業法人の紹介ができるようになっています。取扱の範囲は農業とし、求人者は北海道の農業法人等、求職者は国内在住の方を対象とします。
- 法人登録数は78戸、求人登録数は6／12現在29戸となっています。
- 当公社主催の「北海道新規就農フェア」において求人票コーナーを設けて来場者に対して周知しています。
- 「北海道農業求人情報」として、当センターホームページ、冊子で紹介しています。詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.adhokkaido.or.jp/ninaite/job/employment/>



4 グリーンパートナー活動

(1) 北海道グリーンアドバイザー（結婚相談員）研修会

- (1) 日 時：令和7年11月18日（火）
- (2) 場 所：ホテルポールスター札幌
- (3) 参集範囲：各市町村のグリーンアドバイザー（結婚相談員）並びに関係機関・団体担当者
- (4) 内 容：（予定）講演・事例紹介

(2) 北海道ふれあい研修会

- (1) 日 時：令和7年11月頃
- (2) 場 所：札幌市内
- (3) 対 象：結婚の意志を有する独身の農業後継者及び経営者
- (4) 内 容：（予定）婚活セミナー開催 ～今どきの婚活と自分磨き～

(3) 全道女性農業担い手研修会

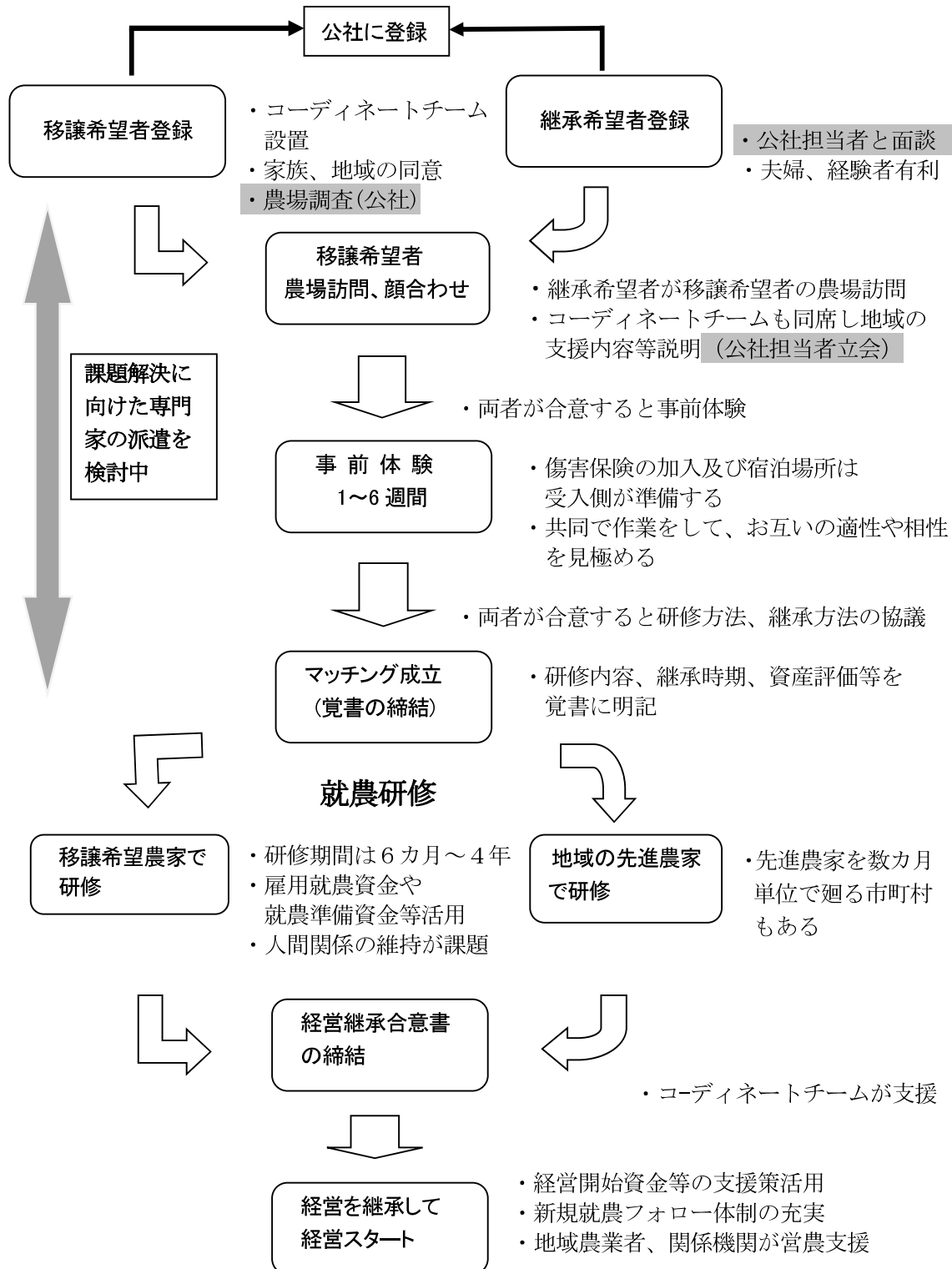
- (1) 日 時：令和7年12月2日（火）・3日（水）
- (2) 場 所：札幌駅前ビジネススペース
- (3) 参集範囲：就農している女性農業後継者及び今後就農を予定（研修）している女性
- (4) 内 容：（予定）①講演 ②トークセッション

5 第三者農業経営継承支援

北海道、北海道農業経営相談所と連携し、後継者のいない農家が保有する経営資産・営農技術等を就農希望者へ円滑に継承するため、移譲希望者及び継承希望者の情報を収集・登録し、マッチング等の支援を行い、地域のコーディネートチームと第三者農業経営継承を推進します。

(1) 第三者農業経営継承の収集・共有化

① 第三者農業経営継承フローチャート



②移譲者登録手続き

- ・移譲希望者は、家族の同意及び地域農業者の合意形成を図る
- ・移譲希望者はＪＡ又は市町村担当者等と移譲希望登録について相談・協議
- ・関係機関等で構成するコーディネートチームを設置する
- ・地域担い手育成センターは、（公財）北海道農業公社担当者に登録手続きを事前連絡。
- ・移譲希望者は関係機関の協力を受けて、登録申込書を作成し、地域担い手育成センターを経由して（公財）北海道農業公社に提出

【登録申込書類】

- ・様式継第１号 農業経営の第三者継承情報への登録申込書（移譲希望者）
- ・様式継第１号別紙 経営移譲者の経営概要
- ・補足様式第１号 経営継承地域支援体制チェックリスト
- ・補足様式第２号 移譲希望者登録要件・適性確認チェックリスト
- ・補足様式第３号 移譲希望者の経営概要
- ・補足様式第４号 移譲資産評価概算額一覧
- ・補足様式第５号 移譲資産賃貸借概算一覧
- ・補足様式第６号 移譲希望農場 HP 掲載原稿
- ・補足様式第７号 利用目的説明書（移譲希望者）

・審査・登録・HP公開

申込受理後、審査し登録。登録後、移譲希望者情報は、原則ホームページ「北海道 DE 農業をはじめる」サイトに掲載（登録期間は１～２年間で再登録も可）するが、公開しないことも可。

【 ホームページ掲載例 】

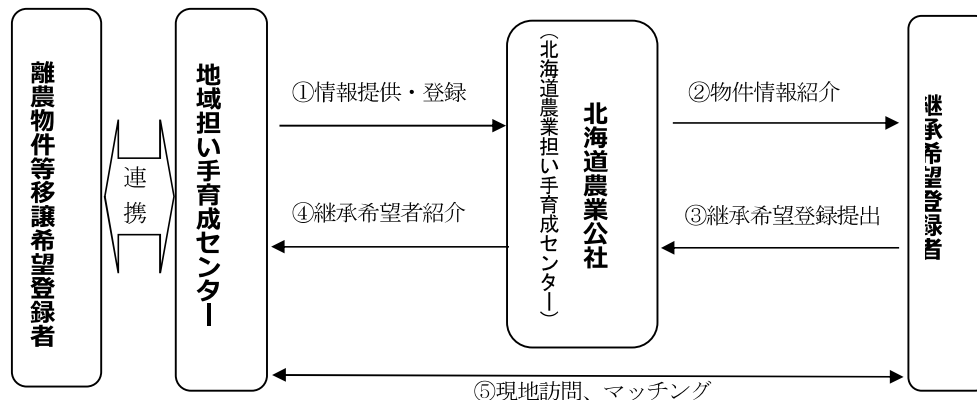
- | | |
|-------------|-----------------------------|
| 1 農場番号 | 100 |
| 2 登録年度 | R6 |
| 3 農場所在地 | ○△□町 |
| 4 経営形態・規模 | 酪農 |
| 5 作付面積・飼養頭数 | 乳牛：８０頭 経産牛：５０頭 |
| 6 年間売上額 | ４，０００万円 |
| 7 移譲方法 | 農地、施設、機械：有償譲渡 |
| 8 移譲時期 | R7年１２月まで |
| 9 住 居 | 住宅を譲渡し転居する |
| 10 コメント | 牧草収穫はコントラクタ、育成は育成牧場に預託、放牧可能 |
| 11 写 真 | |



(2) 離農物件（空き物件）の情報の収集・共有化

現在、公社が実施する農業経営の第三者継承情報・提供活動は、条件に合致する移譲希望登録農家が少なく、登録者の確保が課題となっています。そこで、第三者継承事業とは別に、離農物件（空き物件）情報を（公財）北海道農業公社と地域担い手育成センターで簡素な様式により共有（ホームページ公開しない）し、就農希望登録者の地域担い手育成センターへの紹介業務をより円滑に進めます。

① 離農物件情報のフローチャート



② 離農物件情報の提供条件

離農物件を希望する継承希望者に対して、関係機関及び地域コーディネートチーム等が農業研修及び資産譲渡等について、責任を持ってサポートできることを条件に物件情報を提供ください。

③ 離農物件情報の登録・共有化

● 手続き

- 離農物件の希望登録者は、「離農物件情報共有申込書」と「物件情報」を地域担い手育成センターと連携のもと作成し、（公財）北海道農業公社に提出する。

● 共有期間

- 共有期間は申込月日から2年間とする。
- 再登録申請がない場合は、最終日をもって取り下げる。

【 離農物件 提出例 】

- 移譲希望者住所 ○○町○○
- 移譲方法：（第3者継承・離農後・空き物件）
- 継承希望者要件
- 畜舎建設年 昭和○○年 増改築（平成○○年）
- 搾乳牛・繁殖牛飼養可能頭数 ○○頭
- 育成舎有・無 ・有 ・無
- 物件PRポイント 牛舎周辺に草地があり見晴らしよく放牧に最適。
- 飼料畑面積
 - 採草地 ○○ha
 - 放牧地 ○○ha
 - サイレージ用トウモロコシ ○○ha
 備考）TMRセンターの利用 可 不可
- 住宅
 - 建設年 年
 - 住宅譲渡 可 ・ 不可（住宅紹介）
- 施設・住宅（写真4～6枚）



- 機関名：○○町担い手育成センター
- 住所：
- TEL：
- 担当：

就農研修課資料

農業次世代人材投資（準備型等）事業について

○ 事業の趣旨

農業従事者が減少する中、持続可能な力強い農業を実現するには、次世代を担う農業者の育成・確保に向けた取組を総合的に講じていく必要があることから、次世代を担う農業者となることを志向する者への就農前の研修段階に資する就農準備資金等の交付を通じ、農政新時代に必要な人材力の強化を図る。

○ 交付対象者（令和4年3月29日付3経営第3216号農林水産省経営局就農・女性課長通知より抜粋）

1 新規採択者

研修計画及び面談等により、以下全てを満たすと確認できる者とする。

- ・就農ビジョンと研修の目的が明確であり、次世代を担う農業者になることについて強い意欲を有している者
- ・前年の世帯（本人のほか同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。）全体の所得が600万円以下である者
- ・研修の実行及び研修終了後の就農が確実に見込まれる者

2 継続者

研修状況報告及び面談等により、以下全てを満たすと確認できる者とする。

- ・研修に積極的であり、指導者等関係者の助言・指導に従う者
- ・研修内容を理解し、就農に必要な技術や知識の習得が認められる者
- ・成績表の発行がある機関で研修する場合にあっては、最低評価がない者
- ・就農に向けた準備を行い、着実な就農が期待される者
- ・研修の出席状況が良好で、概ね1年かつ概ね1,200時間以上の研修を受けている（受ける見込みがある）者

○ 事業要件の見直し（令和7年度改正）

1 雇用就農について

- ・研修終了後に雇用就農する予定の場合には、正社員として期間の定めのない雇用契約を締結する、又は通算5年以上の雇用契約を締結すること。ただし、交付対象者が独立することを前提として雇用就農を行う場合は、就農後5年以内に独立・自営就農する、又は法人の共同経営者となること。

2 農業経営人材育成研修プログラムについて

- ・原則として交付期間内に、農業経営人材育成研修プログラム（農林水産省が経営発展・就農促進委託事業により作成した研修プログラム）の初級コースなど、農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了すること。

○ 留意事項

準備型等資金は、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し交付するもので、交付事務そのものは交付主体である公社が行うものの、研修計画の申請や各種報告書の提出については、道の実施要領に基づき、地域担い手育成センターを通じて研修生自らが行うこととされています。

研修生の中には、制度の内容を深く理解せず、「研修さえ受けていれば資金がもらえる」という安易な考えで資金交付を受ける者も見受けられる状況となっています。また、研修先に対しては、どのような指導をしていくかなど事前の協議がないまま取り進めている状況も見受けられましたので、研修内容や指導方針を事前に市町村段階でしっかりと共有のうえ取り組んでください。

研修をおこなう教育機関又は市町村段階におきましては、交付金は全額国費で対応していることや各種報告書類の提出期限厳守など、研修生や保証人に対する事業制度の周知をお願いするとともに、上述の交付対象者の要件の確認を踏まえて研修計画の推薦を行ってください。

研修計画申請時の留意点や研修中と就農後の各種報告などについては、下記事項のほか「重要事項説明書」のとおりですので、参考にしてください。

課されている各種の報告を怠ると、資金の交付停止や交付を受けた資金の一部又は全額の返還が生じますので、研修生等と定期的に連絡を取り合うなど、丁寧なご指導を重ねてよりしくお願いいたします。資金交付など今後のスケジュールについては、都度お知らせします。

□ 研修計画

農業経営者育成教育機関や地域担い手育成センターにおいて研修計画を受け付ける際は「重要事項説明書」に基づきチェックや署名をお願いします。

特に面談時には、就農についての強い意欲を確認するとともに、研修終了後1年以内に就農できない場合や、各種の報告を適切に行わない場合には、交付した資金を返還することとなることを強く認識させてください。また、親元就農を予定している方には、就農後5年以内の経営継承を確約することが要件になり、実施しなかった場合返還になることを説明願います。さらに、雇用就農を予定している方には、新たに加わった要件を説明してください。

保証人は、自署又は押印とし、それぞれ同一世帯に属さない別生計の成人2名となります。

研修実施計画（研修計画の別添1）は、一月の研修時間が最低でも60時間以上となるよう計画してください。

□ 研修状況報告書

研修開始後半年ごとに、1か月以内に提出することとなっています。本報告書をもとに公社職員が研修状況の確認に伺いますので、日程調整等のご協力をお願いします。

一月の研修日数・時間は、最低でも15日以上かつ60時間以上となるよう、研修計画に則った研修を実施してください。また、特に冬季の研修においては座学研修を中心に取り組む機関も多いところですが、あくまでも研修機関が行う研修となりますので、「自習」は研修として認められません（研修プログラムの受講は除く）ので留意願います。

農業経営者育成教育機関（農業大学校及び拓殖短大等）は「別紙様式第4-1号」を、研修教育機関（市町村研修機関）及び先進農家等は「別紙様式第4-2号」を使用してください。

□ 就農届

就農後1か月以内に添付書類（農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類、農業機械・施設を自ら所有し、または借りていることが確認できる書類及び通帳の写し）を添えて提出願います。

また、資金の交付を受けたご夫婦で独立・自営就農する場合は、経営資産の共有と家族経営協定等の締結が必要となります。

独立・自営就農し、経営開始資金の交付を受ける場合は、青年等就農計画の認定書の写しも提出してください。

□ 就農状況報告

資金の交付を受けた者は1～6月分を7月に、7～12月分を翌年1月に提出することとなっており、研修終了後6年間の報告義務が課せられています。経営開始型の交付対象者以外の者については、本報告をもとに公社職員が就農状況の確認に伺いますので、日程調整等のご協力をお願いします。

経営開始型の交付対象者は、交付主体の市町村に提出された就農状況報告と市町村が作成した就農状況確認チェックリストの写しを提供いただくことで公社としての確認としています。

○ 道立農業大学校・拓殖大学北海道短期大学等における研修生の就農後の手続き

道立農業大学校や拓殖大学北海道短期大学等で資金の交付を受けた学生（研修生）の大半が、道内で雇用就農又は親元就農しています。就農届は学校を通じて受理していますが、就農後の書類の経由や就農状況確認等について、就農先の市町村のご協力をよりしくお願いします。

重要事項説明書

※ 本様式は、研修計画を提出するにあたって、農業次世代人材投資（準備型等）事業の制度について理解を深めていただくことを目的としています。資金の交付を受けるには一定の義務が生じること、また、その義務を履行しなければ交付された資金の返還となってしまうことをご承知おきください。

● 提出書類の確認

☐	研修計画 （別紙様式第1号）
☐	研修実施計画 （別添1）※農業経営者育成教育機関及び研修教育機関で研修を受ける場合は、受講する研修のカリキュラムのほか、受講が認められていることを証する書類を添付。
☐	履歴書 （別添2）※最終離職日は必ず明記すること。
☐	雇用保険被保険者 離職票-1 及び 離職票-2 の原本又は 雇用保険受給資格者証 の写し（別添3） ※離職票の提示ができない場合は申立書（様式任意）を添付し、前職がない場合は不要。また、 <u>離職票の原本は面談実施機関で確認し、写しを公社へ提出すること。</u>
☐	農業研修に関する確認書 （別添4）の写し ※先進農家等で研修する場合に添付。
☐	確約書 （別添5）及び 確約書(補足) （別添5-2）※親元就農の場合に添付。
☐	障害保険に加入したことがわかる保険証書 の写し（別添6）
☐	前年の世帯全員の所得を証明する書類 （別添7）※世帯所得が600万円を超えているにもかかわらず交付が必要な場合に、別添様式による理由書及び当該理由を証明できる書類を添付。
☐	先進農家等経営概要書 （別添8）※指導農業士以外の先進農家等で研修を受ける場合に添付。
☐	個人情報の取扱い同意書 （別添9）
☐	身分証明書 （別添10）※本人及び保証人の運転免許証等の写しを添付。
☐	書類の経由に関する同意書 （別添11）※農業経営者育成教育機関で研修を受ける者のうち親元就農する場合、又は研修先と異なる市町村での就農が確定している場合に添付。

● 資金交付対象者としての要件の確認（全て満たす必要があります）

☐	就農予定時の年齢が原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること
☐	研修終了後、独立・自営就農、雇用就農、又は親元就農を目指す計画であること
☐	親元就農を目指す場合は、家族経営協定等を締結のうえ、就農後5年以内に、①経営を継承する②農業法人の共同経営者になる③独立・自営就農する、のいずれかを確約すること
☐	親元就農を目指す場合は、別添5-2「確約書（補足）」の内容を経営主及び申請者ともに理解していること
☐	独立・自営就農を目指す場合は、就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けること
☐	雇用就農を目指す場合は、期間の定めのない又は5年以上の有期の雇用契約を締結すること
☐	研修先が「新規就農支援ポータルサイト」に公表されている認定研修機関等であること
☐	上記の認定研修機関等で、概ね1年かつ年間1,200時間以上、就農に必要な技術や知識を研修すること
☐	研修先が先進農家又は先進農業法人である場合は、その経営主が申請者の親族ではないこと
☐	研修先が先進農家又は先進農業法人である場合は、当該研修先と過去に雇用契約（短期のパートやアルバイトは除く。）を締結していないこと

※2ページに続く

☐	常勤の雇用契約を締結していないこと
☐	生活費の確保を目的とした国の他の事業（生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)、求職者支援制度、傷病手当、遺族年金、地域おこし協力隊等）による給付等を受けていないこと
☐	過去に準備型等による資金交付を受けていないこと
☐	原則として、過去に「農の雇用事業」及び「雇用就農資金」の対象となっていないこと
☐	前年の世帯全体の所得の合計が600万円以下であること
☐	研修中の事故によるケガ等に備えて、傷害保険に加入していること

● 交付金の返還要件の確認（いずれかに該当した場合）

☐	研修を途中で休止又は中止し、1年以内に就農しなかった場合
☐	研修中、必要な書類（研修状況報告、継続研修計画など）が期限までに提出されなかった場合
☐	公社が行う研修状況の確認において、適切な研修を行っていないと判断された場合
☐	研修終了後1年以内に、原則50歳未満で、独立・自営就農、雇用就農、又は親元就農しなかった場合
☐	独立・自営就農者が、就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合
☐	雇用就農者が、正社員として期間の定めのない、又は通算5年以上の雇用契約を締結しなかった場合
☐	親元就農者が、就農後5年以内に、①経営を継承する②農業法人の共同経営者になる③独立・自営就農する、のいずれも実施しなかった場合
☐	資金交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、就農を継続しなかった場合、又はその間の農業従事日数が一定（概ね年間150日かつ年間1,200時間）未満である場合
☐	就農後、必要な書類（就農届、就農状況報告など）が期限までに提出されなかった場合
☐	公社が行う就農状況の確認に応じなかった場合
☐	虚偽の申請を行った場合

● 公社への申請、報告及び各種届に関する確認

☐	研修計画 （研修計画が変更となる場合は、計画の変更申請が必須）
☐	研修状況報告 （研修中、研修開始日を始期とした <u>半年ごと、1か月以内に提出</u> ）
☐	休止届及び研修再開届 （休止後及び研修再開後 <u>1か月以内に提出</u> ）
☐	継続研修計画 （研修期間終了後1か月以内に継続研修を開始することが必須のため、研修期間が終了する <u>2か月前までに提出</u> ）
☐	継続研修届 （継続研修計画の承認後 <u>1か月以内に提出</u> ）
☐	住所等変更届 （研修終了後6年間、住所等を変更した場合、変更後 <u>1か月以内に提出</u> ）
☐	就農遅延届 （研修終了後 <u>1年以内に提出</u> ）
☐	就農届 （就農後及び就農形態等の変更後 <u>1か月以内に提出</u> ）
☐	就農状況報告 （研修終了後6年間、 <u>毎年2回、7月末までに1～6月分を、1月末までに7～12月分を提出</u> ）※ 就農していない又は中断している者も期日までに提出しなければならないこと
☐	就農中断届及び就農再開届 （就農中断後及び就農再開後 <u>1か月以内に提出</u> ）
☐	離農届 （研修終了後6年間、離農後 <u>1か月以内に提出</u> ）
☐	上記提出期限は厳守のうえ、期限を守らなかった場合は交付金返還となることを理解すること

※ 3 ページに続く

● 就農形態ごとの要件の確認（全て満たす必要があります）

≪独立・自営就農≫

☐	農地の所有権又は利用権を有すること
☐	主要な農業機械・施設を所有し、又は借りること
☐	生産物や生産資材等を、自らの名義で出荷・取引すること
☐	農産物等の売上げや経費の支出等の経営収支を、自らの名義の通帳及び帳簿で管理すること
☐	農業経営に関する主宰権を有すること
☐	就農後５年以内に認定農業者又は認定新規就農者になること

≪雇用就農≫

☐	常勤の雇用契約（契約期間の定めがない又は通算５年以上の有期のもの）を締結すること
☐	独立を前提としている場合は、就農後５年以内に独立・自営若しくは法人の共同経営者となること
☐	原則として、就農先が自らの三親等以内の親族ではないこと

≪親元就農≫

☐	家族経営協定等により、自らの責任や役割（農業に専従することや経営主から専従者給与が支払われること等）を明確にすること
☐	就農後５年以内に、①経営を継承する②農業法人の共同経営者になる③独立・自営就農する、のいずれかを実施すること
☐	親元就農後に独立・自営就農する場合は、就農後５年以内に認定農業者又は認定新規就農者になること

● その他

☐	交付金は「雑所得」扱いとなるため、自らが税務申告を行わなければならないこと
--------------------------	---------------------------------------

※ 研修計画（別添資料含む。）及び本票（重要事項説明書）については、原本を公社へ提出し、写しを申請者及び申請者との面談実施機関でそれぞれ所有するものとする。

年 月 日

申請者との 団 体 名：
面談実施者 担当者氏名：

申 請 者 氏 名：

※ 申請者は、自署すること

農業経営相談室資料

農業経営者サポート事業資料

◆ 令和5年～6年度までの相談状況と相談内容別内訳の傾向

R7/3/17 現在

項目	経営改善・診断	法人化	雇用・労務	経営継承(第三者含)	6次化	その他	合計
R5年度	7	10	6	15	1	0	39
R6年度	9	11	0	24	0	0	44
<全体>	16	21	6	39	1	0	83
2ヶ年平均(%)	8	11	3	20	1	0	42

項目	経営改善・診断	法人化	雇用・労務	経営継承(第三者含)	6次化	その他	合計
R6年度	2	1	0	7	0	0	10
個人(件)	6	10	0	18	0	0	34
							77%

項目	経営改善・診断	法人化	雇用・労務	経営継承(第三者含)	6次化	その他	合計
R6年度	9	9	0	14	0	0	32
相談会(件)	0	2	0	10	0	0	12
合計	9	11	0	24	0	0	44
(%)	20.5	25.0	0.0	54.5	0.0	0.0	100.0

※ 本相談には新規案件及び継続案件の専門家派遣有り案件数
※ 技術支援や電話のみによる対応件数は含んでいない

～R6年度の相談実績は44件、個人相談34件、法人相談10件であった。
(相談比率は、個人77%、法人23%)である。

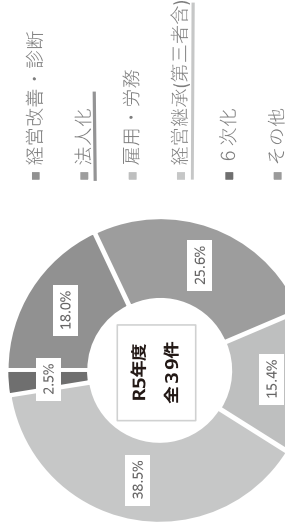
内訳は、経営継承(第三者継承含む)＞法人化＞経営診断・改善の順で、年度後半に継承案件が増加した。

全体の相談項目は、「法人化」が前年比－1ポイントで25%、「経営継承」が＋17ポイント伸び55%と一番多くなった

R6年度の作目区分別の相談では、昨年同様で、水稲＞酪農＞畑作＞園芸の順で多くなっている。

作目区分	件数
水稲	12
畑作	10
園芸	8
酪農	11
畜産	3
合計	44

◆ R5年度 相談項目別内訳(全体)



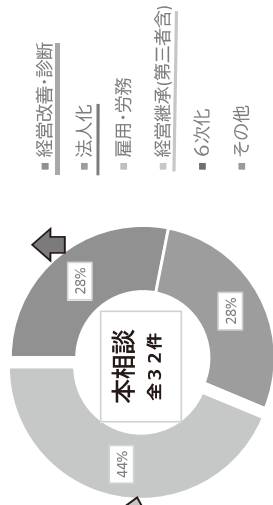
令和6年度 相談項目別内訳(全体)



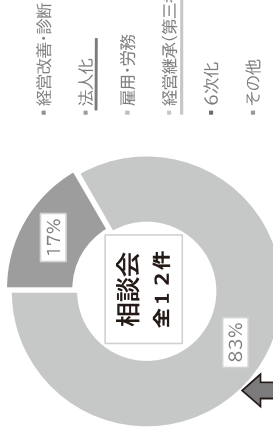
本相談は、経営悪化の不安から青年層中心に「経営診断・改善」の申込みが増えた。「法人化」は前年比＋7ポイントだが、継承を見据えた法人化が多い。「経営継承」は－6ポイントの44%であったが、約半数を占めている。

全道の振興局が行う相談会では、例年は相談項目が分散しているが、今年は夏季間に継承懇談会を全道で開催したこともあり、関係機関からも情報提供され「経営継承」が83%と前年の3倍近く増えていると考えられる。

令和6年度 本相談 相談項目別内訳



令和6年度 相談会 相談項目別内訳



北海道農業経営相談所

主な相談に関する対応のポイント（令和6年度の相談から）

☆ 経営継承・・・24件（54.5%）

【経営継承のポイント】

・継承資産の評価、経営数値の見える化・検討は早いほうが良い

継承資産の評価は、継承後の後継者の経営を円滑に進めるための計画づくりに必要です。

～客観的な評価ができる「評価価格の決め方のルール」づくりが必要です。双方の希望価格を聞くのではなく、第三者の評価に基づき、関係機関が入り当事者双方が納得する譲渡価格を決定する。

・親族内継承だから直前でいいと思いがちですが、早いうちから後継者と経営の現状を共有し、経営理念や目標・理念や今後の経営の方向性等も家族で話す機会を持つことでスムーズな継承準備に繋がる。

・第三者継承を進める場合、営農技術や経営のノウハウの修得の伴走支援は大事だが、経営者としての事業収支計画の作成等に係る財務知識の習得も必須である。

また、日頃からお互いの考えを我慢せず伝えるコミュニケーションと話しやすい環境づくりも必要である。

・経営継承に係る支援体制の整備

農業者の継承に際し、地域の関係機関がそれぞれの立場で継承をサポートしていく会議体を設置し、専門家から継承の考え方、スケジュール、継承に係る課題整理などを共有し、役割分担・連携して進めることがスムーズな継承に繋がる。

☆ 法人化・・・11件（25.0%）

【法人化のポイント】

・法人化の目的・経営の方向性の明確化

法人設立前に「法人ありきではなく、法人化して何をしたいのか?」、広い視野（税務面のメリット・デメリット、労務面・所得・地域面等）でその必要性を検討するところから始める。

・対外信用力・販売力の向上

的確な財務諸表の作成などにより、金融機関や取引先からの信用が増す。

・社会保険加入・経営発展の可能性の拡大

福利厚生を充実し、幅広い人材（従業員）の確保により、経営の多角化など事業展開の可能性が広がり経営の発展が期待できる。

・保険料負担の増加、福利厚生の充実

会社の保険料負担が増える一方、従業員の自己負担額が減り、従業員の福利厚生の充実と雇用の確保に繋がる。

・税率の差

個人の農業経営による所得が多い場合、税負担が軽減されることがある。

☆ 経営診断・改善・・・9件（20.5%）

【経営診断・診断のポイント】

・農業情勢の悪化（飼料・生産資材高騰、円安等）による経営負担の増大や法人化・経営継承、経営計画の転換に際し、経営分析・診断により経営の現状把握を行い、新たな事業収支計画、施設機械更新計画、資金償還計画等を作成し数値の見える化を進め、今後の経営の方向性・スケジュールを検討する準備に繋がる。

・経営継承や法人化に際し、後継者の経営スキル（簿記知識・クミカン・決算書の見方等）・財務知識が不十分だったため、税理士を派遣する前に、後継者の理解度を高めておくため、経営コンサルを派遣し財務知識の向上を図った。

☆ 雇用・労務

【雇用・労務のポイント】

・労働条件の明確化

就業規則や雇用契約書を整備することで、労働条件が明確化し、人材確保や労使関係の安定意識改革によりトラブル防止等に繋がる。

・人材の確保・定着のための雇用環境の整備

従業員を募集し雇っても定着しない場合がある。就業規則や給与規程などを整備すると共に、単なる労働力ではなく、集めた人材を育てていくことも定着に向けて重要。

相談所が扱った継承案件の特徴と事例紹介

1 資産売却による継承のみ（原則、長期賃貸による継承はなし）

→農地、施設を賃貸にする場合は、継承時の初期経費が低く抑えられるものの、営農開始後に委譲者が亡くなった場合など、相続人（委譲者の家族等）の意向の変化により、賃貸を解除されるなど営農を続けていける保証（担保）がないことなどから、所有権移転を選択

2 小規模経営を継承する場合も、経営が赤字体質に陥っているケースが多い

⇒第三者経営継承の場合、地域でのマッチング・就農研修先の決定段階での受け入れ農家（委譲者の）財務状況の精査が不十分のまま、就農研修に入っている場合が多く見られる。

このケースは比較的多く、継承後の継続的な営農が可能になるよう、早い段階で現経営の見直し（経営改善計画・資金償還計画等の策定）が必要

・赤字経営の場合は、就農直前まで経営実態、収支や借入金等の実態を関係機関も詳細を把握しておらず、継承予定者に伝えていない場合が多い

・第三者経営継承の場合は、後継者がいないためリタイアに向けて、委譲者が経営規模を縮小してきている場合も多く、継承時の所得規模が小さい場合が多い。

かつ、元々赤字経営で所得規模も小さい場合は、継承後の資金の償還計画策定や生産体系の見直しに苦慮している場合も多い

・委譲者が70歳台以上で高齢な場合は、リタイア後の生活を考え、研修後半に継承協議を進めていく内に、資産評価額の引き上げを希望してくる傾向が見られる

3 酪農・肉牛経営や畑作経営など大規模経営を継承するケース

・出し手の譲渡資産が1億を超える場合が多く、資金力のない新規就農者が第三者経営継承を行う場合、公庫等の融資機関からの借入だけでは対応できない

（⇒余裕のない償還計画に）

・個人・法人を問わず、委譲資産が、個人名義、家族名義、法人名義などがバラバラで整理されておらず、また譲渡直前まで財務状況などの経営実態を明らかにされていない場合もあることから、継承者の経営計画づくりが難しいケースが散見される

- ・受け手側に多額の資金が必要となるため、関係機関の支援検討テーブルを設けて、関係機関が当事者の間に入り、中立の立場で資産の整理や資産評価の調整、節税対策などを進めた結果、計画的に継承が実現したケースもある

4 地域の関係機関も当事者間の調整に苦慮するケース

- ・継承は相続による場合が一般的だが、関係機関は資産評価・売却を伴う第三者継承の場に接する機会・経験が少ないことや、委譲価格の決定は、出し手と受け手の当事者間の「時価での相対」による合意が基本であるため、金銭が絡むため、関係機関が具体的に介入しにくいことが大きな要因の一つ
- ・この場合、出し手の委譲者と受け手である継承者が相対で決める場合は、出し手の意見が強く立場的に弱い継承者に不利な条件になりがちなため、中立な第三者が立ち会い、より適正な価格(受け手が買い取れる価格)となるよう調整が必要
(地域に相談者がいない継承者の心配な点)

5 継承における出し手（委譲者）のタイプ（参考）

継承者の負担はできるだけ減らしたい	・継承者の負担を減らし、できるだけ譲渡額を低くするよう自発的に、動いてくれるタイプ（自分の経営をきちんと引き継いでほしい）
地域の標準的な評価額ならいい	・関係機関が出す標準的な譲渡金額で納得してくれるタイプ (それなりに評価してほしい、高すぎず、安すぎず)
機械施設の更新をせず、やれるだけやるタイプ	・施設機械の更新はせず、継承者がいれば古い施設のまま引き継ぐタイプ ・長期借入金や役員借入、未払い金を残したまま、赤字で継承するタイプ
自分代で終わりと考え、生涯現役バリバリタイプ	・高齢農業者に多いタイプ～自分の身体の動くうちは営農を継続したい。 ギリギリの所得でいい
できるだけ高く売りたい (継承者の負担はどうでもいい)	・自分が頑張ってきた分、できるだけ高い価格で経営を引き継ぎたい 農地や施設・機械も多く、委譲資産規模が多い(継承者の負担は二の次) (継承先のこだわりはなく、資産を高く、節税して、手元に少しでも多く残したい)

◎継承対策は、出し手のこれまでの営農努力や継承後の生活設計なども含めて評価することは重要である。但し、出し手のみにとらわれると、譲渡価格が大きくなり、受け手の継承後の営農継続に支障が出る恐れも？継承作業が水の泡となるため、継承者の所得確保と資金返済のバランスを十分考慮した対応が求められる。

- ・受け手側に多額の資金が必要となるため、関係機関の支援検討テーブルを設けて、関係機関が当事者の間に入り、中立の立場で資産の整理や資産評価の調整、節税対策などを進めた結果、計画的に継承が実現したケースもある

4 地域の関係機関も当事者間の調整に苦慮するケース

- ・継承は相続による場合が一般的だが、関係機関は資産評価・売却を伴う第三者継承の場に接する機会・経験が少ないことや、委譲価格の決定は、出し手と受け手の当事者間の「時価での相対」による合意が基本であるため、金銭が絡むため、関係機関が具体的に介入しにくいことが大きな要因の一つ
- ・この場合、出し手の委譲者と受け手である継承者が相対で決める場合は、出し手の意見が強く立場的に弱い継承者に不利な条件になりがちなため、中立な第三者が立ち会い、より適正な価格(受け手が買い取れる価格)となるよう調整が必要
(地域に相談者がいない継承者の心配な点)

5 継承における出し手（委譲者）のタイプ（参考）

継承者の負担は できるだけ減らしたい	・継承者の負担を減らし、できるだけ譲渡額を低くするよう自発的に、動いてくれるタイプ（自分の経営をきちんと引き継いでほしい）
地域の標準的な 評価額ならいい	・関係機関が出す標準的な譲渡金額で納得してくれるタイプ （それなりに評価してほしい、高すぎず、安すぎず）
機械施設の更新をせず、 やれるだけやるタイプ	・施設機械の更新はせず、継承者がいれば古い施設のまま引き継ぐタイプ ・長期借入金や役員借入、未払い金を残したまま、赤字で継承するタイプ
自分代で終わりと考え、 生涯現役バリバリタイプ	・高齢農業者に多いタイプ～自分の身体の動くうちは営農を継続したい。 ギリギリの所得でいい
できるだけ高く売りたい （継承者の負担はどうでもいい）	・自分が頑張ってきた分、できるだけ高い価格で経営を引き継ぎたい 農地や施設・機械も多く、委譲資産規模が多い(継承者の負担は二の次) (継承先のこだわりはなく、資産を高く、節税して、手元に少しでも多く残したい)

◎継承対策は、出し手のこれまでの営農努力や継承後の生活設計なども含めて評価することは重要である。
但し、出し手のみにとらわれると、譲渡価格が大きくなり、受け手の継承後の営農継続に支障が出る恐れも？
継承作業が水の泡となるため、継承者の所得確保と資金返済のバランスを十分考慮した対応が求められる。

【法人の事業継承の進め方(資産評価・税制対策等)の支援】

経営継承・相続

税務・財務

経営概要

- ◆代表者・所在地
千葉 元暉 (北海道 洞爺湖町)
- ◆経営規模
野菜 7.3ha (キャベツ4ha、リーフレタス2.7ha、ミニトマト他)
- ◆従業員数
従業員1名、パート・アルバイト2人 延べ100名
- ◆事業内容
キャベツ、リーフレタス等 露地野菜主体の野菜経営



関係機関の新規就農審査会の様子

1 現状と相談までの経緯

隣町の露地野菜栽培の大型法人に雇用就農し従業員として7年間勤務していた。近隣町村で就農地(継承農家)を探していたところ、隣町の洞爺湖町の戸一法人を紹介された。

受入れ町村と協議し、令和5年5月から勤務法人から許可をもらい事前研修として週に1度、月4回継承法人に通い農作業を経験した。同年7月から、法人の第三者経営継承として、就農研修(令和7年1月継承予定)を開始した。

相談者は、法人継承に当たり、地元関係機関の支援は受けてはいるが、自分は経営の数値もよくわからず、法人を引き継ぐメリットがあるのか？継承準備をどう進めていけば良いのか不安で、新規就農時にお世話になった北海道農業公社の就農相談課に相談し、農業経営・就農支援センター(経営相談)を紹介された。

2 相談内容

1回目：この法人を第三者継承で引き継ぐメリットがあるのか？当事者同士の口頭でのやりとりのみで、法人の経営実態や農地取得・施設・機械の資産評価など継承に係るお金、活用できる資金など、専門家の支援・助言がほしい。

2回目：委譲法人の経営実態・財務状況に不明瞭な点が多く、現状把握と継承後の経営収支見込みについて検証が必要。農地と施設機械のみを個人と法人から引き継ぐための資産評価や課題整理・進め方について助言がほしい。

3回目：新規就農の青年等就農計画作成にあたり、継承資産の譲渡価格の協議が難航したため、税理士から中古施設評価額の考え方について助言がほしい。

3 支援内容

■支援チームによる支援計画の策定

- ①関係機関の検討テーブルの設置と経営継承を進めるに当たっての考え方・進める上での留意点・注意点の共有と周知徹底
委譲法人の経営実態が継承可能かを判断し、継承後の経営が健全に維持できることを最優先と考え支援を進める。
- ②法人継承の判断及び廃業の場合の清算作業の助言、弁護士への引継ぎ等を関係機関で役割分担して進める。
- ③今後の継承資産の引き継ぎに向けた課題整理と進行確認。

■専門家派遣を通じた助言の実施

支援計画に基づき、農業経営・就農支援センターが中心となり、委譲者・相談者・町農務担当職員との意見交換、疑問点等の課題の整理を行い、地域関係機関との協議・役割分担をして、その後、計画的に専門家を派遣した。

また継承者に対しては、派遣支援以外で簿記・経営の基礎知識習得の支援の現地指導をJA、普及センターに依頼した。

①事業継承の進め方、経営実態把握への助言(中小企業診断士、税理士)

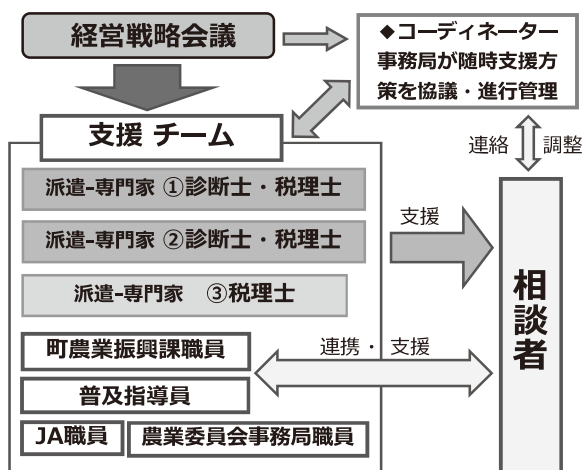
- ・事業継承の考え方・進める上での留意点・注意点
- ・委譲法人の財務分析・診断と課題整理、継承の可否

②継承における課題整理の支援(税理士・中小企業診断士)

- ・法人廃業の場合の清算作業の助言、弁護士への引継ぎ
- ・譲渡資産のリスト化と評価方法・譲渡価格の決定の考え方
- ・継承後に経営が維持できるか経営収支・資金計画の検証

③継承資産引き継ぎに係る助言(税理士他)

- ・農地の権利移転に向けた農業委員会との確認・調整
- ・農業用中古施設・機械の評価額の協議・調整
- ・譲渡資産価格と活用資金償還計画の精査を行い、無理のない青年等就農計画となるよう支援



(現地支援の相關図)

令和6年

第三者経営継承

北海道

■ 支援を受けて・・・

研修開始当初は、継承(譲渡)資産や譲渡額については、当事者同士も関係機関も口頭のための概算で曖昧のまま進んでおり、十分協議の機会が持たれてなかった。

支援を受けて、譲渡資産のリスト化や基本情報の整理を進めることで、譲渡方法や評価価格について委譲者と継承者が長い時間本音で話し合う時間がもてたことで、双方の理解と継承者の経営に対する意識や責任感が深まったと思われる。

■ 今後の展開

これまで、地域の農業者・関係機関のとの関わりを持つことを心掛けながら、就農研修に取り組んできた。

今後は、経営者として、従業員、パートさんと向き合い、日々の農作業計画や管理作業に注視しながら、年ごとの改善計画の実現に向けて営農に取り組んでいく。

また、今後地域の農家戸数が減少していく中で、新規就農者を引きつける魅力ある産地となるよう、担い手農家の一人として地域を牽引してほしい。

喜びの声

今回は法人の第三者経営継承と言うことで、どのように進めていか心配していたが、専門家の派遣をはじめ、その後の様々なトラブルや中古資産の評価の考え方など、細かく対応していただき、無事、継承が進み感謝している。今後の継承相談の対応に向けて、いい経験・事例になりました。
【町職員】



圃場での収穫作業の様子

専属スタッフ所感

第三者経営継承の案件は、関係機関が委譲者の財務状況を十分に把握(精査)していない場合が多く、研修後半に後回しにされる場合が多い。

委譲者の経営主も、継承者の研修生、それぞれの立場はあるが、最初の段階で、経営継承とはどんなものなのか、何をすべきか、どのように進めていくのかを、地域の関係機関がしっかり入った中で、早い段階から財務状況や譲渡資産の整理・譲渡額の検討を進めることが重要である。

継承直前の後になってもめる原因は、最初にやるべき事、役割分担、判断基準や約束事を決めておらず、後回しにして曖昧にしていることが多い。お互いに最初に話し合う機会をしっかり作っていくことの重要性を改めて感じている。

6 次産業化サポート事業資料

北海道6次産業化サポート事業の推進について

1 相談窓口の開設

令和3年度より北海道から「北海道6次産業化サポート事業」を受託し、道内の6次化に取り組む農業者等に対し、現地指導等により経営の確立を支援しています。

今年度は、すでに『北海道6次産業化サポートセンター』を4月15日から相談窓口を開設（別紙1）しており、農業者等からの相談・質問等に専門家の「企画推進員」（別紙2）が対応しておりますので、気兼ねなく連絡（電話・メール・FAX等）してください。

2 支援対象候補者の公募

北海道内で6次産業化を、より一層進めようとする方々を公募の中から「支援対象者」を選定します。（別紙3）

◎公募期間：5月29日（木）～8月5日（火）午後5時まで

選定された支援対象者の方々には、専門の知識・技能を有する企画推進員及び地域プランナーを現地に派遣し、経営戦略の策定と実行を重点的に支援いたします。

なお、現地派遣に伴う農業者等の方々が費用負担することはありません。

3 連絡先

北海道6次産業化サポートセンター（公益財団法人 北海道農業公社 内）

事務局： 多 田 電話（011）522-5671

FAX（011）271-3776

E-mail：rokusapo@adhokkaido.or.jp

ホームページ：https://www.adhokkaido.or.jp/to_keiei.html



令和7年度

北海道の6次産業化等を 専門家がサポートします!!

「北海道6次産業化サポートセンター」とは、農山漁村交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）に基づき、北海道が設置する地域資源活用・地域連携都道府県サポートセンターのことを言います。

○ 北海道6次産業化サポートセンター開設期間

令和7年4月15日(木)から令和8年3月19日(木)まで
9時から17時まで(土日休日及び年末年始(12/31から1/5)を除く)

窓口相談

専門家（企画推進員）が常駐しています。
電話かメールでお気軽にご相談ください。
Tel 011-522-5671
平日 9:00～17:00（土日祝、年末年始を除く）
メール rokusapo@adhokkaido.or.jp

企画推進員
のご紹介

専門家の現地派遣による支援

公募の中から対象者を選定して、専門家を派遣して経営戦略の策定・実行を重点支援します
詳細は「公募のお知らせ」、または上記窓口までお問合せください。

支援対象候補者
公募のお知らせ

地域プランナー公募

令和7年6月10日まで「北海道6次産業化地域プランナー」を募集します。
詳細は下記より様式ファイルをダウンロードしてください。

地域プランナー
公募のお知らせ

専門家（地域プランナー）の登録状況

支援を行う「専門家（地域プランナー）」をご紹介します

地域プランナー

企画推進員のご紹介



伊槻 康成

農業技術研究、食品開発、新工場建設を前職で経験。6次産業化支援においては、農業者の技術面・経営面の強みを生かしながら、財務的リスクの少ない事業計画づくりを推進する。

● ATG技術経営事務所 代表
● 技術士(農業部門) ● 中小企業診断士 ● 農業普及指導員 ほか

■ 担当エリア(振興局)／十勝、釧路、胆振、日高



抜山 嘉友

オホーツク財団勤務時代に加工食品の開発を通じて地域振興に携わる。農林水産省の「6次産業化ボランティア・プランナー」としても活躍し、数多くの支援実績を有する。

● 改良普及員(農業) ● 食品衛生責任者 ほか

■ 担当エリア(振興局)／宗谷、オホーツク、根室



橘 真美子

経営全体の中長期計画作成や売上アップにつながる情報発信支援等、幅広い支援をおこなっている。
特に女性の経営者の様々な悩みに寄り添い、良き相談相手になるよう努めている。

● 中小企業診断士 ● 農業経営アドバイザー
● 水産業経営アドバイザー ほか

■ 担当エリア(振興局)／後志、渡島、桧山



森平 真也

美瑛町農協勤務時代に美瑛選果の設立・運営に従事。独立後、食と農の事業者を中心に、マーケティング戦略策定から新商品開発、新規事業開発など、計画策定から実務まで幅広い支援実績を有する。

● 株式会社農業の未来研究所 代表取締役
● 行政書士・中小企業診断士事務所 経営の未来研究所 代表
● 中小企業診断士 ● 行政書士 ほか

■ 担当エリア(振興局)／空知、石狩、上川、留萌

北海道 6 次産業化サポート事業支援対象候補者公募要領

公益財団法人北海道農業公社

公益財団法人北海道農業公社（以下「公社」という。）は、令和 7 年度北海道 6 次産業化サポート事業の実施により、生産・加工技術やマーケティング等に精通した地域プランナーを派遣することで、6 次産業化等に取り組む農業者等の経営改善を支援するため、次のとおり支援希望者を募集します。

記

1 支援の目的

農業を主体とする 6 次産業化等に取り組む農業者等の経営全体の付加価値額（経常利益＋人件費＋減価償却費の合計金額をいう。）を増加するための経営や組織運営の改善方策等（以下「経営改善戦略」という。）の作成及び実行を支援します。

2 支援対象候補者の資格要件

本事業による支援の対象者は、6 次産業化等に取り組む農業者等であって、次に掲げる全ての要件を満たす者としす

- (1) 支援実施後自ら定めた期間（支援開始から 3～5 年まで）の経営改善目標を自ら掲げる者。ただし、募集段階では、定性的な目標でも可能とする。
- (2) 支援実施年度の翌年度以降自ら定めた期間の間毎年、経営状況報告書（別記様式第 3－1 号）及び経営改善状況調書（別記様式第 3－2 号）を作成し、北海道 6 次産業化サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）に提出することあらかじめ同意する者であること。
- (3) 対象者は、法人事業者及び付加価値額を算出することが可能な会計を実施している個人事業者とする。
- (4) 支援に必要な財務諸表等の経営資料の提供が可能であること。

3 支援対象者への支援内容

サポートセンターの企画推進員がコーディネートを行い、様々な分野の専門的な知識、経験を有する 6 次産業化地域プランナー等が、6 次産業化等に取り組む農業者等に対し助言、指導等を行うとともに、以下の必要項目をまとめた経営改善戦略の作成及び実行を支援します。

- (1) 現状の課題整理及び 6 次産業化等の取組に向けたビジョン策定
- (2) 6 次産業化等の取組に係る生産性向上のための改善
- (3) 6 次産業化等に係るマーケティング戦略分野の課題
- (4) 人材育成、知的財産管理、食品衛生管理等の各種専門分野の課題
- (5) 経営改善戦略のための自ら定めた期間の年次計画

4 経費負担

農業者等の支援対象者においては、地域プランナー等の派遣に係る経費負担はありません。

5 申請方法

(1) 提出を要する申請書類

以下の申請書類をサポートセンターへ郵送により提出してください。

① 北海道6次産業化サポート事業支援申請書（別記様式第1－1号）

② 申込者調書（別記様式第1－2号）

③ 宣誓書（別記様式第2－1号）

④ 承諾書（別記様式第2－2号）

⑤ 添付資料

ア 農業経営等を行う法人の場合

（ア）履歴事項全部証明書

（イ）直近3期分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表。以下同じ。）の写し

イ 農業経営等を行う個人の場合

（ア）直近3年分の所得税の確定申告書の写し

ウ 農業者等が組織する団体の場合

（ア）直近の通常総会議案書等

（イ）履歴事項全部証明書

（ウ）構成員に課税されている場合には、直近3年分の各構成員の所得税の確定申告書の写し。団体に課税されている場合には、直近3期分の決算報告書の写し

（2）申請書類の提出に当たっての注意事項

① 申請書類は、様式に沿って作成してください。

② 申請書類の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担となります。

③ 提出後の申請書類については、決定、不決定に関わらず返却はいたしませんので、了承願います。

④ 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用いたしません。

6 募集期間

令和7年5月29日（木）から令和7年8月5日（火）午後5時まで

7 締め切り

第1次 令和7年6月20日（金）

第2次 令和7年7月11日（金）

第3次 令和7年8月5日（火）

8 選定方法

（1）書類確認等

① 期限までに提出された申請書類については、受付機関において記載内容及び必要書類について確認します。

② サポートセンターの企画推進員が、提出された書類について詳細な内容を確認するため、申請者に対し面談等による調査を実施します。

③ 別紙様式第1－2号については、上記の面談等により、内容を補足します。

（2）審査

センターが別に定めるところにより設置する地域支援検証委員会（以下「地域委員会」という。）を開催し、支援対象候補者の審査を行い、支援対象者を選定します。

（3）支援対象予定者数

9者程度 予定者数に達した場合、以後の募集は停止することとしております。

（4）審査の主な基準

次に掲げる事項について総合的に判断し、支援対象者に決定します。

評価項目	評価事項
ア 事業実施の確実性	☞ 事業構想の遂行に十分な意欲や能力があるか。 ☞ 財務状況等は、事業遂行に当たって問題ないか。 ☞ 事業実施における課題認識、対応、時間軸が明確か。 ☞ 団体又は他の事業者との連携により事業を実施する場合、役割分担は妥当か。
イ 事業構想内容の妥当性	☞ 事業の内容・目的がある程度具体性があるか。 ☞ 経営規模に見合った事業規模となっているか。
ウ 事業の収益性	☞ 事業構想上、付加価値額の増加が見込めるか。

(5) 審査結果

支援対象候補者の審査後、申請者全員に対して、速やかに決定又は不決定の結果を通知します。

9 申請書類の郵送先、問い合わせ先

〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目1-23

公益財団法人北海道農業公社担い手本部農業経営相談室 多田 行

TEL：011-522-5671 FAX：011-271-3776

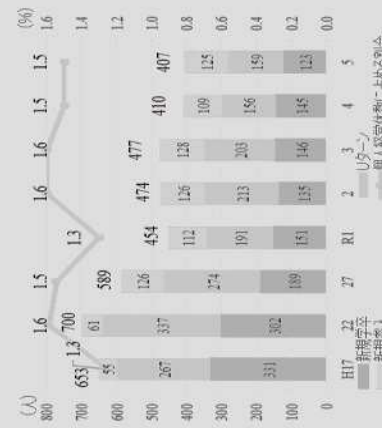
北海道農政部技術普及課資料



農業の担い手の育成・確保

令和7年4月 技術普及課

農村地域の人口減少や高齢化が進む中、道内市町村の6割以上が現状又は10年以内の担い手不足を懸念しており、新規就農者対策の強化に加え、青年農業者と連携したUターン就農（農家子弟）対策を推進。

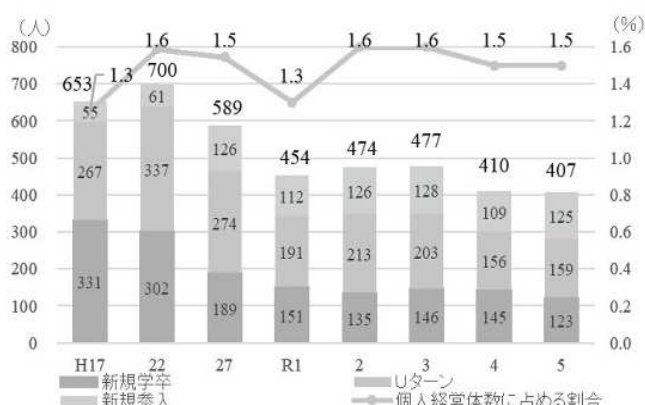
課題等	確保対策	育成対策	活動・活躍支援
①新規就農者 ・新規参入者は近年横ばいで推移 ・親元就農(新規学卒、Uターン就農)は減少傾向 	・相談窓口（担い手C） ・就農フェア・相談会（担い手C） ・出前授業での意欲喚起（各地域） 新)新規就農者対策重点強化事業 ○新規参入受入体制の構築 意欲的な市町村に対し専門家や関係団体等との連携により伴走支援 ○地域でのUターン就農対策 ・課題や対策の検討に向けた勉強会の開催 ・専門家を招いた相談会など後継者の不安解消 など	・就農準備資金（公社）・経営開始資金（市町村）～研修中2年間で就農直後3年間に150万/年を交付等 ・経営発展支援事業～就農後の機械・施設等導入への支援 ・世代交代円滑化事業～上記に加え修繕等への支援 ・新規就農者誘致環境整備事業～就農相談員の賃金などによる地域の受入体制への支援 ・新規参入者研修等（農大、花野菜C） ・制度資金（公庫）	②青年農業者 ・クラブ数の減少、活動の停滞 ・青年クラブ活動支援（振興局・普及C） ④女性農業者 ・女性グループの減少 ・指導農業者や地域の役職者の割合の低迷 ・女性グループ活動支援（振興局・普及C） ・「道農業・農村パートナーシップ推進連絡会議」での関係団体との情報共有
③雇用就農 ・農業法人の増加に伴い雇用就農の受入ニーズも増加 	・マッチングフェア ・インターンシップ ・アルバイトアプリでの就農情報発信（経営課） 社会保険労務士の派遣や雇用就農者の定着条件の解明（道総研）などを通じ、働きやすい職場づくりを支援	・雇用就農資金（農業会議） ・農業機械研修（農大）	

青年農業者との連携

これら施策を効果的に推進するため、農業団体や指導農業者・農業者とも連携し、取組を強化

1 取組の背景

- ◆ 北海道の「新規就農者数」は、R 5実績が407人と、前年(410人)を下回り過去最低を更新。
- ◆ 過去10年間、親元就農が大きく減少するとともに、新規参入は毎年120人程度と安定的に確保されているが、頭打ちとも言える状況。



2 新規参入の受入体制モデルの構築・横展開の取組の概要

- ◆ R 6. 7に行った担い手に関するアンケート調査によると、
 - 約63%の市町村が「現状で既に足りていない」又は「10年以内に足りなくなる」
 - そのうち、効果的な対策を措置できていない市町村は43%、効果がまだ分からない市町村を含めると80%
 ⇒ 新規参入に対する受入体制が不十分な市町村が多く存在。
 - 例) 都市部から遠く就農を希望する研修生が少ない
 - 少ないから受入体制が作れない
 - 受入体制が無いから研修生が来ない
 という負のスパイラル
- ◆ 受入体制の改善意欲のある地域（全道3箇所程度）に対し、関係機関・団体（中央会、農業会議、公社、道農政部関係課）の協力を得ながら伴走的に支援。
- ◆ 受入体制の改善に取り組んだ市町村の事例をモデル地域として発信し、横展開を図る

左記の関係機関・団体で「担い手の育成・確保に向けた検討チーム」をR 6に設置し、各種対策を検討しているところ。新規参入に関する本取組のほか、親元就農の取組や地域研修体制の補完、新規就農者向け優良農地の確保などを検討中。

<取組イメージ>

1 第1回勉強会（意見交換会）

- 先進地域や学識経験者による講演などを行い、取組機運向上、スタートのきっかけを作る
- 道から受入体制構築に必要な項目・対応例を提示するので、何が不足しているか洗い出し
- 関係機関・団体から助言・提案

2 地域で具体的な取組を検討

- 第1回勉強会の内容を元に、受入体制改善に向けた具体的な取組（案）を地域で検討

3 第2回勉強会（意見交換会）

- 地域から具体的な取組案を報告
- 再度意見交換

4 取組実践に向けた準備

- 道も協力しながら、新規就農誘致環境整備事業（旧：サポート体制構築事業）の申請準備 など

5 取組実践

6 改善事例の全道共有・横展開

新規就農者の育成確保に向けた取組強化のための アンケート集計結果概要

本アンケート調査は、全道の市町村ごとの状況や取組内容、有効な対策等を把握することを目的として、市町村の担当者を対象に、令和6年6月26日付で実施したアンケート調査の結果を取りまとめた内容をお知らせします。

1 179市町村中169市町村から回答あり（回答率94%）

2 新規就農者の確保状況

各市町村は、農家戸数が1位～3位の経営形態（稲作、畑作、野菜、果樹、花き、酪農、肉牛、養鶏、軽種馬、その他、不明）別で回答。

※ 全体では、市町村数×3の回答数になっているということ（一部、1位と2位の回答しか無い市町村もあり）

（1）回答の概要【生産基盤（農地、確保等）維持の観点で見た場合】

ア 「10年後も生産基盤を維持可能な担い手を確保できる」と回答した市町村は約25%。65%は「現状で既に足りていない」又は「10年以内に足りなくなる」と回答。10%は「分からない」と回答。

※ 品目や条件有利地・不利地による差、地域的な偏りは、今のところ明確に見つからない。

区分		総回答数	現状で既に足りてない	10年以内に足りなくなる	足りている	分からない
稲作・畑作	条件有利地	201 (100%)	51 (25%)	81 (40%)	52 (26%)	17 (8%)
	条件不利地	192 (100%)	55 (29%)	70 (36%)	44 (23%)	23 (12%)
野菜	条件有利地	76 (100%)	26 (34%)	24 (32%)	20 (26%)	6 (8%)
	条件不利地	74 (100%)	27 (36%)	21 (28%)	16 (22%)	10 (14%)
果樹・花き	条件有利地	15 (100%)	5 (33%)	3 (20%)	6 (40%)	1 (7%)
	条件不利地	15 (100%)	4 (27%)	4 (27%)	4 (27%)	3 (20%)
酪農・肉牛	条件有利地	133 (100%)	45 (34%)	38 (29%)	39 (29%)	11 (8%)
	条件不利地	126 (100%)	46 (37%)	33 (26%)	33 (26%)	14 (11%)
養鶏・軽種馬・その他・不明	条件有利地	37 (100%)	9 (24%)	12 (32%)	7 (19%)	9 (24%)
	条件不利地	36 (100%)	12 (33%)	8 (22%)	4 (11%)	12 (33%)
合計	条件有利地	462 (100%)	136 (29%)	158 (34%)	124 (27%)	44 (10%)
	条件不利地	443 (100%)	144 (33%)	136 (31%)	101 (23%)	62 (14%)

イ 「現状で既に足りていない」又は「10年以内には足りなくなる」と回答した市町村のうち、効果的な対策を措置できている市町村は約５％しかない。対策をしていない（できない）市町村が約３５％。

区分		総回答数	足りなくても、 ある程度は仕方 がない	効果が出始めて いる対策を措置	効果はまだ分か らないが、対策 を措置（検討中）	対策を措置してい るが（検討中だが） 有効な対策となっ ていない	対策を措置した いが、1市町村 の人員体制で は限界	どう対策したら 良いか分からな い	その他
稲作・畑作	条件有利地	132 (100%)	12 (9%)	5 (4%)	45 (34%)	7 (5%)	22 (17%)	29 (22%)	12 (9%)
	条件不利地	125 (100%)	9 (7%)	3 (2%)	45 (36%)	6 (5%)	20 (16%)	31 (25%)	11 (9%)
野菜	条件有利地	50 (100%)	4 (8%)	3 (6%)	18 (36%)	5 (10%)	10 (20%)	4 (8%)	6 (12%)
	条件不利地	48 (100%)	6 (13%)	3 (6%)	18 (38%)	4 (8%)	8 (17%)	3 (6%)	6 (13%)
果樹・花き	条件有利地	8 (100%)	2 (25%)	0 (0%)	1 (13%)	1 (13%)	2 (25%)	2 (25%)	0 (0%)
	条件不利地	8 (100%)	1 (13%)	0 (0%)	1 (13%)	2 (25%)	2 (25%)	2 (25%)	0 (0%)
酪農・肉牛	条件有利地	83 (100%)	2 (2%)	7 (8%)	32 (39%)	10 (12%)	10 (12%)	20 (24%)	2 (2%)
	条件不利地	79 (100%)	5 (6%)	6 (8%)	31 (39%)	9 (11%)	7 (9%)	19 (24%)	2 (3%)
養鶏・軽種馬・ その他・不明	条件有利地	21 (100%)	2 (10%)	1 (5%)	11 (52%)	2 (10%)	3 (14%)	1 (5%)	1 (5%)
	条件不利地	20 (100%)	2 (10%)	0 (0%)	11 (55%)	2 (10%)	3 (15%)	1 (5%)	1 (5%)
合計	条件有利地	294 (100%)	22 (7%)	16 (5%)	107 (36%)	25 (9%)	47 (16%)	56 (19%)	21 (7%)
	条件不利地	280 (100%)	23 (8%)	12 (4%)	106 (38%)	23 (8%)	40 (14%)	56 (20%)	20 (7%)

<「足りている」と回答した市町村の理由の内訳>

区分		総回答数	年齢層がまだ 若い	後継者が戻って きている（戻る 見込み）	既存農家の規 模拡大意欲が 強い	技術革新（ス マート農業）で 対応可能	その他
稲作・畑作	条件有利地	52 (100%)	1 (2%)	9 (17%)	37 (71%)	1 (2%)	4 (8%)
	条件不利地	44 (100%)	0 (0%)	12 (27%)	27 (61%)	0 (0%)	5 (11%)
野菜	条件有利地	20 (100%)	1 (5%)	0 (0%)	12 (60%)	7 (35%)	0 (0%)
	条件不利地	16 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	10 (63%)	6 (38%)	0 (0%)
果樹・花き	条件有利地	6 (100%)	2 (33%)	0 (0%)	1 (17%)	3 (50%)	0 (0%)
	条件不利地	4 (100%)	2 (50%)	0 (0%)	1 (25%)	1 (25%)	0 (0%)
酪農・肉牛	条件有利地	39 (100%)	5 (13%)	16 (41%)	11 (28%)	4 (10%)	3 (8%)
	条件不利地	33 (100%)	3 (9%)	15 (45%)	8 (24%)	4 (12%)	3 (9%)
養鶏・軽種馬・ その他・不明	条件有利地	7 (100%)	3 (43%)	2 (29%)	1 (14%)	0 (0%)	1 (14%)
	条件不利地	4 (100%)	2 (50%)	1 (25%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (25%)
合計	条件有利地	124 (100%)	12 (10%)	27 (22%)	62 (50%)	15 (12%)	8 (6%)
	条件不利地	101 (100%)	7 (7%)	28 (28%)	46 (46%)	11 (11%)	9 (9%)

（２）回答の概要【農村コミュニティ維持の観点で見た場合】

ア 「10年後に農村コミュニティを維持可能な担い手を確保できる」と回答した市町村は約16%。74%は「現状で既に足りていない」又は「10年以内に足りなくなる」と回答。10%は「分からない」と回答。

総回答数	現状で既に足りてない	10年以内に足りなくなる	足りている	分からない
169 (100%)	62 (37%)	63 (37%)	27 (16%)	17 (10%)

---（参考：記述回答）-----

（問２－１ 生産基盤維持の観点）

ア 「足りなくてもある程度は仕方が無い」と考える理由

- ・ 人口減少という根本的な課題を背景に、生産基盤の維持には限界があるという認識。
- ・ 既存の後継者支援や地域おこし協力隊制度、地域内の農家間調整に期待している。
また、離農者が第三者への経営継承を希望しない、条件不利地では経営が成り立たないといった理由が挙げられている。

イ 「足りないため対策を強化している」と考える理由

- ・ 担い手不足を明確な課題と捉え、地域おこし協力隊の活用など具体的な対策を講じている。
- ・ 離農は発生しているものの、既存農家の規模拡大意欲が強く、農地の受け皿が機能している状況が見られる。

ウ 「足りないことは分かっているが十分に取り組めていない」と考える理由

最も多くの課題が挙げられている。主な課題は以下の通り。

- ・ 財源や人員が限られ、対策が打てない。
- ・ 既存農家の危機感が低く、基盤整備における受益者負担の同意が得にくい。
- ・ 地域差はあるが、既存農家ですら規模拡大が難しい状況で、新規就農者が農地を確保するのは極めて困難。
- ・ 土地利用型農業（稲作・畑作）では初期投資や農地確保が、野菜では指導者の確保が難しい。

エ 「足りている」と考える理由

米の需要低下や畑作転換といった社会変化を背景に、特定の作物（特に水稻）での新規就農者は不要と考えている。

また、地域の農地が既存の法人経営や農家間の調整によって十分に維持・管理できる見込みであるため、現状で担い手は足りているとの認識。

オ 「分からない」と考える理由

現状は、離農後の農地に行き先があるなど問題が顕在化していないが、10年後も同じ状況かはわからない状況。以下の点に懸念がある。

- ・ 新規就農者の数はいても、経営を継続できるかに疑問がある。
- ・ 近年、長年耕作されていないような条件の悪い農地が増えており、安易に幹旋できない状況になりつつある。
- ・ 今後の状況が読めず、農地ゾーニングなどで守るべき農地を明確にするなど、方針を模索している。

（問２－２ 農村コミュニティ維持の観点）

カ 「足りていない」と考える理由

若者の地域外流出による後継者不足が増加しており、農業分野だけの取り組みでコミュニティを維持するのは困難。

結果として、営農を支える集団やシステムの維持も難しくなっている。

キ 「足りている」と考える理由

新規就農希望者を受け入れるための就農候補地が不足している。

ク 「分からない」と考える理由

- ・ 都市部などでは、そもそも「農村コミュニティ」と呼べる強いつながりが既に失われている。
- ・ 新規就農者の「数」を確保するだけでなく、その人が地域に馴染み、経営を継続できるかどうかは本質的な課題。
- ・ 同じ自治体内でも地域によって状況が大きく異なり、一概に判断できない。また、問題の具体的な把握に至っていないケースもある。

（問３～問６ 就農促進に向けた取組で効果的だったと考えられるもの）

１ 手厚い経済的支援（金銭・現物）

就農前後の経済的不安を軽減するための、多岐にわたる直接的な支援が有効と意見があった。

- ・ **奨励金・助成金**

就農時の一時金、研修期間中の生活費、資格取得、機械・施設導入、家賃、農地賃借料、固定資産税など、様々な場面で助成金・奨励金を交付。

- ・ **資金貸付・奨学金制度**

無利子または低利子の資金貸付や利子補給。特に親元就農する後継者向けには、一定期間の就農を条件に返還が免除される奨学金制度。

- ・ **現物支援**

初期投資を抑えるため、ハウスの無償貸与や格安譲渡、農機シェアリングサービスなどを提供。

2 研修・サポート体制の構築

経済的支援と並行し、技術習得から経営安定、地域への定着までを一体的に支える体制が重要視されている。

- ・ **体系的な研修制度**

先進農家や研修牧場での実践研修、町やJAが主催する研修会などを整備。特に新規参入者向けには「地域おこし協力隊」制度の活用が多い。

- ・ **ワンストップの相談・伴走支援**

市町村、JA、農業委員会、普及センター等が連携し、就農相談から農地確保、就農後の巡回指導まで一貫してサポートする体制を構築。

- ・ **仲間づくり・精神的サポート**

激励会や研修を通じた就農者同士のネットワーク構築を促進。

3 積極的な情報発信と受入環境の整備

就農に関心を持つライト層にアプローチし、スムーズに地域へ誘導する取組の実施。

- ・ **情報発信と相談機会の創出**

都市部で開催される「新・農業人フェア」等への出展や、ウェブサイトでのPRを積極的に行う。

- ・ **受入環境の整備**

移住コーディネーターの配置や、研修・体験希望者向けの宿泊施設を整備。

4 今後の課題・アイデア

- ・ 就農時の支援だけでなく、就農後の「経営継続」を支えるためのフォローアップが重要との意見がありました。
- ・ 経営・労務管理に関する相談や精神的なサポート体制を強化し離農を防ぐことや、返済不要の補助金の拡充が必要との意見がありました。

新規就農者の育成確保に向けた取組強化のためのアンケート

市町村名： _____

令和4年の新規就農者数が過去最低に留まったことを踏まえ、今後の取組強化に向けた検討に資するため、市町村ごとの新規就農者対策の取組状況・考え方のほか、有効な対策等があれば把握したいので、ご協力をお願いします。
なお、いただいた回答結果については、個々の市町村の回答内容が特定されるような使い方はいたしません。

★黄色セル以外は触れないようになって
います（行挿入、計算式修正は厳禁）

問1 経営形態別の新規就農の状況

貴市町村村の新規就農実態調査の数値（R5は現在取りまとめ中の速報値）が入力されているので、一番下部に経営形態別の全農家戸数を入力してください（問2以降の回答にあたり、農家戸数に対する新規就農の状況を再度確認していただく意図）。

- 【留意事項】
- 経営形態が複合経営の場合は、販売金額1位の品目のみ1カウント（新規就農者数と同じ考え方）
 - 経営形態別の全農家戸数を市町村で把握していない場合は、概数でも結構です。

区分		稲作	畑作	野菜	果樹	花き	酪農	肉牛	養鶏	軽種馬	その他	計
		新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒
R4 新規 就農 者数	Uターン	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒
	新規参入	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒
	計	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒
	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒
R5 新規 就農 者数	Uターン	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒
	新規参入	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒
	計	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒
	速報値	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒	新規学卒
全農家戸数												0

ここを入力！

問2-1 新規就農者の確保状況【生産基盤（農地、施設等）維持の観点で見えた場合】

現在の新規就農の状況（概ね〇年ごとに〇人が就農している状況）が続いた時に、生産基盤（農地、施設等）維持の観点で見えた場合、
【設問A】新規就農者が「足りる」と考えているかどうか？
【設問B】前問の回答理由や対策の考え方
【設問C】〃
について、選択肢から最も近いものを選んでください。

【留意事項】

- 回答はリスト選択となっており、選択した回答に応じて、次の設問の選択肢リストが変わります。
- 表示される選択肢は以下のとおりとなっています。なお、「その他」を選択した場合、は「check」欄に表示される指示に従って、次頁の補足欄に具体的な内容を入力してください。
- 1で入力した全農家戸数が上位3つの経営形態（自動転記）ごとに選択してください。
- 「条件有利地」「条件不利地」に分けて選択してください。「有利」「不利」の判断は、市町村で考える相対的なもので結構です。
- 「足りる」「足りない」の判断は、市町村で考える最低ラインをクリアするかどうかが結構です（主観的なものでかまわない、地域計画との整合も問わない）

【選択肢一覧（これが回答様式に選択肢としてリスト表示されます）】

設問A	設問B	設問C
①現状で間に足りていない。 ②現状では足りているが、5年後には足りなくなる。 ③現状では足りているが、10年後には足りなくなる。	①足りなくても、ある程度は仕方ないと考えている。 ②足りないため、対策を強化している（あるいは強化を検討予定） ③足りないことは分かっているが、十分に対策に取り組めていない。	①今後、経営が成り立たないことが明らかで農地・品目等がある（継り立つ可能） ②その他 ③効果が出始めている対策を措置している。 ④効果はまだ分らないが、対策を措置している（措置を検討中） ⑤その他
	④現状も間に足りているし、10年後も足りる見込み。	①対策を措置しているが（検討中だが）有効な対策となっていない。 ②対策を措置したいが、1市町村の人員体制では限界がある。 ③現状・課題は把握しているが、どう対策したら良いかわからない。 ④その他
	⑤現状も間に足りているし、10年後も足りる見込み。	①農家数が多い（年齢層がまだ若い） ②農家数が多い（後継者が戻ってきている、若しくは戻ってくる見込み） ③農家数が多い（規模拡大意欲が強い（規模拡大意欲が強く見込み） ④農家数が多い（新規参入者が農地取得している（取得していく見込み） ⑤農家数が多い（技術革新（スマート農業等）で対応可能） ⑥その他
	⑥分らない。 ⑦その他	①現状・課題を把握していない。 ②その他

【回答様式】

戸数	経営形態	地域	設問A	設問B	設問C	check
1位	#NUM!	条件有利地				FALSE
	#NUM!	条件不利地				FALSE
2位	#NUM!	条件有利地				FALSE
	#NUM!	条件不利地				FALSE
3位	#NUM!	条件有利地				FALSE
	#NUM!	条件不利地				FALSE

【上記設問で「その他」を選択した場合の具体的記入欄】

該当No.	具体的な内容
I	
II	
III	
IV	
V	

問2ー2 新規就農者の確保状況【農村コミュニティ維持の観点で見た場合】

問2ー1と同じく、現在の新規就農の状況（概ね〇年ごとに〇人が就農している状況）が続いた時に、農村コミュニティ維持の観点で見た場合、
【設問A】新規就農者が「足りる」と考えているかどうか？
【設問B】前問の回答理由や対策の考え方
について、選択肢から最も近いものを選んでください。

【留意事項】

- 問2ー1とは違い、市町村全体での回答で結構です。
- 問2ー1と同じく、「足りない」「足りない」の判断は、市町村で考える最低ラインをクリアするかどうかで結構です（主観的なものでかまわない、地域計画との整合も問わない）
- 表示される選択肢は以下のとおりとなっています。なお、「その他」を選択した場合は「check」欄に表示される指示に従って、次項の補足欄に具体的な内容を入力してください。

設問A	設問B
①市町村で満たしていない、5年後には足りなくなる。 ②市町村では足りているが、10年後には足りなくなる。 ③市町村では足りているが、10年後には足りなくなる。 ④市町村も満たしているし、10年後も足りる見込み。 ⑤分からない。	①農村コミュニティ維持には不十分（生活インフラ維持等も含む） ②その他 ③特に課題は認識していない（課題はあるものの解決可能、最低限はクリア見込み） ④その他 ⑤現状・課題を把握していない ⑥その他

【回答様式】

設問A	設問B	
市町村全域		⇒
		check
		FALSE

【上記設問で「その他」を選択した場合の具体的記入欄】

	具体的な内容（文字数が多い場合は行を広げてかまいません）
I	
II	
III	

問3 新規学卒者（農家子弟）の就農促進に向けた取組で効果的だったと考えられるものはありますか？また、ある場合はその内容を教えてください。

ありorなし	「あり」を選択した場合、その内容を記入してください。

問4 Uターン（農家子弟）の就農促進に向けた取組で効果的だったと考えられるものはありますか？また、ある場合はその内容を教えてください。

ありorなし	「あり」を選択した場合、その内容を記入してください。

問5 新規参入者の就農促進に向けた取組で効果的だったと考えられるものはありますか？また、ある場合はその内容を教えてください。

ありorなし	「あり」を選択した場合、その内容を記入してください。

問6 今後の取組、国費提案等に向けて、新規就農者の育成確保のための具体的なアイデア等があれば記入してください。

ご協力ありがとうございました。

新規就農者育成総合対策のうち

農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業

【令和7年度予算額 10,748 (9,638) 百万円の内数】

<対策のポイント>

地域計画の策定により明らかになる受け手のない農地に円滑に新規就農者を誘致するため、関連事業と連携し、地域の関係機関による誘致体制の整備や、技術習得のための研修農場の整備、就農前後の方に対するトータルサポート活動、就農に適した農地の整備等を一体的に支援します。

<事業の内容>

1. 新規就農者の誘致体制の整備

複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築、誘致の実践、就農前後の方々に対するトータルサポート活動を支援します。(定額)

2. 研修農場の整備

就農希望者が実践的な研修を行う研修農場に必要な農業用機械・設備の導入、施設整備等を支援します。(1/2以内)

(農地整備等関連事業)

3. 遊休農地解消対策事業

目標地図において受け手が位置付けられていない遊休農地について、農地バンク等による簡易な整備を支援

4. 基盤整備事業 (農地耕作条件改善事業等)

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細かな耕作条件の改善への支援等

<事業の流れ>



4

<事業イメージ>



【お問い合わせ先】経営局就農・女性課 (03-6744-2162)

R 6 北海道農業次世代人材投資事業（準備型・経営開始型・経営発展支援事業） 交付実績

1 交付対象者、交付金額

令和6年度の交付対象者は、準備型等が90人、経営開始型等が566人、経営発展支援事業が82人、合計738人。3事業の交付金額合計は、約10億2千万円となっています。

2 準備型

準備型交付対象者の研修先は、北海道立農業大学校等が19%、市町村で研修を行っている者が81%となっており、準備型の振興局別交付実績では、上川が最も多く、次いで石狩、日高の順に多くなっています。

3 経営開始型

経営開始型の振興局別交付実績では、上川が最も多く、次いで後志の順に多くなっています。この2振興局で約3割を占めています。

4 経営発展支援事業

経営発展支援事業の振興局別交付実績では、日高が最も多く、次いで上川順に多くなっています。また、この2振興局で3割強を占めています。

令和6年度 北海道農業次世代人材投資事業等の交付実績一覧

(単位:人・円)

振興局別等	北海道農業次世代人材投資事業		北海道経営発展支援事業	
	準備型等	経営開始型等	経営発展支援事業	
	交付人数	交付金額	交付人数	交付金額
空知	5	6,625,000	58	70,955,982
石狩	10	14,625,000	44	56,127,144
後志	4	6,000,000	71	79,926,001
胆振	4	5,875,000	54	62,302,387
日高	10	14,250,000	62	67,898,898
渡島	3	3,875,000	25	29,944,687
檜山	1	1,500,000	9	10,800,000
上川	15	22,625,000	101	115,050,851
留萌	0	0	12	15,704,640
宗谷	5	6,750,000	19	19,875,000
オホーツク	9	12,500,000	34	39,073,506
十勝	5	6,250,000	49	53,289,299
釧路	2	2,750,000	21	25,337,500
根室	0	0	7	9,250,000
農大等	17	23,625,000	-	-
合計	90	127,250,000	566	655,535,895
			82	234,873,000

事 務 連 絡
令和6年8月30日

一般社団法人全国農業会議所農政・経営対策部
地方農政局経営・事業支援部経営支援課
北海道農政部生産振興局技術普及課
内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課
就農準備資金等事業担当者 殿

農林水産省経営局就農・女性課
経営専門官（就農支援グループ）

就農準備資金・経営開始資金における実施要綱に基づく手続きの徹底及び
交付情報等の登録について

日頃より新規就農の推進に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金（農業次世代人材投資事業等を含む。以下同じ。）においては、交付対象者は、定められた期限までに研修状況報告や就農状況報告等の各種報告を行うこととされており、これを行わなかった場合、資金の一部又は全部を返還しなければならないとされているところです。

しかしながら、今般、農業次世代人材投資事業において、研修状況報告や就農状況報告等が実施要綱上定められた期限までに提出されず、全額返還となる事案が確認されました。（実施要綱第6の1（7）に規定する報告は、定められた期限までに提出しない場合、原則全額返還となります。）

つきましては、就農準備資金・経営開始資金の交付主体及び交付対象者において、各種報告の期限までの提出等、実施要綱に基づく手続きを徹底していただくよう、改めて周知いただくとともに、交付主体においては、以下の対応をとっていただくようお願いいたします。

1 交付対象者の手続き状況の把握・管理

交付対象者が必要な手続きを実施しているか、確実に把握・管理するようお願いいたします。なお、この度、交付主体における手続き状況の把握・管理に資するよう、別添「就農準備資金・経営開始資金交付対象者の手続きチェックリスト」を新たに作成しましたので、ご活用ください。

2 データベースへの交付情報等の登録

実施要綱において、交付主体は、交付対象者に係る交付情報等（就農状況報告や離農報告等の各種手続きに係る情報等）を「就農準備資金・経営開始資金交付対象者データベース」に速やかに登録することとしています。当該データベースに登録された交付情報等は、交付対象者の営農状況のフォローアップや資金の交付状況等の確認、事業の検証等を行う上で極めて重要な情報です。交付主体におかれては、必要な情報が登録されているか今一度確認するとともに、交付対象者から報告を受けた情報については速やかに登録するようお願いいたします。

北海道、地方農政局及び内閣府沖縄総合事務局の担当者の皆様におかれては、本件について、管内都府県及び市町村に対し、ご連絡いただきますようよろしくお願い致します。

【参考】新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月２９日付け ３経営第３１４２号 農林水産事務次官依命通知）（別記２）就農準備資金・経営開始資金 抜粋

第５ 就農準備資金及び経営開始資金の交付要件等

１ 就農準備資金

（３）次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、交付主体は就農準備資金の交付を停止する。

エ 第６の１の（４）の研修状況報告を定められた期間内に行わなかった場合

（４）次に掲げる事項に該当する場合は交付対象者は就農準備資金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情があると交付主体が認めた場合（イの（ク）に該当する場合は除く。）はこの限りでない。

ア 一部返還

（イ）（３）のエに該当した場合は、当該報告に係る対象期間の就農準備資金を返還する。

イ 全額返還

（キ）就農後、交付期間の１．５倍又は２年間のいずれか長い期間以内（第６の１の（７）のオによる手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付対象となる研修期間の１．５倍又は２年間のいずれか長い期間以内）に第６の１の（７）の報告を定められた期間内に行わなかった場合。

第６ 交付対象者の手続

１ 就農準備資金

（４）研修状況報告

就農準備資金の交付を受けた者（以下「準備資金交付対象者」という。）は、研修状況報告書（別紙様式第４号）を交付主体に提出する。提出は半年ごととし、半年経過後、１か月以内に行う。

（７）研修終了後の報告

ア 就農状況報告

準備資金交付対象者は、研修終了後６年間、毎年７月末及び１月末までにその直前の６か月間の就農状況報告（別紙様式第９号）を交付主体に提出する。ただし、・・・（以下、略）

イ 住所等変更報告

準備資金交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後６年間に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後１か月以内に住所等変更届（別紙様式第１２号）を交付主体に提出する。

ウ 就農遅延報告

準備資金交付対象者は、やむを得ない理由により研修終了後１年以内に、独立・

自営就農、雇用就農又は親元就農が困難な場合は、交付主体に就農遅延届（別紙様式第 13 号）を提出する。なお、就農遅延期間は研修終了後から原則 2 年以内とする。

エ 就農報告

準備資金交付対象者は、研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合は、就農後 1 か月以内に就農届（別紙様式第 14 号）を交付主体に提出する。

オ 就農中断報告

準備資金交付対象者は、研修終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後 1 か月以内までに交付主体に就農中断届（別紙様式第 15 号）を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則 1 年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式第 16 号）を提出する。

カ 離農報告

準備資金交付対象者は、交付期間終了後 6 年の間に離農した場合は、離農後 1 か月以内に離農届（別紙様式第 21 号）を交付主体に提出する。

2 経営開始資金

（6）就農状況報告等

ア 就農状況報告

開始資金交付対象者は、交付期間中、毎年 7 月末及び 1 月末までにその直前の 6 か月の就農状況報告（別紙様式第 9 号）を交付主体に提出する。

また、交付期間終了後 5 年間（ウの手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて 5 年間とする。以下同じ。）、毎年 7 月末及び 1 月末までにその直近 6 か月の作業日誌（別紙様式第 9－1 号－1）を交付主体に提出する。

イ 住所等変更報告

開始資金交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後 5 年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後 1 か月以内に住所等変更届（別紙様式第 12 号）を交付主体に提出する。

ウ 就農中断報告

開始資金交付対象者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後 1 か月以内までに交付主体に就農中断届（別紙様式第 15 号）を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則 1 年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式第 16 号）を提出する。

エ 離農報告

開始資金交付対象者は、交付期間終了後 5 年の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後 1 か月以内に離農届（別紙様式第 21 号）を交付主体に提出する。

第7 交付主体の手続等

1 就農準備資金

(11) 交付情報等の登録

交付主体は、研修計画、交付申請書等の提出があった場合、就農準備資金・経営開始資金交付対象者データベース（以下「データベース」という。）に交付情報等を速やかに登録するものとする。

2 経営開始資金

(10) 交付情報等の登録

交付主体は、青年等就農計画等や交付申請書等の提出があった場合、データベースに交付情報等を速やかに登録するものとする。

令和7年度 新規就農・雇用就農イベント情報

北海道では、農業の未来を担う人材の確保・育成を目的として、新規就農及び雇用就農に関するイベントを開催します。

自治体及び農業法人の皆様には、出展をご検討いただき、就農・就職希望の方へ、本イベントへの参加周知にご協力をお願いします。

■ 独立自営・就農を目指す方へ 北海道新規就農フェア

独立・自営就農希望者向けの就農相談イベントです。全道の自治体などがブース出展し、担当者や先輩就農者と面談して、直接質問することが出来ます。なお、フェアでは、先輩新規就農者をお招きし農業を始めたきっかけなど聞けるトークセッションも予定しています。

[日時]
11月8日(土) 10:30～17:00
[場所]
ジョブキタプラザ(札幌市)
[出展申込]
右記のQRコードから
申込ください



先輩就農者トークセッション

※自治体メインですが農業法人等のブースも一部ご用意しています。

■ 農業に就職したい方へ 農業法人等就職・転職フェア

農業法人等への就職・転職希望者を対象とした就職相談イベントです。一般企業出展イベントと合同開催し、今までアプローチ出来ていなかった求職者と農業法人等とのマッチングの創出に取組むフェアです。

[日時]
12月10日(水) 15:00～19:30
[場所]
ジョブキタプラザ(札幌市)
[出展申込]
右記のQRコードから
申込ください



個別相談会

雇用 就農

■ 農業法人でじっくり働きたい方へ 北海道雇用就農フェア

農業法人等への就職希望者向けの就職相談イベントです。出展ブースでは、働きやすい環境づくりに取り組んでいる農業法人等を予定しています。会場では個別相談(オンライン含む)のほか、出展農業法人等の経営者から農場の魅力を聞ける農場PR発表会、移住に関するセミナーを予定しています。

[日時]
11月9日(日) 12:00～17:00
[場所]
ジョブキタプラザ(札幌市)
[出展申込]
右記のQRコードから
申込ください



農場PR発表会

雇用 就農

■ 農業のリアルを知りたい方へ 農業インターシップ

農業法人等への就職希望者向けに、短期就業体験イベントを実施します。現地でしか知ることが出来ない貴重な農作業体験や、体験先の従業員との交流会などを予定しています。

[受入期間]
6月11日～翌年1月30日
[体験期間]
2泊3日程度
[体験先事業者申込]
右記のQRコードから
申込ください



特設ページはこちらから

【イベントの問合先】(本イベントは、求人サービス会社に委託しています。)

新規就農：農業人材確保対策事務局(担当：細矢) ☎011-273-4890

雇用就農：北海道就業サポート事務局(担当：宮部) ☎011-769-9739

☎kurashigoto@haj.co.jp ☎hokkaido.koyou@gmail.com

【ご注意】出展ブースには限りがございます。定員を超えた際は抽選となります。

SNSを活用した新規就農者・農業労働力確保に関する情報発信について

北海道技術普及課では、当課のX（旧Twitter）公式アカウント「Agri Likers Hokkaido」を活用しています。

このアカウントで、「北海道de農業をはじめるサイト」（運営：北海道農業公社）に掲載されたイベント記事などを投稿し、地域担い手育成センターの情報発信を後押ししています。

地域担い手育成センター



イベント等掲載依頼

北海道農業公社

X情報発信内容（担い手関係全般）

- ✓ 新規就農・農業労働力確保イベント
- ✓ 青年農業者、女性農業者、農大関係
- ✓ 指導農業者・農業者関係 etc

イベント等の情報共有

HP等リンク

北海道技術普及課

X投稿



閲覧者誘導

閲覧数
UP!!



市町村等からのお知らせ

- 25.06.09 【石狩市】2025年度石狩アグリケーションの募集について
- 25.06.04 【岩見沢市】令和7年度短期農業体験研修の募集について
- 25.05.01 【せたな町】地域おこし協力隊（新規農業育成派遣）の募集について

就農希望者の 最初の一步 を後押し

please follow me!



北海道立農業大学校資料

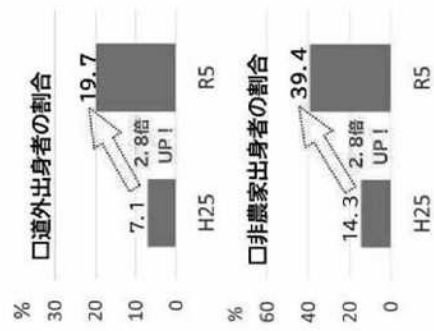
1 地域と農業大学校との連携による効果的な担い手の育成・確保

農業大学校は、学生と地域のマッチングや就農希望者への知識・技術習得を支援します！

農業大学校

学生定員 80人 /学年

※R7.3卒業生
畜産経営学科 22人
畑作園芸学科 25人
稲作経営コース 8人
農業経営研究科 3人
計 58人



1 農大が学生と地域のマッチングを支援

※毎年6月に農大において就活イベント「キャリアサポート」を開催

就農者がほしい地域

キャリアサポート

<参加者>
市町村、担い手センター、ヘルパー組合、農協、農業法人、地域担い手協議会など

- ✓卒業生58人のうち自家就農者が20人、雇用就農者が14人と、全体の6割程度が就農
- ✓学生の4割程度が非農家出身なので、卒業後は雇用就農等に進み、資金を貯めてから新規就農するのが一般的

将来、道内に就農したい学生 ※非農家出身者など

2 農大が新規参入者向けの研修施設として機能

※担い手育成センターが確保した就農希望者の研修の場として農大を活用

農大で研修！
市町村の就農研修として、農大で技術研修を受講

就農研修の課題
地元で就農研修を受けたいが、研修体制が不十分

地域での農業体験
就農希望者はその地域で農業体験し、就農するか判断

就農希望者の確保
就農フェア等で参加者の中から人材を見い出す

就農研修生の受入
研修宿泊棟を生活拠点とし、必要な期間、研修を受講

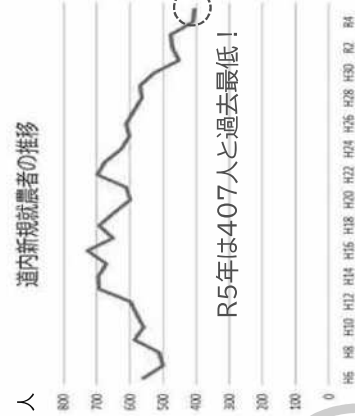
就農研修の実施
経営部門ごとに座学や実習など、所定の科目を履修

地域で就農！
研修終了後、地域に戻り新規就農に入る

地域担い手育成センター

設置数 174 市町村

<構成>
市町村
農業協同組合
農業委員会
農業改良普及センターなど



2 農業大学の実践教育

広大なキャンパスで、自ら課題設定した実習に取り組み、農業経営者としての力を養成します！

課 程	学 科	部門・専攻	定 員	修業年数	受験資格
養成課程	畜産経営学科	乳牛・肉牛	60名 (各学科 概ね30名)	2年	高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校卒業者(見込みを含む)
	畑作園芸経営学科	畑作・野菜			
	稲作経営学科(仮称)	稲作	10名	2年	
研究課程	農業経営研究科	畜産専攻 畑園専攻	10名	2年	農大養成課程、短期大学等卒業者(見込みを含む)

畜産経営学科

乳牛や肉牛、飼料作物管理について学びます。農場では約80頭の乳牛・肉牛を飼育し、家畜の飼養管理、衛生管理、繁殖技術、飼料作物の栽培や経営管理を学びます。

畑作園芸経営学科

作物栽培技術、機械操作、生産管理について生産から販売までを体系立てて学びます。1年生は作物栽培を総括的に、2年生は自ら立案したプロジェクトに応じて農場運営を行います。

稲作経営学科(仮称)

※令和8年4月開設予定

1年目は、深川市にある拓殖大学北海道短期大学にて稲作を学びます。2年目は、本別町にある農業大学校で畑作物・園芸作物を含めた複合的な水田農業経営を学びます。

農業経営研究科

農業経営者としての手腕を高める専攻ゼミ制により、研究テーマに応じて先進農家や研究機関などでスキルを高めます。

3 農業大学の一般研修

農業大学校で、あなたに合った研修を見つけよう！

令和7年4月1日現在

研修名		期間	研修対象者	研修の特徴	経費(前後泊により変動あり)
一般研修	新規参入者研修	1期・4日間・年2回	農業研修中の「農業に従事しようとする者」	就農に向けての経営計画及び経営戦略について習得	1回:7,250円
	農業簿記通信講座	スクーリング2回(2日間)、通信講座3回	複式農業簿記を始めようとする「農業者」又は農業研修中の「農業に従事しようとする者」	通信なので場所・時間は自由 スクーリングでは基礎から実務処理を演習	4,170円
	栽培経営基礎コース	2期・7日間・年2回	農業に従事して概ね3年未満の「農業者」	農業者として必要な基礎的農業知識・技術及び経営管理能力を習得	1期:8,710円 2期:7,250円
	農業経営分析コース	3期・10日間・年1回	農業に従事して概ね3年以上で、自家の経営内容を把握している「農業者」	自家等の経営実態を把握・分析し、経営計画(5か年)を策定しながら、農業経営に関する知識や技術を習得	1期:2,630円 2期:5,710円 3期:5,710円
	農業経営実践コース	2期・7日間・年1回	農業に従事して概ね5年以上で、自営の経営内容を把握している「農業経営主」(個人・法人・耕種・畜種を問わない)	経営理念の醸成と経営理念を実現するためのビジネス戦略の作成方法を習得	—

詳しくは、<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ngd/training-01.html> をご覧ください。

4 農業大学の農業機械研修

農業大学校で、あなたに合った研修を見つけよう！

令和7年4月1日現在

研修名	期間	研修対象者	研修の特徴	経費(研修当日から研修宿泊施設利用の場合)
-----	----	-------	-------	-----------------------

農業機械研修				
農業機械研修	トラクタ基本操作	3日間・年4回	農業機械の作業の経験がおおむね1年未満の「農業者」「農業に従事しようとする者」又は「指導機関・団体等職員」	5,040円
	スキルアップ	4日間・年3回	農業機械作業の経験がおおむね1年以上ある「農業者」「農業に従事しようとする者」又は「指導機関・団体等職員」	5,440円
	プランニング	3日間・年3回	農業機械の作業体系及び利用状況を把握している「農業者」,「農業に従事しようとする者」又は「指導機関・団体等職員」	4,640円
技能講習	車両系建設機械運転技能講習(整地等)	3日間・年2回	農業安全やトラクタの構造に関する基礎知識、トラクタの基本的な操作方法 農業安全安全管理やスマート農業に関する知識、作業機の脱着・耕起整地作業の実践 土地利用型農業における、農業機械化体系の改善及び機械導入計画の作成	10,390円
	フォークリフト運転技能講習	2日間・年2回		7,910円
	玉掛け技能講習	3日間・年2回		10,590円
	小型移動式クレーン	3日間・年1回		10,590円
	ガス溶接技能講習	2日間・年4回		6,830円
	アーク溶接特別教育	3日間・年4回		9,850円

農業機械研修

5 農業大学からのお知らせ

(1)オープンキャンパス等の開催

農大(本別町)会場

- ①オープンキャンパス
- 第1回 7月25日(金)
10:00～15:00
 - 第2回 8月 1日(金)
10:00～15:00

- ②学校見学会
- 第1回 6月14日(土)
11:00～14:00
 - 第2回 8月23日(土)
11:00～14:00

- ③学校説明会
- 第1回 6月21日(土)
13:30～15:30
 - 第2回 7月12日(土)
13:30～15:30
 - 第3回 8月 9日(土)
13:30～15:30

※視察、見学は上記に限らず対応します。

拓大(深川市)会場

北海道立農業大学校
稲作経営学科
令和8年4月開設予定

北海道立農業大学校
札幌校 札幌市
〒060-0808 札幌市中央区南一条西五丁目1番1号
TEL 011-251-2111 FAX 011-251-2112

稲作を学ぶ
○稲作の歴史と現状について
○稲作の生産と流通について
○稲作の経営と経営者について

稲作・経営を学ぶ
○稲作の経営と経営者について
○稲作の経営と経営者について
○稲作の経営と経営者について

豊かな稲作環境から学ぶ
○稲作の経営と経営者について
○稲作の経営と経営者について
○稲作の経営と経営者について

ネットワークをつくる
○稲作の経営と経営者について
○稲作の経営と経営者について
○稲作の経営と経営者について

※こちらは稲作経営学科のみの説明です。

(2)2025年度入校試験の日程

課 程	学 科	定 員	修 業 年 数	推薦入校試験		一般入校試験	
				願書受付	試験日	願書受付	試験日
養成課程	畜産経営学科	60名 (各学科 概ね30名)	2年	9/8(月) ～ 9/19(金)	東京会場 10/6(月) 名古屋会場 10/7(火) 大阪会場 10/8(水) 本校・札幌 10/9(木)	10/2(木) ～ 10/10(金)	10/31(金)
	畑作園芸経営学科						
	稲作経営学科(仮称)						
研究課程	農業経営研究科	10名	2年	-	-	-	-

(3)農業大学の情報発信

農大の情報を発信しています!!



見学・入校等のお問い合わせ

○ 教務部教務課教務係
0156-24-2122

農業研究本部 花・野菜技術センター資料

北海道花き・野菜技術研修では、研修の効果的な実施に向け、快適な研修生活を過ごしていただけるよう、研修専用の「ほ場」「温室」「ハウス」や「研修寮」を整備しています。



ほ場・温室・ハウス

研修寮



研修寮 (全個室)

食堂

花・野菜技術センターの
位置およびアクセス



JR・バス利用		花・野菜 技術センター	
JR 札 札 網 走 線	JR特急 約60分	中央バス (伊勢方面) 約20分	バス 停
滝川駅		(バス停・花・野菜技術センター) 徒歩 15分 (約1km)	
道央自動車道		国道35号 (伊勢・滝川方面) 約5分 (約1km)	
札幌 ：C		滝川 ：C	

地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 農業研究本部
道総研 花・野菜技術センター

住所 〒073-0026 北海道滝川市東滝川735番地
TEL 0125-28-2211 FAX 0125-28-2299
URL https://www.hro.or.jp/agricultural/research/hananayasu/organization/00fukyu_gro/030kensyu_gro.html



北海道花き・野菜総合技術研修



令和8年2月末締切
研修費用 無料
研修寮 完全個室
(宿泊費無料)

地方独立行政法人
北海道立総合研究機構
道総研 農業研究本部
花・野菜技術センター



研修の目的 花・野菜技術センター

全国各地の消費者に届けられる道産の花きや野菜は、本道農業の戦略的目として一層の発展が期待されています。

花・野菜技術センターでは、本道の気候や土壌にあった「品種」や「生産技術」の開発を行うとともに、「開かれた農業試験場」として、成果の迅速な普及定着や生産を担う人材の育成を目的に「北海道花き・野菜技術研修」を行っています。



総合技術研修

花き・野菜の栽培技術をじっくり学びたい方を支援します。

特長

- ❖ 専用のほ場、温室を使って、栽培から収穫まで実践的に学べます。
- ❖ 6か月間のカリキュラムで、講義・実習・演習・視察研修により段階的に基礎理論から実践技術まで習得できます。
- ❖ 経験豊富な本センター研究員をはじめ、第一線で活躍中の技術指導者が講師を担当。基礎から最新の技術まで幅広く学べます。少人数制なので、きめ細かく丁寧な指導が受けられます。

受講コース

❖ 花きコース ❖ 野菜コース

研修期間

2026年4月～2026年10月

※希望品目の試験栽培が可能です
※経費・資格は不要です
※ご相談に応じて研修期間の変更も可能です

募集人数

両コース合わせて10名

研修の主な内容

講義

主要作物の栽培技術、土壌肥料、病害虫防除、
花き・野菜の鮮度保持、経営管理、営農に必要な各種制度など

実習

ほ場・ハウス等での作物栽培、パイプハウス組立など

演習

主要作物の栽培技術、土壌分析調査、病害虫診断、雑草防除など

視察研修

花き・野菜優良農家、卸売市場、集出荷施設など



❖ 花き・野菜生産を目指す農業後継者（Uターン、新規卒業者）の方
❖ 新規就農（予定）者
（認定就農者の手帳中の方や農家研修前の方を含む）の方

総合技術研修の実施スケジュール（二例）

項目	内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	備考
開講式		○							
講義	各品目、生産技術、経営管理の基礎	○	→	→	→	→	→	→	基本的に期間前半に実施しますが、内容等に応じて適期に変更します。
	播種・育苗	○	→	→	→	→	→	→	品目により苗作り後定植するもの、畑に直接播種するもの等様々です。
	定植作業	○	→	→	→	→	→	→	品目によっては移植機も使用します。
演習・実習	栽培管理	○	→	→	→	→	→	→	自分たちで進行管理しながら進めます。
	収穫・調査	○	→	→	→	→	→	→	各品目に応じ適期収穫、調査を実施。
	その他演習	○	→	→	→	→	→	→	土壌分析、パイプハウス組立等。
	報告書作成						→	→	調査結果をまとめ、報告書を作成します。
視察研修	卸売市場、集出荷施設、生産農家等		○	→	→	→	→	→	月1回程度を予定しています。
	計画立案、栽培調査	○	→	→	→	→	→	→	計画立案から栽培、収穫調査まで自主的に進めます。
自主栽培※	報告書、発表資料作成、発表会実施					○	→	→	報告書作成と合わせ、まとめた成果を報告会にて発表します。
修了式								○	

※研修生自らが選定した作物を栽培し課題研究を行います

専門技術研修 花き・野菜生産のスペシャリストづくりを支援します。

花き・野菜生産に関する高度な専門技術を有する生産者や指導者の養成を目的に、研究員などによる濃密な個別指導を通じて、課題解決や各種技術習得を図ります。

特長

❖ 1年以内の期間で、学びたい項目や指導体制を考慮し、開始時期や期間を決定します。



❖ 既に営農されており、今後、新たな品目・品種の導入を検討されている生産者の方
❖ 地域農業技術センターや農協等で技術指導をされている方
❖ 大学や専門学校等で農業を専攻された農業後継者の方

一般社団法人北海道農業会議資料

令和7年度版

農林水産省補助事業

雇用就農資金

令和7年度版

農林水産省補助事業

雇用就農資金

全国農業会議所は、50歳未満の就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して資金を助成する「雇用就農資金」を実施します。

農業者のみなさまへ

雇用就農資金

「雇用就農者育成・独立支援タイプ」のご案内

助成内容

農業法人等が就農希望者を雇用し、農業就業又は独立就農に必要な実践研修を実施する場合に資金を助成します。

※1 新規雇用就農者が多様な人材（農がいの若輩）の場合は年間最大75万円 ※2 事業実施期間が3ヶ月未満の場合は助成金は交付されません
※3 新規雇用就農者の増加分が支援対象にないです ※4 雇用就農者・育成独立支援タイプは、1経営体当たり新規採択人数は毎年度5人までかつ3人目以降の助成額は年間最大20万円（多様な人材の場合、年間最大15万円の加算）

募集期間等		応募～採択後の流れ	
募集回	募集期間	支援対象となる新規雇用就農者の採用日	支援期間
第1回	2025年3月4日～4月7日	2024年6月1日～2025年6月1日 2025年2月1日	2025年6月1日～2029年5月31日
第2回	2025年7月1日～8月4日	2024年10月1日～2025年6月1日 2025年9月30日	2025年10月1日～2029年9月30日
第3回	2025年10月～11月(予定)	2025年2月1日～2025年10月1日 2030年1月31日	2026年2月1日～2030年1月31日

令和7年度版

農林水産省補助事業

雇用就農資金

全国農業会議所は、50歳未満の就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して資金を助成する「雇用就農資金」を実施します。

農業者のみなさまへ

雇用就農資金

「雇用就農者育成・独立支援タイプ」のご案内

助成内容

農業法人等が就農希望者を雇用し、農業就業又は独立就農に必要な実践研修を実施する場合に資金を助成します。

※1 新規雇用就農者が多様な人材（農がいの若輩）の場合は年間最大75万円 ※2 事業実施期間が3ヶ月未満の場合は助成金は交付されません
※3 新規雇用就農者の増加分が支援対象にないです ※4 雇用就農者・育成独立支援タイプは、1経営体当たり新規採択人数は毎年度5人までかつ3人目以降の助成額は年間最大20万円（多様な人材の場合、年間最大15万円の加算）

募集期間等		応募～採択後の流れ	
募集回	募集期間	支援対象となる新規雇用就農者の採用日	支援期間
第1回	2025年3月4日～4月7日	2024年6月1日～2025年6月1日 2025年2月1日	2025年6月1日～2029年5月31日
第2回	2025年7月1日～8月4日	2024年10月1日～2025年6月1日 2025年9月30日	2025年10月1日～2029年9月30日
第3回	2025年10月～11月(予定)	2025年2月1日～2025年10月1日 2030年1月31日	2026年2月1日～2030年1月31日

一般社団法人全国農業会議所				お問合せ先一覧		書類の申請については、所在地の都道府県農業会議等へお願いいたします		2025年5月現在	
都道府県等	〒	住 所	電話番号	メールアドレス					
北海道	060-0005	札幌市中央区北5条西6-1-23 北海道通信ビル5階	011-281-6761 (直)	koyo@hca.or.jp					
青森県	030-0802	青森市本町2-6-19 青森県土地改良会館4階	017-774-8580 (直)	a02kaig003@beach.ocn.ne.jp					
岩手県	020-0884	盛岡市神明町7-5 パルソビル4階	019-626-8545 (直)	info@wate-ca.or.jp					
宮城県	981-0914	仙台市青葉区堤通西町4-17 宮城県仙台台合同庁舎9階	022-275-9164 (直)	04agri-miyagi@nca.or.jp					
秋田県	010-0051	秋田市山王4-1-2 秋田地方総合庁舎内	018-823-2785 (直)	05akta001@nca.or.jp					
山形県	990-0041	山形市緑町1-9-30 緑町会館6階	023-622-8716 (直)	noukoyou@ca.or.jp					
福島県	960-8043	福島市中8-2 県自治会館8階	024-524-1201 (直)	koyou@fkaigi.com					
茨城県	310-0852	水戸市笠原町978-26 県市町村会館内	029-301-1236 (直)	noumokyouto@banou.com					
栃木県	320-0047	宇都宮市一の沢2-2-13 とちぎアグリプラザ2階	028-648-7270 (直)	tochikaig@tochikaigi.or.jp					
群馬県	371-0854	前橋市大連町1-10-7 県公社総合ビル5階	027-280-6171 (直)	gn-koyou@nca.or.jp					
埼玉県	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-1-2-9 埼玉県農林会館内	048-829-3481 (直)	saiaigi@sa-agri.com					
千葉県	260-0855	千葉市中央区中埠町1-1 県庁南庁舎9階	043-223-4480 (直)	chibakoyou@sirius.ocn.ne.jp					
東京都	151-0053	渋谷区代々木3丁目2-53 あいおいニッセイ同和提携新宿ビル10階	03-3370-7146 (直)	tonokog@okaigi.com					
神奈川県	231-0023	横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル10階	045-201-0895 (直)	koyoshuno@nk.or.jp					
山梨県	400-0034	甲府市宝1-21-20 県農業共済会館内	055-228-6811 (直)	sannougi@nca.gw.ne.jp					
岐阜県	500-8384	岐阜市教田南5-14-12 岐阜県シンジカンク庁舎2階	058-268-2527 (直)	gifu-koyou@nca.or.jp					
静岡県	420-0884	静岡市葵区大岩本町15-21	054-294-8321 (直)	17koyou@nca.or.jp					
愛知県	460-0001	名古屋市中区三の丸二丁目6番1号 愛知県三の丸庁舎8階	059-213-2022 (代)	koyoshuno@nougyoukaigi.or.jp					
三重県	514-0004	津市栄町1-991 三重県合同ビル2階	059-213-2022 (代)	mieagi@junoccn.ne.jp					
新潟県	951-8116	新潟市中央区東中通一番町86番地51 新潟県中通ビル4階	025-223-2186 (直)	koyou@nikaigi.or.jp					
富山県	930-0096	富山市舟橋北町4-19 富山県森林水産会館6階	076-441-8961 (代)	tomino@movie.ocn.ne.jp					
石川県	920-0362	金沢市古町1-217 農業管理センター内	076-240-0540 (直)	koyou@noukai.net					
福井県	910-8555	福井市松本3-16-10 福井合同庁舎2階	0776-21-8234 (直)	info@kaigi.jp					
長野県	380-0826	長野市大字南長野北石堂町1177-3 JA長野県ビル11階	026-217-0291 (直)	24nouncokyo-nagano@nca.or.jp					
滋賀県	520-0007	大津市松本1-2-20 滋賀県農業教育情報センター2階	077-523-2439 (直)	shiganou@nca.or.jp					
京都府	602-8054	京都市上京区伏見通堀東入丁子見町10-42 京都府西郷館3階	075-417-6848 (直)	koyou@agr-k.or.jp					
大阪府	600-0011	大阪府中央区東大津2-1-33 JAバンク大阪経済事務センター3階	06-6941-2701 (直)	27koyou@nca.or.jp					
兵庫県*	650-0011	神戸市中央区下山手通4-15-3 兵庫県農業共済会館3階	078-391-1222 (直)	koyou@forest-hyogo.jp					
奈良県	630-8501	奈良市登大路町30 県庁分庁舎5階	0742-27-7419 (直)	nokaig@silver.ocn.ne.jp					
和歌山県	640-8263	和歌山市茶屋ノ丁2-1 和歌山県自治会館6階	073-428-4165 (直)	koyou@wnk.or.jp					
鳥取県*	680-0011	鳥取市東町11-271 県庁第2庁舎8階	0857-22-8337 (直)	tnk@agr.com					
岡山県	700-0826	岡山市北区跡町9-18 県農業会館内	0852-22-4471 (直)	webmaster@shimane-21.gr.jp					
広島県	730-0051	広島市中区大正町4-2-16 農業共済会館2階	086-234-1093 (直)	okanogyo@orange.ocn.ne.jp					
山口県	753-0072	山口市大手町9-11 山口県自治会館2階	083-923-2102 (直)	koyou@h-kaigi.jp					
徳島県	770-0011	徳島市北古一番町5-12 徳島県JA会館8階	088-678-5611 (直)	koyoshuno@yaguchi@nper.ocn.ne.jp					
香川県	761-8078	高松市仏生山町263-1 3階	087-81-3-7751 (直)	36koyoshuno@tokukaig.or.jp					
愛媛県	790-0067	松山市大町一丁目7-3 松山大手町ビル3階	089-943-2800 (直)	enka@hemis.ocn.ne.jp					
高知県	780-0850	高知市丸ノ内1-7-52 県庁西庁舎3階	088-824-8555 (直)	39nouncokyo@nca.or.jp					
福岡県	810-0001	福岡市中央区文庫4-10-12 JA福岡県会館2階	092-711-5070 (直)	n9aca@bronze.ocn.ne.jp					
佐賀県	849-0925	佐賀市八幡町8番1号 佐賀県庁舎4階	0952-20-1810 (直)	sanoukaikai@sanouka.jp					
長崎県	850-0035	長崎市元町17-1 長崎県大正ビル3階	095-822-9647 (直)	nca05@bronze.ocn.ne.jp					
熊本県	862-8570	熊本市中央区水町等6-18-1 熊本県庁本館9階	096-384-3333 (直)	43koyousuunou@nca.or.jp					
大分県	870-0044	大分市舞鶴町1-3-30 STビル701号	097-532-4385 (直)	nk-koyou@agri-oita.net					
宮崎県	880-0913	宮崎市旭久1-2-14	0985-73-9211 (直)	mnk32@mivazaki-nk.net					
鹿児島県	890-8577	鹿児島市瀬田新町10-1 県庁11階	099-286-5815 (直)	noukoyo46@po.minc.ne.jp					
沖縄県	901-1112	那覇市都府町本部453-3 土地改良会館3階	098-989-5027 (直)	nougyou@opca.or.jp					

*1 兵庫県は兵庫県農業会議ではなく、(公社) ひょうご県農林機構です。
*2 鳥取県は無取県農業会議ではなく、(公財) 鳥取県農業村担い手育成機構です。

事業実施にあたっての主な要件

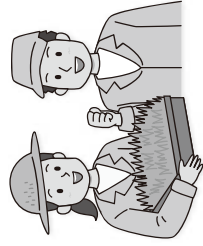
必ず募集要領で
詳細をご確認ください！

農業法人等の要件

- 1 おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業者等）等であること。
- 2 十分な指導を行うことのできる指導者（当該農業法人等の役員又は従業員で、5年以上の農業経験を有する者等）を確保できること。
- 3 新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること（独立が前提の場合は、期間の定めのある雇用契約で可）。
- 4 働きやすい職場環境整備に係る項目の2つ以上に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと。
- 5 雇用保険及び労災保険に加入させること（法人の場合は厚生年金保険及び健康保険にも加入）。
- 6 1週間の所定労働時間が年間平均35時間以上であること（新規雇用就農者が障がい者の場合は20時間以上で可）。
- 7 過去5年間に本事業、農の雇用事業等の対象となった新規雇用就農者が2名以上いる場合、当該就農者の農への定着率が2分の1以上であること。
- 8 研修内容等を就農に関するポータルサイト（農業をはじめのJ）に掲載すること。
URL : https://app.be-farmer.jp/training_users/sign_in ▶
- 9 地域計画に農業を担う者として位置づけられた者又は位置づけられることが見込まれる者であること。
- 10 国が提供する農業経営人材育成研修プログラムの中級コースのうち「労務管理」の科目を修了している、又は支援開始後1年以内に修了すること。
URL : <https://agri-educ.maff.go.jp/keiei/> ▶

新規雇用就農者の要件

- 1 支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する50歳未満（採用時点）の者であること。
- 2 支援開始時点で、採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること。
- 3 過去の農業就業期間が5年以内であること。
- 4 原則として農業法人等の代表者の3親等以内の親族でないこと。
- 5 過去に就農準備資金、農業次世代人材投資資金（準備型）等で同様の研修を受けていないこと。（但し、農業大学校等の農業経営者育成教育機関での研修は不問）



お知らせ

過去に事業を活用したことがある方へ

令和7年度から補完雇用就農者の要件が緩和されました！！

本事業では、過去に支援対象となった新規雇用就農者が離農している場合、当該離農者の代わりに雇用した者は支援対象外としていますが、離農理由が経営体都合による解雇や労働条件の悪化等経営体側に非がある場合を除き、支援対象とすることが可能になりました。

違う支援タイプもあります

● 新法人設立支援タイプ

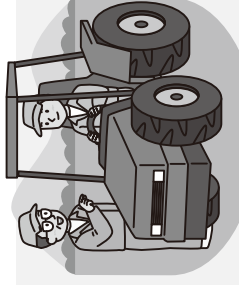
助成内容	農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す就農希望者を一定期間雇用し、独立就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を実施する場合に資金を助成		
助成額・期間	年間最大120万円（多様な人材の場合 年間最大135万円） 最長4年間	※ただし3年目以降は年間最大60万円（多様な人材の場合 年間最大75万円）	
募集期間	【雇用就農者育成：独立支援タイプ】と同じ		

● 次世代経営者育成タイプ

助成内容 農業法人等が職員等を次世代の経営者として育成するため、先進的な農業法人や異業種の法人に派遣して研修を行う際の派遣研修経費及び代替職員の人件費を助成

助成額・期間 月額最大10万円
最短3ヶ月～最長2年間

募集期間 2026年1月30日まで随時募集



検索方法、応募に必要な書類（雇用就農者育成・独立支援タイプの場合）

① 必ず提出が必要な書類

- 事業申請書
- 新規雇用就農者の履歴書

② 該当する場合に提出が必要な書類

- 研修指導者の履歴書
- 耕作証明書等の写し
- 補完雇用就農者の履歴書
- 就業規則の写し
- 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート等

雇用就農資金HPの応募申請フォームから、応募申請をWEB上で完結できます。ぜひご利用ください！



募集スケジュールの確認、応募方法、採択結果は、以下HPよりご確認ください。

雇用就農資金のホームページ

URL https://www.be-farmer.jp/farmer/employment_fund/ ▶



必ず募集要領で
詳細をご確認ください！

「雇用就農資金」のねらい

- (1) 農業者の高齢化・後継者不足と、規模拡大・経営多角化による幅広い人材の確保が急務
- (2) とりわけ、世代間バランスのとれた農業就業構造にするため、2023 年までに新規就農者の定着を拡大し 40 代以下の農業従事者 40 万人の確保が必要
- (3) 雇用就農者や独立を目指す新規就農者を確保・育成し、40 代以下の農業人材の確保と地域農業の発展を支援をめざす



次世代の農業を担う人材の育成・確保および定着率の向上

「雇用就農資金」交付の目的

農業法人等が新規就農者を雇用し、

農業就業又は新たな農業法人の設立等による独立就農に必要な

技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を実施する場合に資金を交付する

法人等雇用就農者による他事業（新規就農）の活用について

	事業名	可否
「雇用就農資金」 （法人等へ就職・研修） 最大60万円/最長4年 法人等に支給 法人等が受給済みの 新規就農希望者が 市町村に来た場合	→ 「就農準備資金」 （新規就農前に研修） 最大150万円/最長2年 研修生本人に支給	→ 原則不可 実施主体の北海道農業公社に確認が必要。
	→ 「経営開始資金」 （新規就農後に交付） 最大150万円/最長3年 研修生本人に支給	→ 原則可能 実施主体の市町村に確認が必要

※雇用就農資金、就農準備資金は、どちらも研修に関わる助成金のため、認められない場合がある。

「雇用就農資金」・・・雇用就農者の確保・育成を推進するため、**就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して資金を助成**

「就農準備資金」・・・次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、**就農前の研修を後押しする資金（2 年以内）を交付**

「経営開始資金」・・・次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、**就農直後の経営確立を支援する資金（3 年以内）を交付**

令和7年度の要件変更点について

① 増加分支援要件(補完雇用就農者)の要件緩和

過去に雇用就農資金の対象となった雇用就農者が「離農」した場合、応募時に「補完雇用就農者」が必要でしたが、雇用就農者が個人的な事情により離農した場合は、増加分支援要件の適用を免除することとします。

なお、経営体の責めに帰すべき理由により退職(経営体都合による解雇、待遇の悪化やハラスメント等)し、離農となった場合は、従来どおり補完雇用就農者が必要となります。(「定着率 1/2 以上要件」については、これまでの考え方から変更ありません)

② 新規採択 5 人まで。新規採択の3人目以降は助成金が年間 20 万円

「雇用就農者育成・独立支援タイプ」について、

- ・1経営体当りの新規採択人数は、同一年度内に5人が上限となります。
- ・あわせて、3人目以降の支援額は、年間最大 20 万円となります。

③ 「地域計画」への位置づけ

農業法人等の要件として、「地域計画に農業を担う者として位置づけられた者又は位置づけられることが見込まれる者であること」が追加されます。

【「地域計画」(旧「人・農地プラン」)とは…】

市町村では、農業経営基盤強化促進法(令和5年4月1日施行)によって定められた 10 年後の地域農業の将来像を描く「地域計画」の策定に農業者、農業委員会、農地中間管理機構等の関係機関と一体となり取り組んでいます。詳細は市町村・農業委員会までお問い合わせください。

④ 「労働環境整備に係る選択要件」について、選択肢を追加し、2つ以上を必須

農業法人等の要件の「労働環境整備に係る選択要件」について、2つ以上の実施が必須となり、選択肢として以下の内容が追加となります。

【追加となる選択肢】

就業規則又はこれに準ずるものに産前産後休業や育児・介護休業等、働きやすさを向上させるための内容を規定(既に取り組んでいる又は支援開始後 1 年以内に新たに組み込むことが要件)

⑤ 農業経営人材育成研修プログラム(中級コース)の修了

農業法人等の要件として、「農業経営人材育成研修プログラム(中級コース)」のうち「労務管理」の科目を「修了している又は支援開始後1年以内に修了すること」が追加されます。

(チラシ) https://www.maff.go.jp/j/keiei/attach/pdf/ikusei_kyogikai-130.pdf
(研修ページ) <https://agri-educ.maff.go.jp/keiei/>

登録・ログインはこちら→



雇用就農資金について（参考資料）

<北海道>	応募数		採択数	
	経営体	研修生	経営体	研修生
(令和4年度第1回募集)	22	32	21	29
(令和4年度第2回募集)	44	78	44	76
(令和4年度第3回募集)	25	39	23	34
計	91	149	88	139

<北海道>	応募数		採択数	
	経営体	研修生	経営体	研修生
(令和4年度第1回募集)	22	32	21	29
(令和5年度第1回募集)	16	19	14	16
(令和6年度第1回募集)	8	9	6	6
(令和7年度第1回募集)	20	25	19	23

(令和5年度第1回募集)	16	19	14	16
(令和5年度第2回募集)	30	38	26	33
(令和5年度第3回募集)	20	34	19	32
計	66	91	59	81

(令和4年度第2回募集)	44	78	44	76
(令和5年度第2回募集)	30	38	26	33
(令和6年度第2回募集)	35	51	20	44

(令和6年度第1回募集)	8	9	6	6
(令和6年度第2回募集)	35	51	20	44
(令和6年度第3回募集)	28	38	24	31
計	71	98	50	81

(令和4年度第3回募集)	25	39	23	34
(令和5年度第3回募集)	20	34	19	32
(令和6年度第3回募集)	28	38	24	31

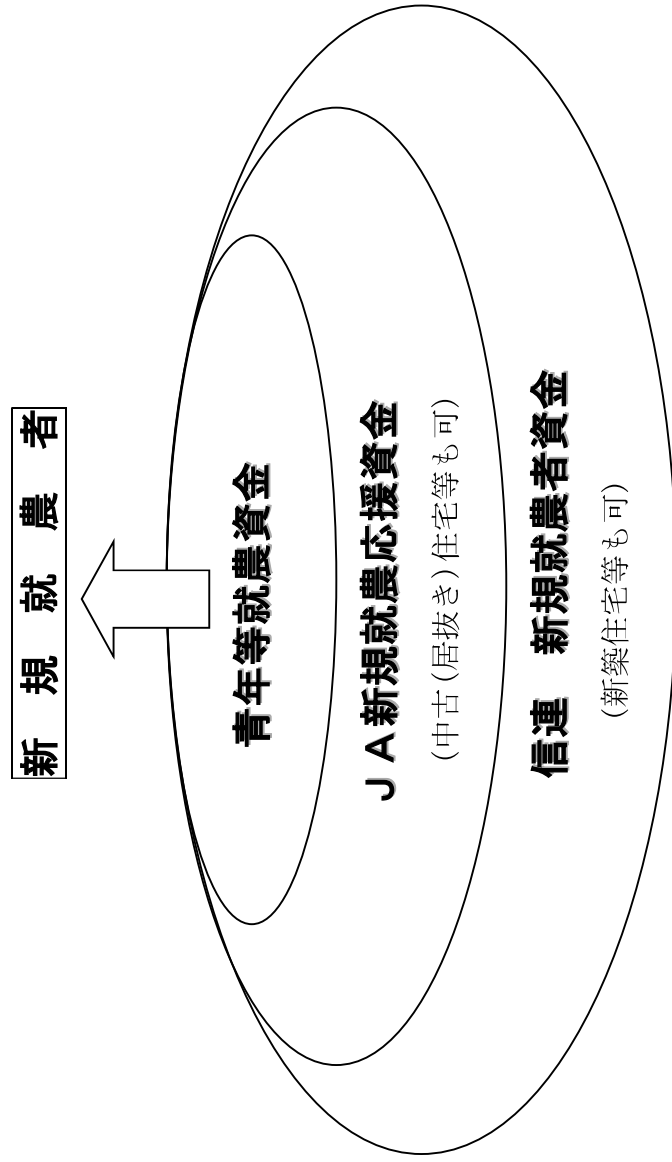
(令和7年度第1回募集)	20	25	19	23
(令和7年度第2回募集)	-	-	-	-
(令和7年度第3回募集)	-	-	-	-
計	20	25	19	23

北海道信用農業協同組合連合会資料

J Aバンク北海道の新規就農者向け資金について

J Aバンク北海道（全道J Aと北海道信連）は、新規就農者の就農定着を支援することを目的に、青年等就農資金などの制度資金の補完として新規就農者向けの資金を用意しています。

就農にあたっては、農地・施設等の資本整備が必要であるため、一般的には日本公庫資金の青年等就農資金を活用していますが、制度上の制限から対応できない部分については、J Aの「J A新規就農応援資金」及び北海道信連の「信連 新規就農者資金」を用意し、J Aバンク北海道で新規就農者の就農定着を支援する体制を整えています。



JA 新規就農応援資金のポイント!

新規就農者の資金ニーズに対応

新規就農者が農業経営に必要な設備資金や運転資金に幅広く対応いたします。

※生活資金や既住負債の借換えは除きます。
ただし、前所有者の経営を継承する場合の居抜き住宅は対象となります。

JAバンク独自の低利対応

JAバンク独自の取組として、JAに利子補給を行い、低金利での対応に努めています。

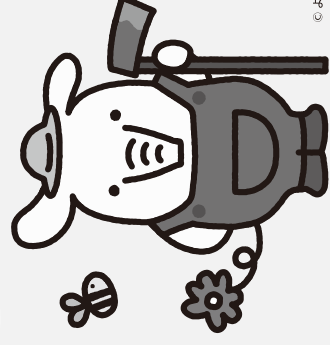
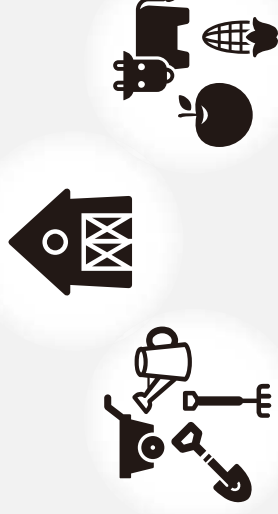


農業資金のご相談は、お近くのJAの「担い手金融リーダー」まで

2022.04

JA新規就農 応援資金

新規就農者の方の設備資金や
運転資金などに。

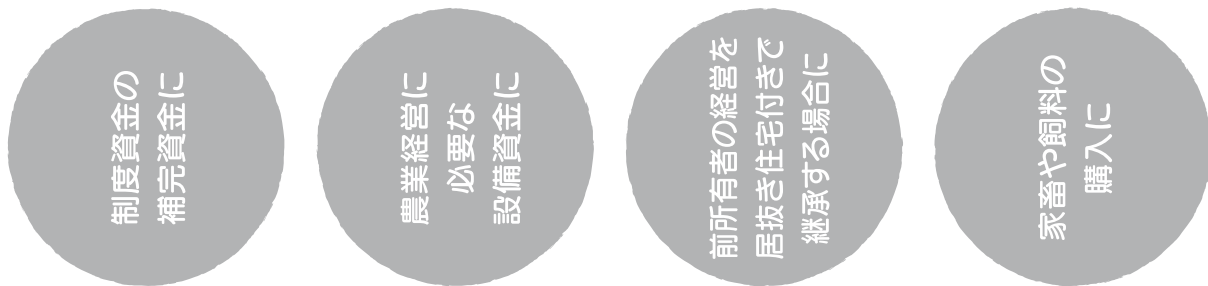


© よりぞう





『JA新規就農応援資金』は
新規就農者の方の設備資金や運転資金で、
農業経営の開始及び就農定着を支援します。



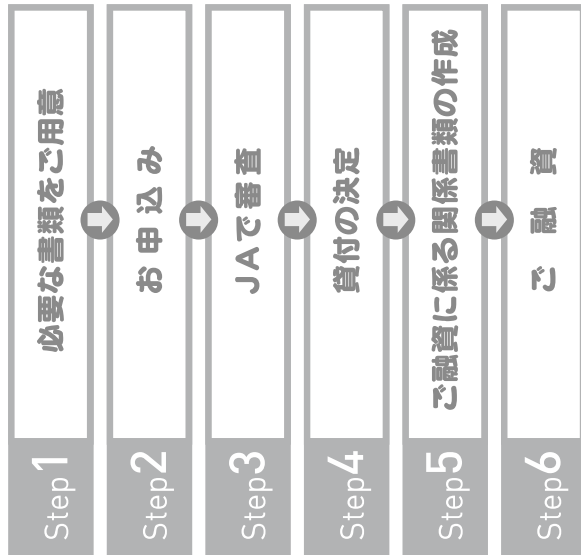
〔JA新規就農応援資金〕商品概要

ご利用 いただける方	原則55歳未満で就農開始5年目までの 新規就農者 (当JAの正組合員に限ります。)
お使いみち	(1) 農業経営に必要な設備資金 農業経営用施設・機械の取得・改良・ 造成等(前所有者の経営を継承する 場合の居抜き住宅を含む) ※制度資金の補完資金となります。 (2) 農業経営に必要な運転資金 肥料・農薬・飼料・各種負担金等の農業 経営費等
ご融資金額	1,000万円以内とします。
ご融資の利率	当JAの定める利率とします。 ^(※) ※JAバンク独自の取組として、JAに利 子補給を行い、低金利での対応に努め ています。
ご返済期間	最長17年以内とします。 (うち最長据置5年以内)
ご返済方法	長期資金は元利均等償還、元金均等償還 のいずれか、短期資金は期日一括返済と します。 ※返済サイクルはご相談させていただきます。
担保・保証人	当JAの定める基準によります。 借入者が法人の場合は、原則として代表 者を連帯保証人とします。但し、経営者 保証ガイドラインに基づき連帯保証人 を必要としない可能性を検討します。

ご用意いただく書類

- 注文書又は見積書等
- 事業計画書(就農計画書)
- 登記事項証明書及び定款等(法人の場合)
- ご印鑑
- その他JAが必要とする書類

ご融資までの流れ



※審査の結果、ご希望に添いかねる場合もございますので、
予めご了承ください。

ご不明な点などがありましたら、お近くのJAの
「担い手金融リーダー」までお問い合わせください。

JA北海道信連 新規就農者資金

- ✓ 食の「安全」「安心」への意識の高まりや、ライフスタイル・価値観の多様化などから、農業への関心の高まり、職業として農業を開始される方も多くおられますが、農業経営の開始にあたっては、経営の基盤となる農地や機械等を揃えるために多額な資金が必要となります。
- ✓ JA北海道信連では、このような新たに農業を始める方々の農地・施設・機械の購入、経営資金、住宅の購入などの資金の調達にあり、新規就農者向けの補助事業や制度資金で対応出来ないものなどを新規就農者資金でバックアップします。

■ 信連 新規就農者資金の商品概要

1.ご利用いただける方

- 認定就農者の方で、自ら農業を始められる方
- 認定就農者の方で、農業を始められてから通年での経営実績が3期未満の方

2.お使いみち

- 農地や施設、農機具取得などの設備資金に
- 農業経営に必要な長期運転資金に
- 新築や改修などの住宅資金に

3.ご融資金額

- 500万円以内とします（但し、運転資金は500万円以内、住宅資金は新築の場合は200万円以内、中古住宅の購入・修繕の場合は100万円以内とします）

4.ご返済期間

- 設備資金・住宅資金は25年以内とします
- 運転資金は10年以内とします

5.ご返済方法

- 元金均等償還、元金不均等償還のいずれかとなります

6.担保・保証人

- 借入者の状況や事業内容等により異なりますので、お問い合わせください

日本政策金融公庫資料

令和 7 年 7 月 16 日

日本政策金融公庫農林水産事業

日本政策金融公庫 提供資料

1	青年等就農資金リーフレット（実質無担保・無保証人）	・ ・ ・	1
2	経営体育成強化資金リーフレット（新規就農者 農地等取得）	・ ・ ・	3
3	スーパーL資金リーフレット	・ ・ ・	5
4	道内支店業務内容一覧	・ ・ ・	7

青年等就農資金

新たに農業経営にチャレンジする
認定新規就農者を応援する無利子の
資金です。

ご利用いただける方

認定新規就農者

※市町村から青年等就農計画の認定を受けた個人・法人

資金の使いみち

青年等就農計画の達成に必要な次の資金

ただし、経営改善資金計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限ります。

施設・機械

農業生産用の施設・機械のほか、農産物の処理
加工施設や、販売施設も対象となります。

果樹・家畜等

家畜の購入費、果樹や茶などの新植・改植費の
ほか、それぞれの育成費も対象となります。

借地料などの一括支払い

農地の借地料や施設・機械のリース料などの
一括支払いなどが対象となります。
※農地の取得費用は対象なりません。

その他の経営費

経営開始に伴って必要となる資材費などが対
象となります。

ご融資条件

融 資 期 間：１７年以内（うち据置期間５年以内）

融 資 限 度 額：３，７００万円（特認１億円）

※最低限度額は５０万円です。

金 利：無利子（お借入の全期間にわたり無利子です）

担 保：原則として、融資対象物件のみ

保 証 人：原則として個人の場合は不要、法人の場合で必要な場合は代表者のみ

資金ご利用のイメージ

会社員だったAさん。就農相談会に参加したことを機に農業の魅力にひかれ、就農を決意。
普及指導センターから紹介された受入農家で2年間の研修を受けた後、妻とともに就農。
青年等就農計画の認定を受け、ハウス30aのイチゴ経営を目指す。

(計画1年目) ハウス20a建設、経営開始に必要な資材代等
(計画3年目) ハウス10aの増設、規模拡大に必要な資材代等
(計画5年目) イチゴ直売所の設置
：
(計画期間満了後) 認定農業者となり、更なる経営発展を目指す ← スーパーL資金等を利用

← 青年等就農資金を利用

農地等の取得にご利用いただける資金

認定新規就農者の方が農地等を取得される場合には、経営体育成強化資金(有利子)をご利用いただけます。

ご利用条件等

借入額が1,000万円以下の場合

①融資率100% ②償還期限25年以内(うち据置期間5年以内)

就農準備と資金のご利用にあたっては、地域の相談窓口が皆さまを応援します

◆新たに就農(農業経営の開始)を希望される方には、農地・資金・技術習得など就農に向けたお役立ち情報を提供するほか、研修など就農に向けた準備や青年等就農計画の作成をスムーズに進められるよう、地域の相談窓口が皆さまをサポートします。

◆事業の具体的な内容や収支の内容を記載する経営改善資金計画の作成にあたって、都道府県(普及指導センター)等の地域の機関が、お手伝いします。

【ご相談窓口】：市町村、都道府県(普及指導センター)、都道府県青年農業者等育成センター等のほか最寄りの窓口機関(日本公庫・農協・銀行等)でも相談を受け付けます。

ご留意いただきたい事項

■国の補助金を財源に含む補助事業(事業負担金を含む)は、本資金の対象となりません。ただし、融資残補助事業や経営発展支援事業は対象となります。

■審査の結果により、ご希望に沿えない場合がございます。

■本資金は、毎年度国の予算の範囲内で実施されるものであるため取扱額に限りがあり、ご融資の実行時期によっては、ご希望に沿えない場合がございます。

■上記以外にも資金をご利用いただくための要件等がございます。詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店農林水産事業までお問い合わせください。

■右記から「新規就農・農業参入支援」ウェブサイトもご利用ください。ウェブサイトの右下には、チャットボットによる自動応答もありますので、ご活用ください。



日本政策金融公庫

農林水産事業

<https://www.jfc.go.jp/>

お気軽に窓口までご相談ください。

支店一覧はこちら





経営体育成強化資金

意欲と能力をもって農業を営む方の前向き投資や償還負担の軽減を支援する資金です。

ご利用いただける方

- 1 主業農業者 (個人) 農業所得が総所得の過半を占める、または農業粗収益が200万円以上であって、青壮年の家族農業従事者がいること等の一定の要件を満たす個人
(法人) 農業売上高が総売上高の過半を占める、または農業売上高が1,000万円以上であって、常時従事者の構成員がいる法人
- 2 認定新規就農者 青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた個人・法人
- 3 その他 農業参入法人・集落営農組織 等

資金の使いみち

経営改善資金計画または経営改善計画に基づいて行う農業経営の改善を図るために必要な資金

前向き投資

農地等

取得のほか、改良・造成も対象となります。

施設・機械

農産物の生産、流通、加工、販売等に必要な施設・機械等が対象となります。

家畜・果樹等

購入費、新植・改植費用のほか、育成費も対象となります。

利用料の一括支払い等

農地の利用権を取得する場合における権利金等の一括支払い等が対象となります。

償還負担の軽減

再建整備

農地等の取得・改良・造成や、農業経営に必要な資材・施設等の取得・設置のために生じた負債（制度資金等を除く）の整理に必要な資金が対象となります。

償還円滑化

既往借入金等の負債（制度資金、土地改良事業負担金等）に係る支払いの負担を軽減するために、経営改善計画期間中の当該負債の支払いに必要な資金が対象となります。

ご融資条件

融 資 期 間: 25年以内（うち据置期間3年以内）

融 資 限 度 額: ①～③の範囲内でかつその合計額が個人1億5,000万円、法人・団体5億円以内

- | | |
|---------|---|
| ① 前向き投資 | 負担額の80% |
| ② 再建整備 | 個人 1,000万円（特認1,750万円、特定2,500万円）
法人 4,000万円 |
| ③ 償還円滑化 | 経営改善計画期間中の5年間（特認の場合10年間）において支払われる既往借入金等に係る負債の各年の支払金の合計額に相当する額 |

※最低限度額は50万円です（ただし再建整備・償還円滑化を除く）。

金 利: . %（農地等を取得する場合は . %、 年 月 日現在）

※借入時の金利は金融情勢により変動します。最新の金利は、融資機関にご照会ください。

担保・保証人: ご相談の上、決めさせていただきます。

（令和5年4月）

経営体育成強化資金の認定新規就農者向けの特例制度

市町村から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者が、農地等を取得する場合に、ご利用いただけます。

ご利用いただける方

次の要件を満たす方

- ① 青年等就農計画の認定を受けていること
- ② 認定された青年等就農計画において、農地等※1を取得する計画が含まれていること
- ③ 経営改善資金計画について特別融資制度推進会議※2の認定を受けていること

※1 農地等とは、農地のほか採草放牧地及び未墾地を含みます。

※2 特別融資制度推進会議とは、認定新規就農者が青年等就農計画に基づき経営体育成強化資金等の制度資金を借入れようとする際に作成する経営改善資金計画に対し、収支計画の達成可能性や市町村の農業施策との整合性等について審査を行う、市町村を始めとする関係機関から構成される合議体のことです。

ご融資条件

事業内容が農地等の取得の場合、融資額のうち1,000万円以下の部分について、以下の特例制度が利用できます。

なお、融資額が1,000万円を超える部分については、表面のご融資条件を適用いたします。

融 資 期 間 : 25年以内（うち据置期間5年以内）

融 資 限 度 額 : 負担額の100%

※資金の使いみちによってご融資の最低限度額が異なります。

金 利 : 借入時の金利は金融情勢により変動します。最新の金利は融資機関にご照会ください。

担 保 ・ 保 証 人 : ご相談の上、決めさせていただきます。

ご留意いただきたい事項

- 審査の結果により、ご希望に沿えない場合がございます。
- 上記以外にも資金をご利用いただくための要件等がございます。詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店農林水産事業までお問い合わせください。



日本政策金融公庫

農林水産事業

<https://www.jfc.go.jp/>

お気軽に窓口までご相談ください。

金利一覧はこちら

支店一覧はこちら





スーパーL資金

〔農業経営基盤強化資金〕

認定農業者の自主性と創意工夫を活かした経営改善を総合的に応援する資金です。

ご利用いただける方

認定農業者（農業経営改善計画を作成して市町村長等の認定を受けた個人・法人）

※なお、個人の場合、簿記記帳を行っていること、または今後簿記記帳を行うことが条件となります。

資金の使いみち

農業経営改善計画の達成に必要な次の資金

ただし、経営改善資金計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限ります。

農地等

取得のほか、改良・造成も対象となります。

施設・機械

農産物の処理加工施設、店舗などの流通販売施設も対象となります。

果樹・家畜等

購入費、新植・改植費用のほか、育成費も対象となります。

その他の経営費

規模拡大や設備投資などに伴って必要となる原材料費、人件費などが対象となります。

経営の安定化

負債（公庫※資金以外の制度資金は除く）の整理などが対象となります。

※公庫農林水産事業及び旧農林漁業金融公庫

法人への出資金

個人が法人に参加するために必要な出資金などの支払いが対象となります。

ご融資条件

償還期限：25年以内（うち据置期間10年以内）

融資限度額：【個人】 3億円（特認 6億円）

【法人】10億円（特認20億円〔所定の要件を満たす場合30億円〕）

- ※1 経営の安定化（公庫の融資に係る負債の整理を除く）については、上記金額の5分の1に相当する額とし、かつ、本資金の他の貸付金残高との合計額が上記金額を超えないものとします。
- ※2 法人の場合、特認のご利用に際しては、民間金融機関からの資金調達などの要件があります。
- ※3 ご融資の最低限度額は50万円です。

金利：. %（融資期間 年の場合、 年 月 日現在）

※借入時の金利は金利情勢により変動します。最新の金利は、融資機関にご照会ください。

担保・保証人：ご相談の上、決めさせていただきます。

融資事例

スーパーL資金は、認定農業者の自主性と創意工夫を活かした経営改善を総合的に応援する資金です。施設・機械の取得や経営改善のための経営の安定など、次のような場合にご利用いただいています。

資金の使いみち	ご融資事例
施設・機械 家畜等	肉用牛肥育経営を営む認定農業者A社は、子牛の安定確保とコスト削減を図るため、一貫経営への転換を計画し、日本公庫に相談。繁殖牛100頭の導入資金と牛舎の増設にスーパーL資金を利用。
その他経営費	米の直売を行う認定農業者B社は、利益率の高い直売の割合を増加させ経営改善を図るため、売れ筋のブレンド米の販売を計画し、日本公庫に相談。ブレンドする米の仕入れ代、宣伝広告費などに充てるためスーパーL資金を利用。
経営の安定 (負債の整理)	認定農業者C社は、従前から生産方式合理化のための設備投資を計画していたが、近年の大規模災害等の影響を受け、借入金が増加。現在も償還は続けているが、投資に踏み切れない状況のため、日本公庫に相談。公庫とメイン行であるX銀行の支援のもと、経営改善のための計画を策定し、計画達成までの間の定期的なフォローアップを前提に、メイン行からの追加融資を受けて生産方式合理化のための投資を実施。併せて、既往公庫資金の償還負担を長期平準化するためスーパーL資金を利用し、資金繰りを改善。

クイック融資制度

ご提出いただいた決算書等をもとに、企業経営診断手法（スコアリング手法）を活用し、1週間以内に無担保・無保証人融資の適用可否を回答します。

対象となる方	企業経営診断手法（スコアリング手法）による判定が一定水準以上 など
対象となる事業	農地等、施設・機械、果樹・家畜等、その他の経営費、法人への出資金 ※経営の安定化（負債の整理など）はクイック融資制度の対象となりません。
利用限度額	1回あたりのご融資額が500万円以下

税制上の特例措置

登録免許税の特例措置（免除）〔登録免許税法〕

債権者を日本政策金融公庫として（根）抵当権を設定する場合には、債権額の4/1000の登録免許税が全額免除されます（資本金5億円以上の普通法人を除く）。

ご留意いただきたい事項

- 審査の結果により、ご希望に沿えない場合がございます。
- 上記以外にも資金をご利用いただくための要件等がございます。詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店 農林水産事業までお問い合わせください。



日本政策金融公庫
農林水産事業

<https://www.jfc.go.jp/>

お気軽に窓口までご相談ください。

金利一覧はこちら 支店一覧はこちら



（令和6年4月）

日本政策金融公庫 農林水産事業
北海道内支店 業務内容一覧

支店名	住所・電話番号・FAX	担当課・業務内容
札幌支店	〒060-0001 札幌市中央区北一条西2-2-2 北海道経済センタービル4階 TEL 011-251-1261 FAX 011-221-0434	融資第一課 石狩・後志・胆振・日高の農林漁業者、食品加工・流通業者への融資
		融資第二課 上川・留萌・宗谷の農林漁業者、食品加工・流通業者への融資
		融資第三課 空知の農林漁業者、食品加工・流通業者への融資
		融資第四課 渡島・檜山の農林漁業者、食品加工・流通業者への融資
		融資第五課 オホーツク・十勝・釧路・根室の農業基盤整備事業への融資
北見支店	〒090-0036 北見市幸町1-2-22 2階 TEL 0157-61-8212 FAX 0157-61-8215	融資課 オホーツクの農林漁業者、食品加工・流通業者への融資
帯広支店	〒080-0010 帯広市大通南9-4 帯広大通ビル3階 TEL 0155-27-4011 FAX 0155-27-4014	融資第一課 十勝東部の農林漁業者、食品加工・流通業者への融資
		融資第二課 十勝西部の農林漁業者、食品加工・流通業者への融資
		融資第三課 釧路・根室の農林漁業者、食品加工・流通業者への融資

—	住所・電話番号・FAX	担当課・業務内容
北海道地区	〒060-0001 札幌市中央区北一条西2-2-2 北海道経済センタービル4階 TEL 011-251-1264 FAX 011-221-0434	北海道地区総括課 関係機関との連絡・調整、道内支店の業務支援

参 考

I 担い手センターの設立及び変遷

近年、農家戸数の減少や農業従事者の高齢化が急速に進行する中、今後とも農業・農村の健全な発展と活性化を図るためには意欲に溢れ優れた経営能力を有する青年等の就農促進が重要である。

このため、国は平成7年2月「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」（平成26年4月1日廃止）を制定し、就農支援資金の貸付をはじめとする就農促進に関する対策を知事の指定する公益法人を通じて推進することとした。

これを受け本道においては、道、市町村、農業関係機関・団体が総力を結集して次代の北海道農業を担う青年農業者等を育成・確保するため、共同で設置・運営する新たな農業の担い手育成・確保対策の推進機関として「社団法人北海道農業担い手育成センター」が平成7年9月に設立された。

センターでは、北海道で新たに農業を始めたいと考える青年等の様々な相談に専任相談員が対応するほか、農村での研修や体験実習の紹介、研修等に必要な資金の貸付など、北海道で就農を志す青年等への総合的な支援を行っている。

一方、平成21年4月には「人」を担うセンターと「農地」を担う公社との統合による効率的な事業運営を行うことを目的に両団体は合併し、以降、センター事業は公社担い手支援部を新設して行われることとなった。

また、国は平成24年度から青年等の就農を一層促進するため青年就農給付金事業を開始し、センターは研修段階での準備型事業給付金の給付主体となるほか、平成25年12月に「農業経営基盤強化促進法」の一部改正を行い（平成26年4月1日施行）、就農希望者の就農計画認定を従来の知事から市町村長に移行するとともに、就農支援資金に代わる青年等就農資金（日本政策金融公庫資金）を新たに措置し、青年等の就農の一層の促進を図ることとされた。

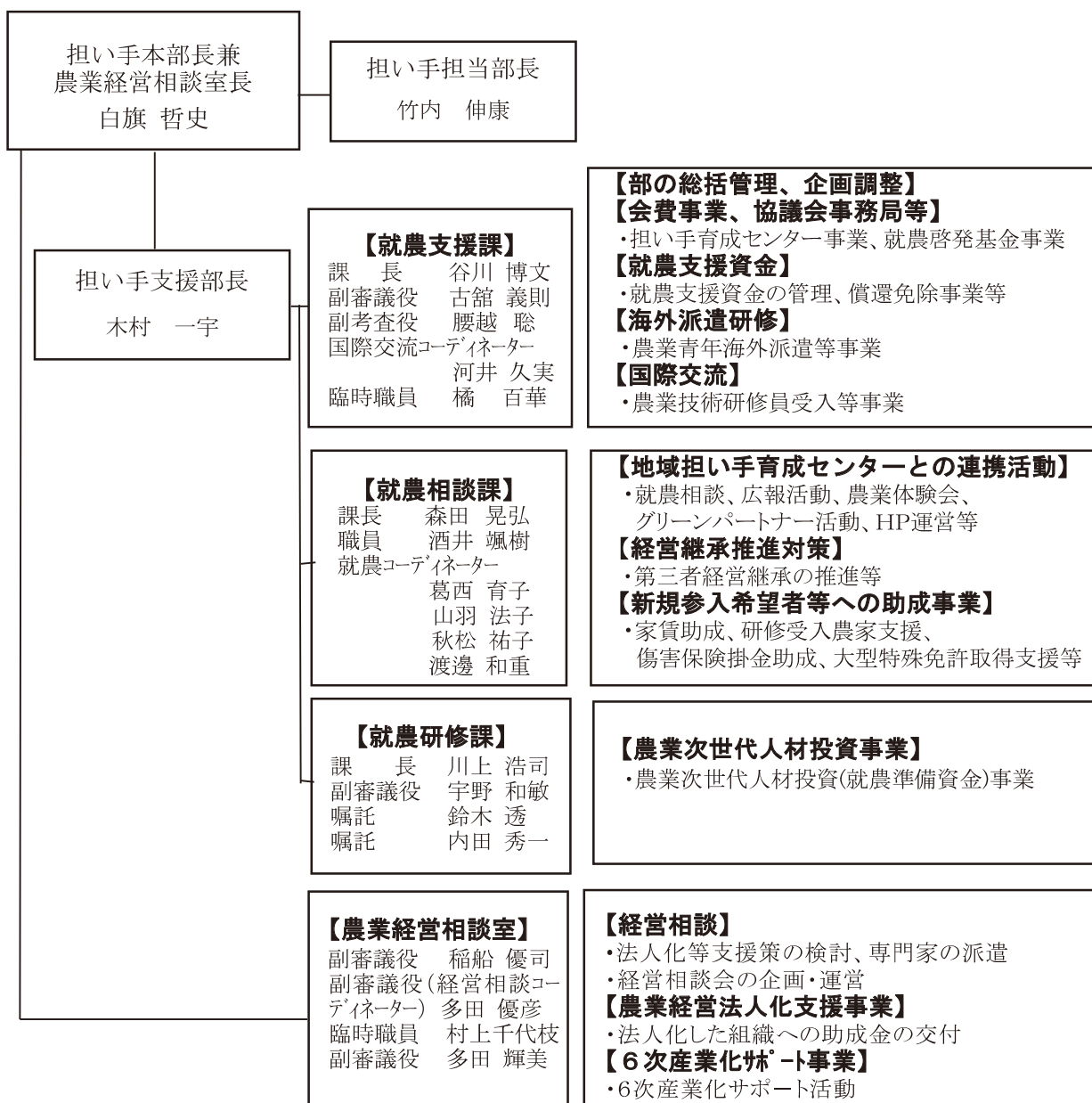
さらに令和2年度から担い手本部に「農業経営相談室」を設置し、新規就農などを含む地域の農業者が抱える農業経営の法人化、規模拡大や円滑な経営継承等の課題に対して経営相談に対応する専門家の派遣などを行う農業経営者総合サポート事業の実施、加えて令和3年度からは6次化に取り組む農業者等を支援するため北海道6次産業化サポート事業を受託し、農業経営相談室内に「北海道6次産業化サポートセンター」を設置した。

II センターの組織・業務体制（R7.7.1現在）

- | | | | |
|---|-----------------------------|--|--|
| 1 | 組 織 | 平成 7 年 9 月 1 日 | 社団法人北海道農業担い手育成センター 設立 |
| | | 平成 21 年 4 月 1 日 | 財団法人北海道農業開発公社と合併 |
| | | 平成 24 年 4 月 1 日 | 公益財団法人の認定を受けるとともに、
公益財団法人北海道農業公社に名称を変更 |
| | | 平成 26 年 4 月 1 日 | 北海道農業経営基盤強化促進基本方針の青年農業者等育成センターに位置付け |
| | | 平成 26 年 4 月 1 日 | 経営継承推進支援室を設置 |
| | | 平成 27 年 7 月 1 日 | 担い手支援課、就農資金課を統合し、就農支援課を設置 |
| | | 平成 31 年 4 月 1 日 | 経営継承に関する業務を就農相談課に集約し、経営継承
推進支援室を廃止し就農研修課を設置 |
| | | 令和 2 年 4 月 1 日 | 農業経営相談室を設置 |
| | | 令和 3 年 6 月 21 日 | 北海道6次産業化サポートセンター開設 |
| 2 | 名 称 | 北海道農業担い手育成センター(担い手支援部・農業経営相談室) | |
| 3 | 会 員 数 | 211(174市町村・10関係機関・27賛助団体) (令和7年7月1日現在) | |
| 4 | 執行体制 | | |
| | 役 員 (14名(理事12名 監事2名)うち常勤4名) | | |
| | 理 事 長 | 小田原 輝 和 (学識経験者) | |
| | 副理事長 | 宮 本 英 靖 (ピンネ農業協同組合会長理事) | |
| | 常務理事 | 尾 居 清 一 (学識経験者) | |
| | 専門理事 | 大 高 秀 之 (学識経験者) | |
| | 評 議 員 (12名) | (略) | |

担い手育成委員 (8名)	委員	長小	棕茂	敏	(北海道農業協同組合中央会副会長理事)
	委員	小原	啓吾		(北海道農政部農業経営局長)
	委員	辻直	孝		(北見市長)
	委員	佐藤	多一		(津別町長)
	委員	乾泰	司		((一社) 北海道農業会議専務理事事務局長事務取扱)
	委員	東山	寛		(北海道大学農学部教授)
	委員	千葉	澄子		(北海道指導農業士協会顧問)
	委員	宮本	英靖		((公財) 北海道農業公社副理事長)

5 業務体制 (令和7年7月1日現在)



Ⅲ

新規就農優良農業経営者表彰事業歴代受賞者

○第27回[令和6年度表彰]-表彰式開催日 R6. 11. 21

表彰区分	振興局	市町村名	氏 名	年齢	就 農 年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	ホーヅ	美幌町	吉田 武薫	50歳	平成27年	畑作	新規参入(個人)

○第26回[令和5年度表彰]-表彰式開催日 R5. 11. 15

表彰区分	振興局	市町村名	氏 名	年齢	就 農 年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	石 狩	当別町	齊藤 義也	40歳	平成27年	花 き	新規参入(個人)

○第25回[令和4年度表彰]-表彰式開催日 R4. 12. 15

表彰区分	振興局	市町村名	氏 名	年齢	就 農 年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	ホーヅ	遠軽町	江面 暁人	43歳	平成24年	畑 作	新規参入(個人)
	石 狩	新篠津村	福尾 拓	41歳	平成26年	野 菜	新規参入(個人)

○第24回[令和3年度表彰]-地元で表彰式開催

表彰区分	振興局	市町村名	氏 名	年齢	就 農 年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	胆 振	厚真町	安達 博司	50歳	平成26年	施設野菜(ホウレン草)	新規参入(個人)

○第23回[令和2年度表彰]-地元で表彰式開催

表彰区分	振興局	市町村名	氏 名	年齢	就 農 年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	十 勝	広尾町	成田 芳樹	45歳	平成23年	酪 農	新規参入(個人)
	石 狩	千歳市	大川 聖士	41歳	平成23年	畑作・野菜	新規参入(個人)

○第22回[令和元年度表彰]-表彰式開催日 R 元. 11. 20

表彰区分	振興局	市町村名	氏 名	年齢	就 農 年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	上 川	士別市	中村 光昌	53歳	平成23年	畑 作	新規参入(個人)
	上 川	下川町	吉田 公司	58歳	平成22年	施設野菜(トマト)	新規参入(個人)

○第21回[平成30年度表彰]-表彰式開催日 H30. 11. 13

表彰区分	振興局	市町村名	氏 名	年齢	就 農 年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	十 勝	士幌町	小野寺 雅	36歳	平成20年	酪 農	新規参入(個人)
	石 狩	千歳市	假屋 智博	40歳	平成22年	畑作・野菜	新規参入(個人)
優 秀 賞	十 勝	幕別町忠類	大石 幸男	42歳	平成24年	酪 農	新規参入(個人)

○第20回[平成29年度表彰]-表彰式開催日 H29. 11. 9

表彰区分	振興局	市町村名	氏 名	年齢	就 農 年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	十 勝	広尾町	菊池 亮太	36歳	平成21年	酪 農	新規参入(個人)
優 秀 賞	後 志	余市町	廣岡 篤	46歳	平成21年	野菜・果樹	新規参入(個人)

○第19回[平成28年度表彰]-表彰式開催日 H28. 11. 15

表彰区分	振興局	市町村名	氏 名	年齢	就 農 年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	胆 振	安平町	高 橋 康 二	47歳	平成18年	野菜・メロン専業	新規参入(個人)
	上 川	下川町	中 田 豪之介	56歳	平成19年	畑作・施設野菜	新規参入(個人)

○第18回[平成27年度表彰]-表彰式開催日 H27. 11. 18

表彰区分	振興局	市町村名	氏 名	年齢	就 農 年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	十 勝	大樹町	河 口 健 人	40歳	平成20年	酪農	新規参入(個人)
優 秀 賞	オホーツク	美幌町	荒 木 千 夏	40歳	平成21年	露地・施設野菜	新規参入(個人)
	根 室	中標津町	中 澤 憲 一	43歳	平成23年	酪農	新規参入(個人)

○第17回[平成26年度表彰]-表彰式開催日 H26. 11. 19

表彰区分	振興局	市町村名	氏 名	年齢	就 農 年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	オホーツク	美幌町	新 庄 正 明	47歳	平成19年	畑作・野菜	新規参入(個人)
優 秀 賞	日 高	平取町	渡 邊 邦 衡	47歳	平成20年	施設野菜	新規参入(個人)
	根 室	羅臼町	稗 田 徹 也	31歳	平成21年	酪農	新規参入(個人)

○第16回[平成25年度表彰]-表彰式開催日 H25. 11. 13

表彰区分	振興局	市町村名	氏 名	年齢	就 農 年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	上 川	下川町	鈴 木 和 夫	52歳	平成13年	酪農	新規参入(個人)
	後 志	真狩村	小 林 昌 男	46歳	平成14年	畑作・野菜	新規参入(個人)
優 秀 賞	上 川	下川町	本 田 政 久	63歳	平成13年	畑作・野菜	新規参入(個人)
	オホーツク	美幌町	中 原 伯 樹	39歳	平成19年	畑作・野菜	新規参入(個人)
	根 室	別海町	大 仲 孝 昌	38歳	平成17年	酪農	新規参入(個人)
	空 知	雨竜町	長谷部 朋	36歳	平成19年	水稻・畑作	新規参入(個人)
	上 川	旭川市	守 屋 大 輔	33歳	平成18年	畑作・野菜	新規参入(個人)

○第15回[平成24年度表彰]-表彰式開催日 H24. 11. 14

表彰区分	振興局	市町村名	氏 名	年齢	就 農 年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	オホーツク	津別町	小 林 正 弘	42歳	平成15年	酪農	新規参入(個人)
優 秀 賞	オホーツク	美幌町	本 庄 孝 之	51歳	平成16年	畑作・野菜	新規参入(個人)
	空 知	長沼町	押 谷 行 彦	42歳	平成13年	露地・施設野菜	新規参入(個人)

○第14回[平成23年度表彰]-表彰式開催日 H23. 11. 16

表彰区分	振興局	市町村名	氏 名	年齢	就 農 年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	日 高	新ひだか町	宮 田 直 希	27歳	平成16年	施設花卉	新規参入(個人)
優 秀 賞	上 川	旭川市	森 山 博 明	46歳	平成12年	花卉	新規参入(個人)
	オホーツク	美幌町	井 口 康 夫	38歳	平成15年	畑作・野菜	新規参入(個人)

○第13回[平成22年度表彰]-表彰式開催日 H22. 11. 24

表彰区分	振興局	市町村名	氏 名	年齢	就 農 年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	北 見	北見市	高 松 正 忠	39歳	平成13年	酪農・畑作	新規参入(個人)
優 秀 賞	上 川	旭川市	小 原 隆	50歳	平成11年	施設野菜	新規参入(個人)
	日 高	平取町	香 田 文 雄	47歳	平成14年	施設野菜	新規参入(個人)

○第12回[平成21年度表彰]-表彰式開催日 H21. 12. 11

表彰区分	支庁名	市町村名	氏 名	年 齢	就 農 年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	十 勝	清水町	棚 田 利 次	48歳	平成10年	酪農専業	新規参入(個人)
優 秀 賞	石 狩	千歳市	三 浦 賢 悟	41歳	平成13年	野菜・養鶏	新規参入(個人)
	後 志	ニセコ町	多 田 勉	45歳	平成15年	畑作・野菜	新規参入(個人)
奨 励 賞	留 萌	天塩町	中 村 康 宏	29歳	平成15年	酪農専業	農家後継(個人)・Uターン

○第11回[平成20年度表彰]-表彰式開催日 H20. 5. 26

表彰区分	支庁名	市町村名	氏 名	年 齢	就 農 年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	石 狩	恵庭市	濱 田 誠	33歳	平成14年	畑作・野菜	新規参入(個人)
	十 勝	足寄町	吉 川 友 二	43歳	平成13年	酪農専業	新規参入(個人)
優 秀 賞	渡 島	知内町	北 島 道 男	37歳	平成9年	園芸・畑作	農家後継(個人)
	上 川	下川町	及 川 幸 雄	49歳	平成7年	野菜専業	新規参入(個人)
	十 勝	帯広市	藪 田 秀 行	51歳	平成14年	野菜専業	新規参入(個人)
	根 室	別海町	玉 置 健 三	50歳	平成14年	酪農専業	新規参入(個人)
奨 励 賞	空 知	雨竜町	遠 藤 淳 史	43歳	平成12年	稲作・畑作	新規参入(個人)
	上 川	美瑛町	竹 中 節	36歳	平成12年	稲作・野菜	新規参入(個人)
	網 走	遠軽町	岡 村 貴 幸	30歳	平成10年	野菜専業	農家後継(個人)
		興部町	竹 内 寛	46歳	平成9年	酪農専業	新規参入(個人)
	釧 路	標茶町	和 田 岳 志	33歳	平成12年	酪農専業	新規参入(個人)

○第10回[平成19年度表彰]-表彰式開催日 H19. 5. 21

表彰区分	支庁名	市町村名	氏 名	年 齢	就 農 年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	石 狩	千歳市	蘆 田 裕 介	35歳	平成12年	野菜専業	新規参入(個人)
優 秀 賞	空 知	由仁町	重 田 順 栄	31歳	平成10年	畑作・稲作	農家後継(個人)
	宗 谷	枝幸町	今 尚 春	30歳	平成9年	酪農専業	農家後継(個人)
	日 高	新ひだか町	吉 田 邦 博	37歳	平成9年	稲作・野菜	農家後継(個人)・Uターン

○第9回[平成18年度表彰]-表彰式開催日 H18. 5. 22 ※当年より表彰年度を表彰式開催年度に変更

表彰区分	支庁名	市町村名	氏 名	年 齢	就 農 年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	日 高	平取町	新井 貞則	31歳	平成12年	花き専業	新規参入(個人)
優 秀 賞	渡 島	森 町	根田 一紀	65歳	平成10年	花き専業	新規参入(個人)
	網 走	佐呂間町	西岡 俊和	42歳	平成11年	酪農専業	新規参入(個人)
	胆 振	安平町	新井 真人	35歳	平成12年	野菜専業	新規参入(個人)
	日 高	新ひだか町	飯岡 拓也	30歳	平成10年	花き専業	新規参入(個人)

○第8回[平成16年度表彰]-表彰式開催日 H17. 5. 27

表彰区分	支庁名	市町村名	氏 名	年 齢	就 農 年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	十 勝	豊頃町	田 頭 保	35歳	平成10年	酪農専業	新規参入(個人)
優 秀 賞	日 高	三石町	金 森 哲 也	30歳	平成7年	稲作・花き	農家後継(個人)・Uターン
	上 川	下川町	豊 嶋 猛	64歳	平成6年	野菜専業	新規参入(個人)
	釧 路	白糠町	松 永 康 彦	33歳	平成3年	酪農・肉牛	農家後継(個人)

○第7回[平成15年度表彰]-表彰式開催日 H16. 5. 24

表彰区分	支庁名	市町村名	氏 名	年 齢	就 農 年	経営形態	就農の区分
優 秀 賞	留 萌	天塩町	赤 塚 冬 樹	29歳	平成7年	酪農専業	農家後継(個人)
	宗 谷	枝幸町	石 田 幸 也	38歳	平成7年	酪農専業	新規参入(個人)
		豊富町	高 橋 邦 夫	42歳	平成8年	酪農専業	新規参入(個人)
	上 川	愛別町	鉛 口 裕 二	31歳	平成7年	稲作・園芸	農家後継(個人)
奨 励 賞	日 高	新ひだか町	猪野 毛哲次	38歳	平成12年	養豚・稲作	農家後継(個人)
	後 志	余市町	梅 田 徹	25歳	平成11年	果樹専業	農家後継(個人)
		黒松内町	三 浦 義 也	50歳	平成5年	畑作・農産加工	新規参入(個人)
	空 知	由仁町	金 山 和 則	30歳	平成5年	園芸・稲作	農家後継(個人)
	胆 振	追分町	小 路 健 男	40歳	平成3年	養鶏・野菜	新規参入(個人)
	留 萌	天塩町	蜂須賀 俊光	43歳	平成14年	酪農専業	新規参入(個人)
	上 川	名寄市	水 間 健 詞	36歳	平成10年	稲作・畑作	農家後継(個人)

○第6回[平成14年度表彰]-表彰式開催日 H15. 5. 26

表彰区分	支庁名	市町村名	氏 名	年 齢	就 農 年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	十 勝	広尾町	小 田 治 義	34歳	平成8年	酪農専業	新規参入(個人)
優 秀 賞	上 川	名寄市	後 藤 隆 春	31歳	平成7年	酪農専業	農家後継(個人)
	胆 振	伊達市	野 田 智 嘉	40歳	平成9年	花き専業	新規参入(個人)
	日 高	三石町	土 居 稔 明	24歳	平成9年	花き専業	農家後継(個人)
	十 勝	帯広市	馬 場 勝 二	30歳	平成9年	畑作専業	農家後継(個人)
奨 励 賞	後 志	京極町	藤 波 志 伸	28歳	平成9年	酪農専業	農家後継(個人)
	宗 谷	豊富町	菅 原 真 幸	21歳	平成10年	酪農専業	農家後継(個人)
	根 室	中標津町	藤 田 晋	28歳	平成6年	酪農専業	農家後継(個人)
		中標津町	中 林 誠 司	24歳	平成11年	酪農専業	農家後継(個人)

○第5回[平成13年度表彰]-表彰式開催日 H14. 5. 28

表彰区分	支庁名	市町村名	氏 名	年 齢	就 農 年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	日 高	三石町	前 川 忠 昭	41歳	平成5年	肉牛専業	農家後継(個人)
優 秀 賞	網 走	白滝村	宮 原 信 孝	46歳	平成3年	酪農専業	新規参入(個人)
	空 知	月形町	平 尾 元 一	38歳	平成10年	花き専業	新規参入(個人)
	十 勝	広尾町	加 藤 太 朗	34歳	平成6年	酪農専業	新規参入(個人)

○第4回[平成12年度表彰]-表彰式開催日 H13. 5. 24

表彰区分	支庁名	市町村名	氏 名	年 齢	就 農 年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	渡 島	知内町	大 嶋 貢	31歳	平成2年	稲・畑・野菜	農家後継(個人)
優 秀 賞	渡 島	七飯町	寺 谷 富 夫	59歳	平成3年	花き専業	新規参入(個人)
	根 室	別海町	穴 吹 威	34歳	平成6年	酪農専業	新規参入(個人)
	十 勝	幕別町	田 村 寛 興	34歳	平成5年	酪農専業	新規参入(個人)
	上 川	旭川市	水 口 仁 志	27歳	平成8年	稲作・野菜	農家後継(個人)

○第3回[平成11年度表彰]-表彰式開催日 H12. 5. 22

表彰区分	支庁名	市町村名	氏 名	年 齢	就 農 年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	釧 路	浜中町	海野 泰彦	39歳	昭和63年	酪農専業	新規参入(個人)
優 秀 賞	空 知	由仁町	西村 博徳	31歳	平成3年	稲作・野菜	農家後継(個人)
	上 川	美深町	庄司 村尾	42歳	平成元年	畑作・野菜	新規参入(個人)
	留 萌	幌延町	日野 勝信	32歳	平成3年	酪農専業	農家後継(個人)
	釧 路	標茶町	藤吉 博光	32歳	平成6年	酪農専業	新規参入(個人)
	宗 谷	枝幸町	赤坂 一弘	29歳	平成元年	酪農専業	農家後継(個人)
奨 励 賞	胆 振	豊浦町	久保 健一	28歳	平成3年	畑作・野菜	農家後継(個人)
	日 高	平取町	武田 浩則	36歳	平成8年	稲作・野菜	農家後継(個人)・Uターン

○第2回[平成10年度表彰]-表彰式開催日 H11. 5. 20

	支庁名	市町村名	氏 名	年 齢	就 農 年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	上 川	中川町	小 林 治 雄	43歳	平成2年	酪農専業	新規参入(個人)
優 秀 賞	十 勝	帯広市	太 田 充 英	35歳	平成元年	肉牛(素牛)	新規参入(個人)
	上 川	名寄市	夏 井 明 弘	31歳	平成2年	野菜専業	農家後継(法人)
	宗 谷	稚内市	石 黒 茂 雄	29歳	平成4年	酪農専業	農家後継(個人)
	釧 路	浜中町	高 岡 透	40歳	平成2年	酪農専業	新規参入(個人)
奨 励 賞	根 室	標津町	猪 狩 浩 一	38歳	平成8年	酪農専業	新規参入(個人)
	十 勝	帯広市	山 本 善 之	35歳	平成7年	畑作専業	農家後継(個人)・Uターン

○第1回[平成9年度表彰]-表彰式開催日 H10. 5. 25

表彰区分	支庁名	市町村名	氏 名	年 齢	就 農 年	経営形態	就農の区分
最優秀賞	根 室	中標津町	蓮 見 成 尋	33歳	平成3年	酪農専業	新規参入(個人)
優 秀 賞	十 勝	清水町	竹 中 隆 利	28歳	平成3年	酪農専業	農家後継(個人)
	胆 振	伊達市	富 田 雪	39歳	平成6年	花き園芸	新規参入(法人)
	上 川	風連町	東 野 秀 樹	26歳	平成5年	稲・畑・花	農家後継(法人)
	宗 谷	豊富町	向 井 健 二	32歳	平成5年	酪農専業	新規参入(個人)
奨 励 賞	上 川	名寄市	伊 東 浩 次	26歳	平成6年	畑作・野菜	農家後継(個人)
		上川町	関 行 男	41歳	平成5年	酪農・加工	新規参入(法人)
	釧 路	浜中町	上 田 浩	34歳	平成4年	酪農専業	新規参入(個人)
	胆 振	伊達市	小 野 裕 一	27歳	平成6年	野菜・畑・花	農家後継(個人)
			石 井 兼 広	50歳	平成6年	養鶏(平飼い)	新規参入(個人)
	空 知	南幌町	白 倉 博 幸	26歳	平成6年	稲作・畑作	農家後継(個人)
	十 勝	帯広市	田 中 靖 人	24歳	平成4年	畑作専業	農家後継(個人)
		中札内村	長谷川 竹彦	44歳	平成3年	酪農専業	新規参入(個人)
	網 走	上湧別町	緑 川 将 仁	28歳	平成5年	酪農専業	農家後継(個人)

(※敬称略)

IV センター職員等メールアドレス及び主な担当業務一覧

令和7年7月1日現在

担い手支援部 直通電話番号 011-271-2255

職	氏 名	メールアドレス	内線	主 な 担 当 業 務
担い手本部長兼 農業経営相談室長	白 旗 哲 史	shirahata.satoshi @adhokkaido.or.jp	6 4 9	○部(経営相談室を含む)の総合調整に関すること
担い手支援部長	木 村 一 宇	kimura @adhokkaido.or.jp	6 4 1	○部の統括に関すること
担い手担当部長	竹 内 伸 康	takeuchi.nobuyasu @adhokkaido.or.jp	6 6 6	○部(経営相談室を含む)の特命事項に関すること
就農支援課長	谷 川 博 文	tanikawa.hirofumi @adhokkaido.or.jp	6 4 6	○担い手育成・確保業務の企画立案・調整に関すること ○担い手育成委員会に関すること ○青年等就農資金に関すること ○青年農業者海外研修事業、JICA受託事業の企画・立案に関すること。
副 審 議 役	古 舘 義 則	furudate.yoshinori @adhokkaido.or.jp	6 4 8	○就農支援資金の債権管理(条件変更を含む)・償却に関すること ○就農支援資金の償還免除・償還金回収に関すること
副 考 査 役	腰 越 聡	koshigoe @adhokkaido.or.jp	6 4 6	○北海道農業担い手育成センター事業等に関すること ○担い手育成会員に関すること ○各種事業遂行状況の把握、実績取りまとめ ○部・室の会計事務に関すること
国際交流担当 コーディネーター	河 井 久 実	kawai.kumi @adhokkaido.or.jp	6 4 2	○青年農業者海外研修事業の研修生募集及び派遣に関すること(国際農業者交流協会事業を含む) ○JICA受託事業の研修管理に関すること
臨 時 職 員	橘 百 華	tachibana.momoka @adhokkaido.or.jp	6 4 7	○部内庶務 ○各種事務支援
就農相談課長	森 田 晃 弘	morita.akihiro @adhokkaido.or.jp	6 3 1	○新規就農に関する企画立案・実施に関すること ○指導農業士協会事務局(会計)
職 員	酒 井 颯 樹	sakai.soki @adhokkaido.or.jp	6 2 3	○就農研修者等への各種助成(家賃・大特取得・損害保険・交流会活動)に関すること ○無料職業紹介業務に関すること ○就農関連情報・資料作成に関すること ○広報に関すること ○農業士協会事務局(会計)
就農コーディネーター	葛 西 育 子	kasai.ikuko @adhokkaido.or.jp	6 4 3	○就農相談業務 ○第3者継承業務 ○就農関連情報・資料の企画立案・作成に関すること
就農コーディネーター	山 羽 法 子	yamaha.noriko @adhokkaido.or.jp	6 4 5	○就農相談業務 ○第3者継承業務 ○就農関連情報・実態調査に関すること
就農コーディネーター	秋 松 祐 子	akimatsu.yuuko @adhokkaido.or.jp	6 4 4	○就農相談業務 ○就農関連情報の訪問調査・資料作成に関すること ○女性農業者後継者研修会・農業女子ネットワーク「はらぺ娘」の支援に関すること

就農コーディネーター	渡 邊 和 重	watanabe.kazushige@adhokkaido.or.jp	6 3 5	○就農相談業務 ○大学生等に対する就農関連情報の周知に関する こと ○「グリーンアドバイザー」研修会・ふれあい交流会の企画 立案・開催に関すること
------------	---------	-------------------------------------	-------	---

職	氏 名	メールアドレス	内線	主 な 担 当 業 務
就農研修課長	川 上 浩 司	kawakami.kouji@adhokkaido.or.jp	6 4 6	○農業次世代人材投資(就農準備資金)事業の管理 に関すること
副 審 議 役	宇 野 和 敏	uno.kazutoshi@adhokkaido.or.jp	6 4 8	○農業次世代人材投資(就農準備資金)事業の管理 に関すること ○農業次世代人材投資(就農準備資金)事業の研修 等現地確認に関すること
職 員	鈴 木 透	suzuki.tooru@adhokkaido.or.jp	6 5 0	○農業次世代人材投資(就農準備資金)事業の管理 に関すること ○農業次世代人材投資(就農準備資金)事業の研修 等現地確認に関すること
職 員	内 田 秀 一	uchida@adhokkaido.or.jp	6 5 2	○農業次世代人材投資(就農準備資金)事業の管理 に関すること ○農業次世代人材投資(就農準備資金)事業の研修 等現地確認に関すること

農業経営相談室

直通電話番号 011-522-5579

職	氏 名	メールアドレス	内線	主 な 担 当 業 務
担い手本部長兼 農業経営相談室長	白 旗 哲 史	shirahata.satoshi@adhokkaido.or.jp	6 4 9	○農業経営相談室の総合調整に関する事務
副 審 議 役	稲 船 優 司	inafune.yuji@adhokkaido.or.jp	6 5 3	○農業経営者サポート事業の推進方針及び 計画の立案に関する事務 ○農業経営者サポート事業の実施に関すること ○(拡大)経営戦略会議の開催に関する事務
副 審 議 役 (経営相談コーディネーター)	多 田 優 彦	tada.masahiko@adhokkaido.or.jp	6 5 3	○相談受付及びコーディネーターとの調整事務 ○普及組織及び農大との連絡調整に関する事務 ○相談カード及び支援状況の取りまとめ
副 審 議 役	多 田 輝 美	tada.terumi@adhokkaido.or.jp	6 5 9	○6次産業化サポート事業の推進方針及び計画の立 案に関する事務 ○地域支援検証委員会などの開催に関する事務 ○6次産業化サポートセンターの運営・管理に関す る事務
臨 時 職 員	村 上 千 代 枝	murakami.chiyoe@adhokkaido.or.jp	6 5 3	○農業経営者サポート事業事務支援

【担い手育成会費事業会員名簿】

(R7. 4. 1現在)

■会員数

総 会 員 数	2 1 1
関係機関・団体	1 0
市 町 村	1 7 4
賛 助 団 体	2 7

■関係機関・団体名（１０）

機 関 ・ 団 体 名
北海道
北海道農業協同組合中央会（１００農協を含む）
北海道信用農業協同組合連合会
ホクレン農業協同組合連合会
全国共済農業協同組合連合会北海道本部
北海道厚生農業協同組合連合会
一般社団法人北海道農業会議
北海道土地改良事業団体連合会
公益財団法人道央農業振興公社
一般財団法人ピンネ農業公社

■市町村名（１７４市町村）

市町村名	市町村名	市町村名	市町村名	市町村名	市町村名
夕張市	小樽市	日高町	旭川市	稚内市	帯広市
岩見沢市	島牧村	平取町	士別市	猿払村	音更町
美唄市	寿都町	新冠町	名寄市	浜頓別町	士幌町
芦別市	黒松内町	浦河町	富良野市	中頓別町	上士幌町
赤平市	蘭越町	様似町	鷹栖町	枝幸町	鹿追町
三笠市	ニセコ町	えりも町	東神楽町	豊富町	新得町
滝川市	真狩村	新ひだか町	当麻町	礼文町	清水町
砂川市	留寿都村		比布町	利尻町	芽室町
深川市	喜茂別町		愛別町	利尻富士町	中札内村
南幌町	京極町		上川町	幌延町	更別村
奈井江町	倶知安町		東川町	北見市	大樹町
由仁町	共和町		美瑛町	網走市	広尾町
長沼町	岩内町		上富良野町	紋別市	幕別町
栗山町	積丹町		中富良野町	美幌町	池田町
月形町	古平町		南富良野町	津別町	豊頃町
浦臼町	仁木町		占冠村	斜里町	本別町
新十津川町	余市町		和寒町	清里町	足寄町
妹背牛町	赤井川村		剣淵町	小清水町	陸別町
秩父別町			下川町	訓子府町	浦幌町
雨竜町			美深町	置戸町	釧路市
北竜町			音威子府村	佐呂間町	釧路町
沼田町			中川町	遠軽町	厚岸町
札幌市			幌加内町	湧別町	浜中町
千歳市			留萌市	滝上町	標茶町
江別市			増毛町	興部町	弟子屈町
恵庭市			小平町	西興部村	鶴居村
北広島市			苫前町	雄武町	白糠町
石狩市			羽幌町	大空町	根室市
当別町			初山別村		別海町
新篠津村			遠別町		中標津町
			天塩町		標津町
					羅臼町

■賛助団体名（２７団体）

団 体 名	団 体 名
よつ葉乳業株式会社	株式会社 J A 北海道情報センター
一般社団法人ジェネティクス北海道	北海道農業団体健康保険組合
一般社団法人北海道酪農畜産協会	北海道ホルスタイン農業協同組合
北海道農業信用基金協会	サツラク農業協同組合
北海道農業共済組合	公益社団法人北海道獣医師会
公益社団法人北海道酪農検定検査協会	北海道オリオン株式会社
公益社団法人北海道畜産物価格安定基金協会	雪印種苗株式会社
公益社団法人北海道農産基金協会	学校法人酪農学園
公益社団法人北海道農産協会	十勝農業協同組合連合会
一般社団法人北海道土地改良建設協会	根室生産農業協同組合連合会
一般社団法人北海道土地改良設計技術協会	公益社団法人国際農業者交流協会
一般社団法人北海道酪農協会	株式会社コーンズ・エージー
一般社団法人北海道地域農業研究所	釧路農業協同組合連合会
	オホーツク農業協同組合連合会